



同(石原慎太郎君紹介)(第八七四号)  
同外一件(勝間田清一君紹介)(第八七五号)

同(木村武雄君紹介)(第八七六号)

同(宮崎茂一君紹介)(第八七八号)

同(渡部恒三君紹介)(第八七九号)

新潟海運局の廃止反対に関する請願(岩垂重寿喜男君紹介)(第八六五号)

旧滿州棉花協會等を恩給法による外国特殊機関として指定に関する請願(山崎平八郎君紹介)(第八六六号)

は本委員会に付託された。

### 本日の会議に付した案件

防衛厅設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○江藤委員長 これより会議を開きます。防衛厅設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。市川雄一君。

○市川委員 防衛問題に入ります前に、官房長官にせつからおいでいただきましたので、時間の許す範囲でお尋ねしたいと思います。

実は、官房長官に潜在的脅威の問題で御答弁をいただきたいと思いましておいでいただいたわけですが、その問題に入る前に、イランの問題と金大中氏の問題でちょっとお伺いしたいと思いまます。ここ数日間イランの大使館人質問題が非常に急速な進展を示しておりますが、大統領選挙で非常に流動的な要素が多くございますが、政府としては、今回の問題に対してもう一つ認識と判断を持っておられるのか、また見通しをどういうふうに立てておられるのか、あるいはこの問題の進展いかんによつては、日本の対イラン政策に対し

てどういう態度をおとりにならうとしているのか、その辺をまずお伺いしたいと思います。

○宮澤国務大臣 詳しくは外務当局からお答え申しあげるべきかと存じますが、基本的にイランの議会があのようない決定をいたしましたことは歓迎すべき状態だと考えております。ただいまの段階は、イラン議会が提示しております条件が具体的にどのようなものであるかということにつきまして、アメリカ側がそれを正確に把握をしようと努めている段階かと存じます。また仮に把握をいたしました後、その条件を実現いたしますために、アメリカの国内法とどのような関係に立つかといふような問題だというふうに承知をいたしております。

○市川委員 わが国としては、人質が解放されればイランに対する経済制裁の理由は消滅すると思いまが、しかし、このようなイラン議会の決定が行われましたことは事態の一歩進展である、政府としてはそのように考えております。

○市川委員 人質が全員釈放されました場合には、経済措置をとりました基本的な原因が解消するということになると思いますので、その際には、EC諸国とも緊密な連絡の上、経済措置を解除いたすことになるらと存じます。

○市川委員 次に、金大中氏の問題ですが、けさの新聞、きのうの報道によりますと、韓国の高等裁判会議において二審の死刑判決が下った。政府は、一審の際には憂慮の念を韓国側に表明しましたが、この問題では国際世論あるいは国内世論も含めて非常に強い关心を持つておりますし、あるいは金大中氏の身の安全に対する非常に強い憂慮の念を持ちながら注目されておりました。しかし、これに対して政府として何らかの外交措置があるとはつぱら非友好国に限られるのか、あるいは政府の意思を表明するお考えがございま

ている旨を明らかにいたしましたが、今次の判決に接しまして、かかる憂慮の念を改めて明らかにせざるを得ないと考えております。このよくな政

府の考え方は、外交ルートを通じまして韓国側にこれを伝えることになると存じます。

○市川委員 政府は一貫してこの問題では静観す

るが望ましい、こういうことのようございま

すが、金大中氏の生命、人権の擁護に、政府はた

だ静観しているだけで何らかの成算があるのか。

○宮澤国務大臣 結局は大統領による特赦が期待できるか否かといふような問題にならざるを得なくなるのではないかと思います。ただ、憂慮の念を表明し静観して

いることが望ましいというだけで果たして金大中氏の生命、人権の擁護は日本政府としてできるのかどうか、その点についてどうですか。

○市川委員 この問題につきまして政府としては文字どおり静観をしておるというわけではございません。ただ、政府の考え方あるいは行動が表に立ちますときに、韓国民に対しても内政干渉

であるかのとき誤解を与えるおそれがある、そ

の結果は決して事態の私どもの望んでおる方向へ

の解決に役立たないであろう、そういう配慮がございますので、きわめて注意深く行動をいたしておる。日本政府が本件につきまして大きな関心を持っていますことは、韓国政府もよく知つておられるところであると考えます。

○市川委員 官房長官の時間が限られております。

○市川委員 余り明快な見解とは思えないのです

が、それはまた後でお伺いすることにしまして、官房長官、先日この北朝鮮の潜在的脅威の問題

で、岡崎参事官の発言に対して防衛廳長官は、言葉足らずで不適当、こういうふうにおっしゃられ

たのですが、官房長官も岡崎発言が不適当といふうに御認識されておりますか、官房長官どうぞ

すか。

○宮澤国務大臣 所属の長官であります防衛廳長官の御発言のとおりと考えております。

○市川委員 直属の長官である防衛廳長官とい

おつしやり方ですが、官房長官、政府としての御

認識はどうなんですか。岡崎発言というものは不

適当だ、こういうふうにお考えいらっしゃるの

ですが、もう一度お伺いしたいと思います。

○宮澤国務大臣 直属の長官であります防衛廳長官の御判断が政府としての判断だ、かように申し上げておきます。

○市川委員 そこで、不適当という中身ですけれ

ども、国益に合致しない、いろいろ言われており基準というものがあるのかないのか、それもまずお伺いしたいと思います。

○大村国務大臣 お答え申し上げます。

ただいま潜在的脅威の判断の基準はどうかといふ尋ねでございました。もともと脅威は侵略し得る能力と侵略意図が結びついて顕在化するもの

あります。この意味でのわが国に対する差し

うお尋ねでございました。もともと脅威は侵略し得る能力と侵略意図が結びついて顕在化するもの

あります。この意味でのわが国に対する差し

うお尋ねでございました。もともと脅威は侵略し得る能力と侵略意団が結びついて顕在化するもの

ますが、朝鮮民主主義人民共和国、北朝鮮を潜在的脅威と見たことあるいは認識したこと、これが不適当なのか、あるいはそれを発言したことが不適当なのか、どちらですか、防衛庁長官。

○大村國務大臣 お答え申し上げます。

朝鮮民主主義人民共和国を潜在的脅威と断定したこと、これが不適当であるという主張を私は申し上げたのでございます。

○市川委員 そうすると、朝鮮民主主義人民共和国、北朝鮮を潜在的脅威と見たあるいは断定したこと、これが不適当ということは、北朝鮮を潜在的脅威と見ることは誤っている、こういう意味ですか、どうですか。

○大村國務大臣 お答え申し上げます。

先日の委員会でも申し上げましたとおり、参事官が朝鮮民主主義人民共和国を潜在的脅威というふうに述べましたことは、言葉足らずであり不適当であるということを私は申し上げたのでござります。

○市川委員 そこで、官房長官にも一度お尋ねしたいのですが、先ほどお聞きになっていたと思

いますが、日本がある国を潜在的脅威と見る判断

が、やはり社会主義国であり、日本よりも強い

力を持つて、しかも伸び率ではかなり軍事的能力を高めておる。中国はなぜ潜在的脅威ではないのですか、防衛庁長官。

○宮澤國務大臣 一言つけ加えさせていただきたいと思いますが、先ほど私の申し上げましたこと、政府の判断と防衛庁の判断が食い違つてお

りますから、そういう立場から申しますと、あの

国がどう、この国がどうと申しますことは、政府

の立場としては、お尋ねがあればやむを得ないこ

とでござりますけれども、それを一々言挙げする

ことが政府全体の立場といたしまして國益である

かどうか、そういう点は恐らくただいま御指摘の

中に含まれている意味であります。むしろ國を挙げて外交を中心に努力して、そのような

脅威を除いていくことがわが国の平和外交

の姿勢であろう、こういうふうに考えております。

○市川委員 従来政府は、わが国は仮想敵国とい

うものは想定しないのだ、あるいは三木内閣の当

時は等距離外交ということを総理大臣みずからお

っしゃったこともあるし、福田首相は全方位外交

ということをおっしゃった。ソ連が軍事的増強を

図っているかどうかという次元の問題は別としま

して、やはり日ソ友好親善というものは、日本に

とっても好むと好まざるとにかかわらず非常に重要な問題だと思うのです。それをソ連の潜在的脅

威、潜在的脅威と言いつのることが日本の国益に

かなうものとは私は決して思わない。いま官房長

官も大分言葉を濁されながら話されておりました

が、やはり防衛庁の見解と政府全体の判断との間

の隔たりといふものをいまの答弁をお伺いしながら非常に感じたわけでございます。

○宮澤國務大臣 最近ソ連軍がかなり急速に軍備

を増強しておることは恐らく事実でございます

し、北方領土における軍備強化もその一環である

うかと思われます。したがいまして、防衛問題の

専門家がそのような事実に着目しているというこ

とは職責上私は当然のことであると思ひますし、

またそれを潜在的な脅威であると判断を仮にして

おるとすれば、そのことを何も間違つておると申

し上げるつもりは私はございません。ただ、仮に

頭在化せしめないための努力、外交を中心として

国としてはそのような努力をいたすのが当然であ

りますし、またいたさなければならぬのでござ

りますから、そういう立場から申しますと、あの

国がどう、この国がどうと申しますことは、政府

の立場としては、お尋ねがあればやむを得ないこ

とでござりますけれども、それを一々言挙げする

ことが政府全体の立場といたしまして國益である

かどうか、そういう点は恐らくただいま御指摘の

中に含まれている意味であります。むしろ

國を挙げて外交を中心に努力して、そのような

脅威を除いていくことがわが国の平和外交

の姿勢であろう、こういうふうに考えております。

○市川委員 食い違ひがあるというふうに申し上

げたというよりも開きがある。ソ連を潜在的脅威

と見ることは國益と合致しますかという私の質問

に、官房長官は明快なお答えをまだなさつていな

いと思うんですね。先ほど言葉を濁された。政府

トータルの判断としてソ連を潜在的脅威と言いつ

つていくことが本当に日本の國益に合致してお

りますか。官房長官、どうですか。

○宮澤國務大臣 防衛庁当局がいろいろな場合を

想定いろいろな判断に立つて施策を進めてお

るのは、私は当然のことだと考えております

が、政府全体として何々國が潜在的脅威である

と申しましたときに、仮に相手方がそれを自分の

国を敵視しておると誤解をする可能性はございま

すので、なるべくならそのような誤解は与えない

方がいい、こういうことだと思います。

○市川委員 官房長官お時間のようですから、ど

うもありがとうございました。

結局は、防衛庁の見解は能力が増大したかどう

かだけで判断していらっしゃるわけですよ。そ

う潜的脅威が消えない限り防衛力を増強してい

けでございます。そうなりますと中国、あえて外

国の名前を言うのは非常に失礼でございますが、

中国は潜在的脅威であるかどうかという趣旨の

お尋ねでございますが、その前に、先ほど私、答

弁の際に、潜在的脅威というものは、侵略し得る

軍事能力に着目し、そのときどきの國際情勢等を

のですか、防衛庁長官。

○宮澤國務大臣 一言つけ加えさせていただきたい

いと思いますが、先ほど私の申し上げましたこと

と、政府の判断と防衛庁の判断が食い違つてお

ります、あるいは矛盾しておるというふうに私は考

えておりませんで、防衛という見地からわが国の安

全を図つておられる防衛庁としての判断、またそ

れの判断に備えて施策を進めていく、これは当然の

ことであろうと思います。政府全体といたしまし

ては、そのような防衛努力とともに外交その他の

努力によってこの脅威を減らしていく、これも

また当然のことであつて、その間食い違いがあ

る、矛盾があるというふうには私としては考えて

おりません。

○市川委員 食い違ひがあるというふうに申し上

げたというよりも開きがある。ソ連を潜在的脅威

と見ることは國益と合致しますかという私の質問

に、官房長官は明快なお答えをまだなさつていな

いと思うんですね。先ほど言葉を濁された。政府

トータルの判断としてソ連を潜在的脅威と言いつ

つていくことが本当に日本の國益に合致してお

りますか。官房長官、どうですか。

○宮澤國務大臣 防衛庁当局がいろいろな場合を

想定いろいろな判断に立つて施策を進めてお

るのは、私は当然のことだと考えております

が、政府全体として何々國が潜在的脅威である

と申しましたときに、仮に相手方がそれを自分の

国を敵視しておると誤解をする可能性はございま

すので、なるべくならそのような誤解は与えない

方がいい、こういうことだと思います。

○市川委員 官房長官お時間のようですから、ど

うもありがとうございました。

結局は、防衛庁の見解は能力が増大したかどう

かだけで判断していらっしゃるわけですよ。そ

う潜的脅威が消えない限り防衛力を増強してい

けでございます。そうなりますと中国、あえて外

国の名前を言うのは非常に失礼でございますが、

中国は潜在的脅威であるかどうかという趣旨の

お尋ねでございますが、その前に、先ほど私、答

弁の際に、潜在的脅威というものは、侵略し得る

軍事能力に着目し、そのときどきの國際情勢等を

のですか、防衛庁長官。

○宮澤國務大臣 一言つけ加えさせていただきたい

いと思いますが、先ほど私の申し上げましたこと

と、政府の判断と防衛庁の判断が食い違つてお

ります、あるいは矛盾しておるというふうに私は考

えておりませんで、防衛という見地からわが国の安

全を図つておられる防衛庁としての判断、またそ

れの判断に備えて施策を進めていく、これは当然の

ことであろうと思います。政府全体といたしまし

ては、そのような防衛努力とともに外交その他の

努力によってこの脅威を減らしていく、これも

また当然のことであつて、その間食い違いがあ

る、矛盾があるというふうには私としては考えて

おりません。

○市川委員 食い違ひがあるというふうに申し上

げたというよりも開きがある。ソ連を潜在的脅威

と見ることは國益と合致しますかという私の質問

に、官房長官は明快なお答えをまだなさつていな

いと思うんですね。先ほど言葉を濁された。政府

トータルの判断としてソ連を潜在的脅威と言いつ

つていくことが本当に日本の國益に合致してお

りますか。官房長官、どうですか。

○宮澤國務大臣 防衛庁当局がいろいろな場合を

想定いろいろな判断に立つて施策を進めてお

るのは、私は当然のことだと考えております

が、政府全体として何々國が潜在的脅威である

と申しましたときに、仮に相手方がそれを自分の

国を敵視しておると誤解をする可能性はございま

すので、なるべくならそのような誤解は与えない

方がいい、こういうことだと思います。

○市川委員 官房長官お時間のようですから、ど

うもありがとうございました。

結局は、防衛庁の見解は能力が増大したかどう

かだけで判断していらっしゃるわけですよ。そ

う潜的脅威が消えない限り防衛力を増強してい

けでございます。そうなりますと中国、あえて外

国の名前を言うのは非常に失礼でございますが、

中国は潜在的脅威であるかどうかという趣旨の

お尋ねでございますが、その前に、先ほど私、答

弁の際に、潜在的脅威というものは、侵略し得る

軍事能力に着目し、そのときどきの國際情勢等を

のですか、防衛庁長官。

○宮澤國務大臣 一言つけ加えさせていただきたい

いと思いますが、先ほど私の申し上げましたこと

と、政府の判断と防衛庁の判断が食い違つてお

ります、あるいは矛盾しておるというふうに私は考

えておりませんで、防衛という見地からわが国の安

全を図つておられる防衛庁としての判断、またそ

れの判断に備えて施策を進めていく、これは当然の

ことであろうと思います。政府全体といたしまし

ては、そのような防衛努力とともに外交その他の

努力によってこの脅威を減らしていく、これも

また当然のことであつて、その間食い違いがあ

る、矛盾があるというふうには私としては考えて

おりません。

○市川委員 食い違ひがあるというふうに申し上

げたというよりも開きがある。ソ連を潜在的脅威

と見ることは國益と合致しますかという私の質問

に、官房長官は明快なお答えをまだなさつていな

いと思うんですね。先ほど言葉を濁された。政府

トータルの判断としてソ連を潜在的脅威と言いつ

つていくことが本当に日本の國益に合致してお

りますか。官房長官、どうですか。

○宮澤國務大臣 防衛庁当局がいろいろな場合を

想定いろいろな判断に立つて施策を進めてお

るのは、私は当然のことだと考えております

が、政府全体として何々國が潜在的脅威である

と申しましたときに、仮に相手方がそれを自分の

国を敵視しておると誤解をする可能性はございま

すので、なるべくならそのような誤解は与えない

方がいい、こういうことだと思います。

○市川委員 官房長官お時間のようですから、ど

うもありがとうございました。

結局は、防衛庁の見解は能力が増大したかどう

かだけで判断していらっしゃるわけですよ。そ

う潜的脅威が消えない限り防衛力を増強してい

けでございます。そうなりますと中国、あえて外

国の名前を言うのは非常に失礼でございますが、

中国は潜在的脅威であるかどうかという趣旨の

お尋ねでございますが、その前に、先ほど私、答

弁の際に、潜在的脅威というものは、侵略し得る

軍事能力に着目し、そのときどきの國際情勢等を

のですか、防衛庁長官。

○宮澤國務大臣 一言つけ加えさせていただきたい

いと思いますが、先ほど私の申し上げましたこと

と、政府の判断と防衛庁の判断が食い違つてお

ります、あるいは矛盾しておるというふうに私は考

えておりませんで、防衛という見地からわが国の安

全を図つておられる防衛庁としての判断、またそ

れの判断に備えて施策を進めていく、これは当然の

ことであろうと思います。政府全体といたしまし

ては、そのような防衛努力とともに外交その他の

努力によってこの脅威を減らしていく、これも

また当然のことであつて、その間食い違いがあ

る、矛盾があるというふうには私としては考えて

おりません。

○市川委員 食い違ひがあるというふうに申し上

げたというよりも開きがある。ソ連を潜在的脅威

と見ることは國益と合致しますかという私の質問

に、官房長官は明快なお答えをまだなさつていな

いと思うんですね。先ほど言葉を濁された。政府

トータルの判断としてソ連を潜在的脅威と言いつ

つていくことが本当に日本の國益に合致してお

りますか。官房長官、どうですか。

○宮澤國務大臣 防衛庁当局がいろいろな場合を

想定いろいろな判断に立

くんだといら論理になりますと、要するに、米ソの軍拡に日本がもろにそのままはまり込んでいく、こういうことなんです。これはもうどこまで行くのか一つも歯どめがない。あるいはまた国民党

のせつかくのコンセンサスを破壊していく。私はそういう意味で非常によくないと思うのです。  
その問題はもうちょっと具体的にお伺いしますが、まずその問題に入る前に、防衛白書というものは毎年防衛庁で出しておられます。これは閣議によって決議されたものだと思ふのですが、対外的に、防衛白書というものは防衛庁としては責任を持たない文書ですか、どうなんですか。

○夏目政府委員　防衛白書というのは、従来とも閣議に配付しまして報告しまして了承を得たものでありますて、そういう限りでは、政府部内の意見統一といいますか調整を経たものというふうに御理解いただきたいと思います。

○市川委員　もうちょっと確認なんですが、政府部内の意見調整を経て出たもの、したがつてこれは防衛庁としては対外的には非常に責任のある文

○夏目政府委員 責任あるというのはどういう御趣旨かわかりませんが、合意を得た、事務的に調整を経て作成されたものであるというものでござります。

○市川委員 岡崎参事官に個人的な恨みがあるわけじゃないですが、どうも発言が挑戦的というか、そこでお伺いしたいのですが、十月二十一日に行われました衆議院の安全保障特別委員会で岡崎参事官は、「防衛計画の大綱」は閣議で決定された、しかし、その「防衛計画の大綱」の裏打ちになつてゐる概念あるいは考え方と申しますか、基盤的防衛構想、この基礎的防衛構想の説明が防衛省書に載つておる、その説明部分は閣議で採択されたものではないのだから、その説明部分に書いてあることに拘束されません、こういう趣旨の見解を答弁なさつたわけです。あのとき時間があればもうちょっとと問題にしたかったのですが、言葉じ

りをとらえて、どうこう言うつもりは全くないので  
すが、中でも核心をなしているのは、「防衛計画  
の大綱」を裏打ちしている考え方、基盤的防衛構  
想、この基盤的防衛構想を防衛庁が防衛白書で責  
任を持って説明しているわけです。しかもその説  
明の中に、基盤的防衛力は国際情勢が大きく変化  
したときに拡大していくんだ、その国際情勢の大  
きな変化の例として五つの項目を指摘していらっ  
しゃる。その五項目の指摘に対し質疑に對し  
ては、これは単なる説明にすぎません、したがつ  
て、その五項目の中の一項目がどうなったかこう  
なったかということによって防衛庁が大綱を見直  
したり何かするとかしないとかいう束縛は受けな  
いんだ、これは私は非常に無責任な答弁だと思う  
んですよ。違いますか。防衛庁が大綱を発表し  
て、その裏づけとしての基盤的防衛構想というも  
のを持つていて、その基盤的防衛構想を基盤的な  
ものからさらに拡大するかどうかの判断の基準と  
して国際情勢の大きな変化というものを挙げてい  
る。その国際情勢の変化の一つの具体的指針とし  
て五項目を挙げている。その五項目のどれが変化  
したんだという質問に対し、答えるとして先ほ  
どのようなお答え方をする。それは閣議決定され  
ておりません。しかもこれは五年前とおっしゃつ  
ておりますが、五十一年の防衛白書も書いてあり  
ますけれども、五十一、五十二年、五十三年、  
五十四年、五十四年までちゃんと防衛白書にこの  
ことは書いてあるのですよ。確かにことしの白書  
には書いてありませんよ。五十四年の白書までは  
このことは書いてある。五項目、大きな国際情勢  
の変化の例示として。これに全く束縛されないの  
だということは、防衛庁が白書の中で責任を持つ  
て述べたことが、そんなことはわれわれを縛るもの  
ではない。全く無責任な答弁だと私は思うので  
す。これは参事官じやなくて防衛庁長官、この点  
についてはどういうふうにお考えですか。

の後速記録も読み直してみたのですが、それを取りまとめてお答え申し上げますと、おそらく次のとおりになりますが、閣議決定をした大綱そのものとは文書の性格上異なるものであることを申し上げるとともに、いま御指摘の五条件は例示であり、たとえばという形で掲げられておりますので、それ以外にも国際情勢変化の要因があることを申し上げたものであると考えております。

○市川委員 ちょっとと納得しませんね。たとえば度の白書なんて言つておりませんよ。私は、五十年、五十二年、五十三年、五十四年の白書に書いてある、それを確認した前提で先日の委員会で質問したのです。その答弁は、参事官は別に何年あるわけじゃないでしょ、参事官は。何年、五十二年、五十三年、五十四年の白書にも同じであります。したがいまして、「五年前の情勢について例示的に項目を挙げていい」と言つておられるけれども、五十四年の白書にも同じであります。それが「別に閣議決定もされておらず、それでござります」と、それが変わらないから変えておられない、そういう性質のものでもございません。」要するに防衛省は白書の中で基礎的な防衛構想、その基礎的なものを整備するのだけれども、もしそれが前提とする国際情勢に大きな変化があった場合には、それを基礎的なものからさらに拡大するのだということをおっしゃっておる。では、どういう国際情勢の大きな変化に対応する

のかというふうに質問すると、例の五項目の例示を挙げて答弁をなさるし、防衛白書にもそう書いてある。ところが白書に書いてある五項目は、単なる解説であって、これには、これが変わったからといって大綱見直しとかそういうことにならないし、また変わらないからといって大綱を見直すことはできるんだ、こういう趣旨の答弁をしているわけです。防衛庁が責任を持つて説明をしているわけでしょう。基礎的防衛構想、その前提是国際情勢、その国際情勢が大きく変化する場合、それは変えますよ、その大きな変化とは大体こういうことを意味するんですと、いうふうに説明しているのじゃありませんか。その説明が全く防衛庁の判断を束縛しない、あるいは責任を持たなくていいもの、こういう御認識ですか、長官は。どうですか。

○大村国務大臣 重ねてのお尋ねでございますからお答えを申し上げます。

私は、現在の「防衛計画の大綱」については、現在見直す考へはないということをしばしば国会においてお答え申し上げている次第でございます。

将来の問題につきましては、ほかの委員の御質問に対しまして、国際情勢の変化、国内世論の変化、そしてまた大綱の水準の達成、そういう事柄を念頭に置いて今後対処してまいりたいという趣旨のことを申し上げておる次第でございます。

将来のことについての一つのあれとしまして国際情勢という問題がある。そして現在までの白書等の解説において、国際条件の例示として五項目がついておったのだ、こういったことも事実でございます。

そういう考え方に基づいて、私は判断いたしましたがございまして、五項目ももとより重要でございますが、それ以外の問題につきましては、いろいろ研究していく必要は今後あるうかと思うわけでございます。また五項目の内容につきましても、情勢の変化があるわけでございますから、そういう問題につきましても絶えず検討をしてまいりたい、そういう気持ちでおるわけでございます。

○市川委員 ですから、そういう意味では岡崎参考官のこの答弁は非常に不適当なんですね。不適当な答弁ですよ、防衛庁長官。防衛白書をみずから否定するような発言です。

これをなぜ問題にするかと申しますと、この発言そのものあるいは北朝鮮を潜在的脅威と見る見ないの問題、要するに基盤的防衛構想が一定の防衛力増強に歯どみをかけているわけですよ。これはできた當時、坂田元防衛庁長官がおっしゃつておりますけれども、平和時における防衛力の限界、いわゆる差し迫った特定の国の脅威に対抗するというよりは、いわゆる平時の警戒態勢を重視するのだ。恐らくこういうものがどうもいま防衛庁の中では邪魔になつてきている。何とか外したい、こういう一連の作業が国会答弁の中つい本音としてちらちらと出てくるのじゃないか。この辺を私たちとしては非常に心配して見ていくわけですけれども、そういう立場で伺つていただけでございます。岡崎参考官の答弁が非常に不適当だということを御指摘申し上げたいと思うのであります。

○大村国務大臣 次の質問に移りますが、……  
    ちょっとと補足させていただきたい  
    いと存じます。

いま市川委員から重ねて御指摘があつたわけでございますが、私ども、この五十一年に策定されました「防衛計画の大綱」を現在におきましても引き続き変えないで、その範囲内で防衛力の充実を図つていきたいと考えている次第でございます。その基礎になる考え方は、先生御指摘のとおり、限定期、小規模の侵略に対してはわが国独立力をもつて対処し、それを超えるものにつきましては日米安保条約の有効な運営によっていわば補完をしていくというのが大綱の考え方でございます。その基礎に潜在的脅威に対しても全く配意がなかつたかと私は考へてゐるわけでございまして、翌年の防衛白書におきましても、そういつた脅威の問題についてましては相当なページ数を当てて解説もい

たしておるわけでございます。いずれにいたしましても、私どもいたしましては、現在の大綱を変える考へは持つておらないわけでござります。大綱を適切に運営してまして、わが国の防衛を確実に進めていきたいというのが私の考へでございますので、その点も御理解を賜りたいと思う次第でございます。

岡崎発言につきましては、先ほど申し上げましたように、朝鮮民主主義人民共和国を潜在的脅威であると言いましたことにつきましては、言葉足らずであり、不適当であったと思いますので、この種の発言は今後しないよう厳重に注意したところでございます。また防衛白書の例示の説明をしたわけでございますが、私は速記録等を見直してみまして、その趣旨においては間違っていないと思うのですが、聞いておりまして、言葉足らずの方等につきましては、もう少し工夫した方がよいのではないかという感想を持ちましたけれども、大筋においては間違っていないと考えております。

○ 塩田政府委員 そのような趣旨でお答えしたつ  
が、間違ひございませんか。  
國民世論のコンセンサスあるいは財政事情とい  
う意味だらうと思いますが、こういう三つの条件を  
勘案してという御答弁の趣旨に伺つております。  
さして、わが国周辺の軍事情勢の変化あるいは防  
衛計画大綱の水準の達成、三番目には国内事情、  
答弁されております。確認なんですが、國際情勢  
の大きな変化の例示、從來の五項目に一項目ブラン  
スして、

○市川委員 そうすると防衛廳長官、今まで例示は五項目だったわけです。その例示に一項目日本がラスしたわけでしょう。わが国周辺の軍事情勢の変化というのが入ったわけだ。いまでは五項目の例示の中にはこれは入ってなかつた。朝鮮半島なども、わが国周辺の軍事情勢の変化という表現では五項目の例示には

う。そうですね。どうですか、防衛局長。

○塩田政府委員 私のその部分の言葉 자체は、いま  
ちょっとと覚えておりませんけれども、私が申し上げました趣旨は、五項目という例示がございます  
が、それだけではなくて、ほかにも国際情勢のわ  
が国に大きな影響を及ぼすいろいろな要因はあり  
得ると思いましたので、五項目のみならず、ほか  
にもそういうわが国にとって重要な影響のある国  
際情勢の変化というものは、考えられる要素の中  
に入れるべきであるということを申し上げたつも  
りでございます。

○市川委員 要するに五項目の例示を一項目ふや  
したのですよ。そうしないと、ソ連の潜在的脅威  
というのがあの五項目の例示では当てはまらない  
わけです。そうでしょ。五項目の中には、ソ連  
の潜在的脅威を言う項目がない。だからわが国周  
辺の軍事情勢の変化ということで、これが言つて  
みれば伏線ですよ。後で物を言つてくるわけです  
よ。この項目がソ連の潜在的脅威の増大となが  
って基盤的防衛構想を崩していく伏線になつてい  
るじやありませんか。一方では、五項目といぢの  
は單なる解説にすぎません、解説として書いた五  
項目の情勢変化があつたから大綱をどうするとい  
う束縛力は持つてないんですねなんということを言  
いながら、また一方では、五項目に追加して六項  
目にしている。非常に巧妙なやり方をしていらっしゃるわけですよ。

そこで、先ほどから防衛庁長官、質問してない  
のに質問通告を丁寧にしたせいか先の質問に答え  
ていらっしゃるわけでそれども、そういうことを  
をされると今後質問通告の仕方を考えなければな  
らないわけですが、「防衛計画の大綱」の裏打ちと  
しての基盤的防衛構想というものが一つはあるわ  
けですが、この基盤的防衛構想では、この防衛計  
画大綱を発表した當時、坂田防衛庁長官が長官談  
話で発表した。御承知かと思います。

要点としては、東西対立といった冷戦時代の考  
え方からは脱却する。冷戦指向ではない、冷戦か

方、しかも平等のうものを出しまで増大さいくんだといしゃつていてるま申し上げたまゆる平和時の備は量的増大するんだ。またに軌道修正一考慮するんだ。思うのですよ。されられる。さきに基礎的防護整備すべき

のができた  
そこでお伺  
点で「防衛計  
画」の先ほどか  
ことをお伺い  
いわゆる基盤  
防衛力を増強

き防衛力の日  
防衛力はどこで  
安にこたえる  
た、いい考え方  
時点で、この  
たと思つて  
いう考え方

か、これをお聞きしたい。

○大村国務大臣 先生よく御存じのとおり、いわゆる基盤的防衛力構想とは、防衛上必要な各種の機能を備え、後方支援態勢を含めて、その組織及び配備において均衡のとれた体制を保有することを主眼といたしまして、平時において十分な戦略に対し原則として独立で対処することができ、さらに情勢に重要な変化が生じ新たな防衛力の体制が必要とされるに至ったときには、円滑にこれに移行し得るように配置された防衛力を保持しようととする考え方であり、このような考え方方は現在でも変えおりません。

○市川委員 ですから、基盤的防衛構想という考え方には、いまの時点でどういう評価を持つておられるのか。簡潔にお答えください。

○大村国務大臣 現在においてもこれを評価し、その達成に努めているところであります。

○市川委員 そこでお伺いいたしますが、安全保障特別委員会での質疑でも、塩田防衛局長は「防衛計画の大綱」もしくは基盤的防衛構想は特定の国を脅威として想定してつくられたものではありません、こういう御答弁をなさつておりますが、いかがですか。確認の意味で。

○塩田政府委員 そのとおりでございます。

○市川委員 今まで国会論議の中で「防衛計画の大綱」は特定の国を脅威として想定してつくられたものではありません、こういうふうに一方では答弁なさるわけですよ。一方では、長官はソ連の潜在的脅威を念頭に置いて防衛力の増強を図っていくんだということをおっしゃっているわけでね。したがって、「防衛計画の大綱」あるいは基盤的防衛構想は没脅威ではないかという批判に對しては、小規模限定的侵略を想定しておりますから、脅威を全く想定しないという意味でおっしゃっているんなら、これは没脅威ではありません、こういう答弁をなさつていいわけですね。私はおかしいと思うのですよ。明らかにいわゆる基盤的防衛構想の考え方を骨抜きして、ソ連

の潜在的脅威が増大したということによって将来日本の防衛力をもつと増強できるような布石を打つておられますか。この三点。一つは、まず基盤的防衛構想あるいは「防衛計画の大綱」は、特定の国を想定しないでつくられたといふことです。しかし、ソ連の潜在的脅威といふんです。しかしながら、ソ連の潜在的脅威という言葉を特定しておませんと言ひながら、國を特定したということ、これは大きな変化じやありませんか。國を特定しておませんと言ひながら、國を特定したということです。また基盤的防衛構想は特定の國を脅威と想定しておられませんから、特定の國を想定してないということは、特定の國の脅威の増大から影響を受けないということですよ。想定していない以上、どこの國の脅威がどうなりましたか

かで去年の国会からですか、ことしの国会からですか、國を特定したじやありませんか。國を特定したということです。また基盤的防衛構想は特定の國を脅威と想定しておられませんから、特定の國を想定してないということは、特定の國の脅威の増大を想定しておられませんよ。それがソ連の潜在的脅威が増大したから防衛力整備を急ぐだということは、特定した上に、しかも特定したソ連の國の脅威の増大を理由にまたやううということでしょう。だから、そういう意味では、細かく言えば二重の意味で基盤的防衛構想を実質的になし崩し、形骸化というふうに私は見るわけでございます。この考え方方は矛盾しておられませんか、どうですか。

○塩田政府委員 基盤的防衛構想を考えたときに、特定の国を想定したものではないということはしばしば申し上げておるとおりでございます。先生もよく御存じのように、翌年の防衛白書でも説明をいたしておりますが、およそ脅威ということが全部抜きにした防衛構想というのはどこの国にもないということを言ひながら、わが國の場合、基盤的防衛構想あるいは「防衛計画の大綱」を考慮するに当つては、脅威といふものをを御理解をいただきたいわけであります。

したがいまして、第二のお答えにも通ずるわけですが、基盤的防衛力の構想は、特定の國の脅威を対象にしたものではないということを申上げておるわけではありません。その点はぜひ御理解をいただきたいと思います。

したがいまして、特定の國の脅威が増大をしたから申しまして、特定の國の脅威が増大をしたから申しますが、基盤的防衛力の構想は、特定の國の脅威を対象にしたものではないということを申上げます。防衛廳は周辺諸國の核兵器による脅威に対する影響を受けて対処するのですが、どうですか。その点は、私どもとしては、先ほど申し上げたお答えを繰り返したいと思います。

それから、核の脅威に対して対応するのかどう点でございますが、これは「防衛計画の大綱」にもござりますように、あるいはまた日米ガイド

みまして、わが國としましては、大きな準備でもつて大がかりな侵略ということを考えることは、侵攻する側にとっても容易ならざる政治的決定であるということにかんがみまして容易にできるものではないということ踏まえまして、わが國にとつては限定的かつ小規模な比較的大がかりな準備でなしに来れるものに対しては必ず防衛するだけの力を備えよう、こういうことで構想されることはよく御存じのとおりだと思います。

そういう基盤的防衛構想を持ちまして、その後別表の線にいま到達すべく努力をしてきておるということもしばしば私ども申し上げております。そこで、先生御指摘のよう、近年ソ連が潜在的脅威の増大であるということを防衛廳はしきりに言つておる、それは防衛力を増強するための布石であり、前の考え方と矛盾しないかということでお答えしましたように、「防衛計画の大綱」の線に従つて現在整備しておるわけでございまして、しかも現状におきましたて、あの構想のもとにできた別表にさえもまだ到達していない現在の状況を考えました場合に、最近における極東におけるソ連軍の増強等を潜在的脅威の増大と見ておるわけでございます。そういう意味では、細かく言えば二重の意味で基盤的防衛構想を実質的になし崩し、形骸化というふうに想定してない一般的脅威を前提につくつたと規模限定的侵略を想定してつくったものだから、そういう意味では脅威に対応だ、こう答えているわけですから、これは言つてみれば一般的脅威であります。特定の國の脅威じやなくて小規模限定的侵略といふ、どこの國からあるものか全くわからぬわけですね。財政事情の厳しい中で防衛費だけ特別枠と大綱の水準の可及的速やかな達成をしたいんだと申します。

そこで、先生御指摘のよう、近年ソ連が潜在的脅威の増大であるということを防衛廳はしきりに言つておる、それは防衛力を増強するための布石であり、前の考え方と矛盾しないかということでお答えしましたように、「防衛計画の大綱」の線に従つて現在整備しておるわけでございまして、しかも現状におきましたて、あの構想のもとにできた別表にさえもまだ到達していない現在の状況を考えました場合に、最近における極東におけるソ連軍の増強等を潜在的脅威の増大と見ておるわけでござります。そういう意味では、細かく言えば二重の意味で基盤的防衛構想からみ出たと言われてもよい。しかし、特定の國の脅威を前提にはしてないという意味では、ソ連の潜在的脅威が増大したといふことを防衛力整備早期達成の理由にすることには、基盤的防衛構想からみ出たと言われてもよい。しかし、特定の國の脅威を前提にはしてないという意味では、ソ連の潜在的脅威が増大したといふことを防衛力整備早期達成の理由にすることには、基盤的防衛構想からみ出たと言われてもよい。しかし、特定の國の脅威を前提にはしてないといふことを防衛力整備早期達成の理由にすることには、基盤的防衛構想からみ出たと言ひたと申します。防衛廳は周辺諸國の核兵器による脅威に対しては、私どもとしては、先ほど申し上げたお答えを繰り返したいと思います。

それから、核の脅威に対して対応するのかどう点でございますが、これは「防衛計画の大綱」にもござりますように、あるいはまた日米ガイド

ラインにもござりますよう、アメリカの核抑止力で依存すると、う考え方でございます。

○市川委員 核の脅威に対しても、日米安保条約の核のかさに依存するという御答弁ですね。しかしながらS.S.20、可動式中距離弾道弾、これは核兵器じゃありませんか。ソ連の核兵器の配置が増して、能力が増して、それに対応するんだ、核兵器の脅威に対応することじゃありませんか。ソ連の潜在的脅威の事例として、あるいは極東ソ連軍の増強ぶりの事例として、バックファイア戦略爆撃機、これは核彈頭搭載の爆撃機ですね。それからS.S.20、可動式中距離弾道弾、これは核兵器じゃありませんか。ソ連の核兵器の配置が増されたから、ソ連の潜在的脅威がその分だけ増して、能力が増して、それに対応するんだ、核兵器の脅威に対応することじゃありませんか。

○塩田政府委員 御指摘のよう、パックファイアの配備でありますとかSS 20の配置といったようなことを私どもは最近における極東軍事情勢の変化の中で指摘をしております。そういうことでが最近における潜在的脅威の増大と言つておる要因の一つであることは、先生御指摘のとおり私どももそういうことを考えて言つております。それに對しましてどう対応するかということはまた別でございまして、核に対しましていかなる対応をするかということは、アメリカの核抑止力に依存するということを申し上げているわけでございます。

○市川委員 要するに、核の脅威に対しても核兵器を持つという意味での対応はしない、それはわからりますよ。そうじやなく、防衛力の、自衛隊の増強ということで対応しようとしているんじゃありませんか。対応という意味では同じじやありませんか。その辺もおかしなことだと私は思うのですよ。

次に、防衛庁の国会答弁とか防衛白書で伺つております米ソの軍事バランスという問題でござります。

○市川委員 要するに、核の脅威に対しして核兵器強化を持つという意味での対応はしない、それはわかっていますよ。そうじやなくて、防衛力の、自衛隊の増強ということで対応しようとしているんじゃありませんか。対応という意味では同じじゃあります。その辺もおかしなことだと私は思うのですよ。

次に、防衛庁の国会答弁とか防衛白書で伺つております米ソの軍事バランスという問題でございませんか。

〔委員長退席、柴谷委員長代理着席〕

力」という項目が一つあるわけですが、これを読んでおりますと、ソ連に比べてみて米国の方が核戦力で非常に劣っている、何か米国の核のがさが非常に信頼性を失ってきたかのとき表現が入っているわけですが、防衛庁の米ソ核バランスの比較の見方、ICBM保有数をあえて偏って見ていいのか、あるいは意識しないで偏って見ていいのか、そういう気がしてならないわけです。その点どう認識されておりますか。ソ連だけが増強されているよう書いてあるのですね。しかし、アメリカだから核戦力は維持向上しているわけですから、その辺の認識をまず……。

○岡崎政府委員 最近の米ソの核バランスにつきましては注目すべき点は明らかにソ連のICBMの数量及び精度の増強でございます。その点は白書に書いてございますけれども、全体としてアメリカの方方が負けているというような印象はむしろ与えないように努力して書いたつもりでござります。実際といたしましては、これはアメリカがエッセンシャルエクイバレンス、つまり本質的に対等である、ある部分では強い部分、ある部分では弱い部分もあるけれども、本質的に対等なんだとということをアメリカは言つております。防衛白書も大体その線に沿つて書いてございます。

○市川委員 それではお伺いしますが、このページの記述とソ連は戦略核戦力の質的改善にも力を入れてきており、このため、大型で威力の大きい弾頭をどう載するソ連のICBMがその精度も向上してきたことにより、理論的には先制第一撃によって、米国のICBMのかなりの部分を破壊し得る能力を保有しつつあると推測される状況になってきてる。こういうふうに言っておるのでありますが、アメリカの核能力から見て、ソ連のICBMを破壊するアメリカの能力についてはどういうふうにごらんになつておりますか。

○岡崎政府委員 アメリカのICBMがソ連のICBMのサイロを破壊する能力でございますけれども、これは命中精度においては、従来アメリカの方が断然すぐれておりました。ただ、先生

御存じと思ひますけれども、ソ連の核弾頭というのは伝統的に非常に大きな核弾頭でございまして、それで従来は精度がアメリカよりも劣つておりましたので、サイロのそばで破裂しても大丈夫であるということであつたのでござりますけれども、最近七〇年代の後半ごろから S.S. 17、S.S. 18、S.S. 19という新型のミサイルが大量に配備されてしまひました。アメリカの推定で、命中精度が非常に高いということになつております。それで、命中精度がアメリカと余り変わらないのではないかといふ……（市川委員「アメリカ側を聞いておるのだと、ソ連側を聞いておるんじゃない」と呼ぶ）ああそうですか。結局比較の問題でございますけれども、核弾頭の大きさの差でござりますが、核弾頭の大きさが小さいので、同じ命中精度であつても、ソ連の I.C.B.M. サイロを破壊する能力はアメリカの方が劣るということです。

米ソのミサイル問題を論ずるときに、大半の人があ  
ICBMの数だけで論じ合っている。しかし、ア  
メリカの核戦略は固定のICBMの攻撃から脆弱  
性というものに早くから着目して、ICBMは  
三〇%、あとは原子力潜水艦搭載のミサイルある  
いは戦略爆撃機七〇%と、とっくにそっちに重点  
を移してしまった。ソ連の方はむしろその技術的  
な能力が追いつかなかつたために、どちらかとい  
うと地上ミサイルに七〇%の比率を持つてゐるわ  
けですよ。したがつて、また別の人は、ついこの  
間まで米国の米軍備管理・軍縮局兵器移転部長だ  
つた人ですが、これも日本に来ました。アメリカ  
の国防政策の宣伝のために日本に来た。それで朝  
日ジャーナルのインタビューの中でどう言つていい  
かというと、アメリカは第一撃をやるつもりは  
ないけれども、ソ連がアメリカに加えることので  
きると同じくらいの脅威を及ぼす能力を持ってお  
る、しかもソ連は地上配備の核戦力に七〇%依存  
しておりますから、もしそれを第一撃攻撃で破壊  
された場合は、アメリカと違つて潜水艦や戦略爆  
撃機による核ミサイル体系が非常におくれておりますので、アメリカが攻撃を受けた場合と比較す  
ると、ソ連の方がより大きな決定的なダメージを  
受けるということをここで指摘しているわけでござ  
ります。したがつて、核戦力の比較はICB  
M、それから潜水艦、戦略爆撃機三位一体で総合  
的に判断すべきであつて、ICBMだけを比べて  
とやかく言うのは非常におかしな議論だということ  
を指摘しておりますよ。そういう観点でこの防  
衛白書を見ますと、明らかにICBMだけの比較  
ですよ。しかもアメリカの対応が困難になつてお  
る、あたかも何かソ連が優位に立つていて米国が  
劣つているように見ている。先ほど申し上げたウ  
ォーンキ氏は、米国の弱さについての議論も幻術的  
だ、こういうことも指摘しておりますよ。そういう  
う点でこの記述というのは非常に意図的な記述  
どうですか、この防衛白書。ソ連の能力以上にア  
メリカの能力もあるのですよ。そういうことは全  
然触れてない。

○岡崎政府委員 米ソの核戦力を比較する場合に、いわゆる三本柱、ICBM、SLBM及び戦略爆撃機、この三つの戦力比較から考えなければいけない、これは先生御指摘のとおりでございます。実は、先生が御指摘のページの冒頭にまずそ  
れが書いてござります。

○市川委員　自由民主主義諸国は先制攻撃をしないということですが、しかし先制攻撃を仮に受けたとしても、いわゆる三〇%の地上固定のミサイルは破壊されるかもしれないけれども、いわゆる潜水艦搭載とか戦略爆撃機搭載の約七〇%相当の力を持った核ミサイルが残存する。それによつてソ連に報復する、こういう戦略ではありますんか。ですから、単純な ICBMだけの比較で、しかもソ連が優位に立つてアメリカの対応が困難なんという書き方は、ぼくは非常に軽率だと思

○岡崎政府委員 現在、米国九千二百、ソ連六千と考へております。ただし、昨年一年間でその差は千縮まつております。

○市川委員 SALT II の締約時の公表された資料ですと、米国が九千二百、ソ連が五千発、約五千の開きが核弾頭ではあるわけですよ。核戦力を比較する場合に、そういう ICBM の数とか、あるいはそういうことだけで比較することは意味がない。たとえばこの核弾頭の数で比較することも意味がない。SALT II 条約をカーター政権のもとで首席代表でまとめたウォーレン・キ氏は言つておられます、恐らく一九八五年までにアメリカが努力すれば、この核弾頭は二万五千発を持つことができるだろう。しかし、ソ連は恐らく一九八五年までに一万八千発を持つに至るであろう。すると、米ソの差は七千発の差に開く。いま五千発の差ですが、アメリカが努力して一九八五年までに二万五千発持てば、ソ連も一万八千発持つ。五千発の開きが二千発ふえて七千発の開きになる。だけれども、そのこと自体何も意味がない、意味を持たないということを同時に指摘していますよ。言つてみれば、ソ連の人口十万以上の都市が二百四十から一百五十。一つずつの核弾頭が当たったと想定しても、九千二百発というものはソ連の十万以上の都市を全滅させるのに何十回分の十分な数であるわけですね。そういう意味で、こういう単なる数の比較は意味をなさないということが一つ。

それから ICBM だけの比較は非常に片手落ちだということ。項目として確かに三項目挙げていますよ。一本柱を挙げておりますが、結果として書かれておることは ICBM の比較だけではありませんか。巡航ミサイルとか戦略爆撃機の搭載の核ミサイルの分野とか潜水艦搭載の核ミサイルの分野では、技術的にもアメリカが大きくりードしう。こういうものは国民の判断を誤らせる、こういうふうに言わざるを得ないと思うのです。それでは、たとえば核弾頭の数はどうですか。核弾頭の数では米ソを比較してどうなりますか。

がいろいろな専門家から指摘をされているにもかかわらず、そういうところは全然触れないで、ただ ICBM のことだけしか書いてない。あるいは SSB 20 ということは書かれておりますが、米ソの核兵器体系というものはどちらかの国が一つや二つの新しいミサイルをふやしたからどうこうというほどのなまやさしいものではない。特に米国の核兵器ミサイルは、ソ連の SSB 20 が一つふえた、新型があえた、だからそれに対応する新しいミサイルをつくらなければならぬという、こういう発想に立っているわけではない。あえて小型化してきた。あえて ICBM をつくらなかつた。三本柱に分散してきた。米ソの核戦略というのは、こういう全く異なる考え方を持つていてるわけですよ。それをただ単純に、この防衛白書では ICBM の数の比較だけ、ただ命中精度が上がったというだけ。これはきわめて、私は防衛力増強のためにとにかくソ連を強く見せようという意図ありありの白書というふうにしか思えない。こういうことは是正していただきたいと思います。どうですか、防衛庁長官。

○市川委員 この委員会でも、機材とか兵員とか火力をただ物理的に比較をしてどうこう言うことは余り意味を持たない、そういうやり方はやめてほしいという発言が何回かございました。そういう趣旨で申し上げておるわけです。  
たとえば先日も、ソ連の太平洋艦隊のトン数が問題になりました。アメリカの第七艦隊との対比で第三艦隊が入ってないじゃないかということ、これなんかいわゆる軍事専門家の間ではいろいろな意見がございますけれども、ソ連とアメリカでは海軍の編成の仕方が全く違うという問題もございます。何か一説によると、ラジオストクといふのは岸壁がたくさん用意されておりませんから、港に入りますと、乗員が岸壁に上がっていくためにはタグボートとか小さい補助艇が必要になる、それに乗って上陸する、そういう隻数もソ連太平洋艦隊の隻数の中に入つて計算されているのではないか、こういう指摘もあるくらいです。  
時間が差し迫つてしましましたから、あと海上の問題と極東の陸上兵力の問題をと思っていましたが、ちょっと聞いておきたいと思うのですが、ソ連の太平洋艦隊が七百七十隻といふように書いておりますね。この五十五年版の防衛ハンドブックを調べてみたのですが、この七百七十隻の内訳がわからぬ。潜水艦百二十五、空母一、巡洋艦十、駆逐艦三十、護衛艦三十、その他約三百三十、それから補助艦艇二百四十五。七百七十のうち実質の即戦能力を持つた戦闘艦、これは恐らく百七十七隻くらいじゃないかと私は思うのですよ。この数の書き方も非常に間違っていると私は思うのです。そしてアメリカの第七艦隊六十隻、こう書いてある。アメリカの第七艦隊の六十隻というのは、言ってみればまさにそのままいつでも戦闘態勢に入れる戦闘艦ですよ。そういうものと、その他なんというのでくくられるようなもののが三百三十、あるいは補助艦艇が二百四十五、合わせて七百七十隻、こういう比較の仕方も、素人が読みますと何かソ連の太平洋艦隊は七百七十隻でものすごい、七百七十隻対六十隻ではこれはか



すときは相談をして、地元の御要望に沿うるかどうか御検討いたしましょうということですから、既定方針の大きな変化というふうに言つておるわけです。ですから、これはある程度束縛されるという意味のことを長官はおっしゃつてゐるわけです。こういう趣旨から考えますと、もつともつと地元と相談してと答えていいるのですから、地元の要望をよく聞くといふ、もつと誠意のある態度が望ましいと私は思います。

そしてこのP-3Cは、潜水艦攻撃用のホーミング魚雷、対潜爆弾、対潜ロケット、こういうものを装備するようになつておりますが、将来こういう弾薬庫を厚木につくるのですか。それに対する不安も厚木では持つてゐるわけあります。いかがですか。

○塩田政府委員 第一点と第二点について私からお答えいたします。

第一点の五十八年度以降、つまり今回お願ひたしております八機以降P-3Cの配備計画はどうなるかという点でございます。全体でP-3C四十五機の計画でございますが、いま決まっておりませんのは、いまの八機を厚木に配備したいというふうな点でございまして、残りの点につきましては、まだどこにどういうふうに配置するか決めておりません。

それから第二点の新しい弾薬庫をつくるかどうかといふ点でございますが、航空基地に弾薬を配備しておくことは有事即応態勢の維持という点から必要であると考えておりますが、P-3Cの配備に伴い厚木基地に新たに弾薬庫などを整備するかどうかということについては、現在のところ何も決定をいたしておりません。

○市川委員 施設庁長官、先ほど申し上げましたように山中防衛府長官も、地元と相談してどこまで地元の御要望に沿うるかということも国会で答弁なさつてゐるわけです。しかも、いま申し上げたような弾薬庫の建設に対する不安、あるいはこの大和市、厚木周辺は、神奈川県では川崎、横浜に次ぐ人口密集地なんですね。しかも、五十二年

の九月には米軍機の墜落事故があつた、こういう背景を考えますと、地元との十分な話し合いとうものを御要望したいと思うのですが、その点施設庁長官からお答えをいただきたいと思うのです。

○渡邊(伊)政府委員 厚木に限りませんが、一般的に私どもは、基地の安定的使用を図るために地域住民の方々の理解と協力が必要であるという基本的な認識を持っておるわけでございます。特に厚木につきましては、先生御指摘のとおり非常に人口が集中しております都市化が進んでおりますが、基地が存在するゆえにいろいろな影響を地域住民の方々に及ぼしていることは事実でございます。そのため、政府としては從来から、そのような影響を緩和したりあるいは防止したり、各種の施策を講じてまいつたわけでございます。しかもまた、わざとではございますが、厚木につきましては、整備縮小というものを図つてしましました。したがって、各種の事業をやつてしまひました。今回の件につきましてもいろいろな問題がござります。そのため、政府としては從来から、そのよ

ういうふうに考えておるわけでございます。しかしながらE.M.クラブをその次にしてくれというふうな地元側の御要望を踏まえまして、逐次移設計画を立てておるところでございますが、横須賀地区を最優先に立てるところでございます。それで、長井住宅につきましては、具体的にどういう建物を建てるかというふうなことが現在日本間で交渉中でございます。昭和五十五年度におきまして、その住宅の移設工事を進めるための必要な調査工事、それから設計を実施する計画でございます。なお、五十六年度においては実際の移設工事に着手したい。このような考え方であります。それから移設工事の現時点における計画いたしましては、私どもの腹づもりでは厳しい財政事情もござりますが、昭和五十七年度中に完成させたい、このように考えております。なお、返還はその完成後になるわけでございます。

○市川委員 次に、五十二年の十二月、横須賀にある米軍の三施設返還、厚木等米軍の基地機能が横須賀に集約されるかわりとして横須賀にある基地を三つ日本側に返還する、こういうことで長井住宅地区、稻岡エリア、E.M.クラブ、この三つの施設の返還が決まりましたが、中でも長井住宅地区の返還問題がちょっとおくれておるようにお見受けするわけです。これは日米合同委員会との関係でどうなつておるのか。おくれておる理由はた

だ物理的な問題だけなのか。代替施設ができて移転が完了すれば自動的に返還されるのかどうか。したがつて、その代替施設のめどとして五十六、五十七年度に完成のめどを持つておるのかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○森山(武)政府委員 市川先生、先ほどのP-3Cの配備のときに、私當面の結論を三十五機約千七百五十と申し上げましたが、約三十機約千七百五十の間違いなので、ここで訂正させていただきます。

長井住宅地区の返還につきましては、先生御指摘のとおり稻岡エリア及びE.M.クラブと一緒にこの長井住宅を含めまして、三施設につきましては昭和五十二年の十二月十五日移設を条件に返還するという基本的な合意が日米間で了解に達しております。それで、当庁といたしましては、地元の強い返還要望等を踏まえてこの早期実現を図つておるところでございますが、横須賀地区を最優先にしてくれというふうな横須賀市長の御要望、それからE.M.クラブをその次にしてくれというふうな地元側の御要望を踏まえまして、逐次移設計画を立てておるところでございます。

それで、長井住宅につきましては、具体的にどういう建物を建てるかというふうなことが現在日本間で交渉中でございます。昭和五十五年度におきまして、その住宅の移設工事を進めるための必要な調査工事、それから設計を実施する計画でございます。なお、五十六年度においては実際の移設工事に着手したい。このような考え方であります。それから移設工事の現時点における計画いたしましては、私どもの腹づもりでは厳しい財政事情もござりますが、昭和五十七年度中に完成させたい、このように考えております。なお、返還はその完成後になるわけでございます。

○市川委員 時間が来ていますが、この三施設返還に関連して、横須賀市が当時の防衛施設局に、基地集約化による市民の負担がふえるわけですか、猿島もぜひ軍転法の精神にかなつて市で使いたい、それを骨を折つていただきたいということを

要望した。施設庁は、口頭でしたが最大限の努力をいたしましょうということのようでございます。

が、いま市の方でいろいろやつておりますが、これを利用計画というものを当然考えていいわけです。それで、市の方も當時口頭で努力しましょうとおっしゃつたことの趣旨に沿つて、引き続いて大蔵省の方へお見えになつたとき、恐らく市は無償譲渡を望んでいるわけですが、旧軍港市転換法の精神にもちろんかなつた

利用計画というものを具体的化していくわけですが、地元の要望に合わせて、前向きに対処しておられたことを感謝します。大蔵省の方お見えになつたとき、大蔵省として、基地集約化という状況の中で、市で開催してきた市長の諮問機関の四施設利用計画協議会の猿島分科会が答申をまとめた。今後は市でこれを具体化していくわけですが、地元の要望に合わせて、恐らく市は無償譲渡を望んでいるわけですが、いま市の方でいろいろやつておりますが、それから施設設立しておると思いますが、その点と、それから施設設立しておるところでございますが、横須賀地区を最優先に立てるところでございます。

横須賀に所在します猿島の利用計画につきましては、現在地元の横須賀市でいろいろ検討中であります。今後横須賀市から猿島につきましての具体的な利用計画を添えました要望書が提出されますれば、その段階で十分検討いたしたいと考えております。

○佐藤説明員 お答えいたします。

横須賀に所在します猿島の利用計画につきましては、現在地元の横須賀市でいろいろ検討中であります。今後横須賀市から猿島につきましての具体的な利用計画を添えました要望書が提出されますれば、その段階で十分検討いたしたいと考えております。

○森山(武)政府委員 防衛施設庁といたしましても、従来からの経緯にかんがみまして、ただいまの猿島の利用につきましては側面から最大限の御協力を申し上げたいと思います。

○市川委員 済みません、時間が来ていますが簡単に二つだけお伺いします。

比与字の弾薬庫を移転するやに聞いておりますが、そういう要望がありますが、まずこの点について、移転の計画があるのかないのか、移転するとしたら地元に返還する用意があるのかな

それから、大矢部弾火薬庫は法的な保安距離を持つておりますが、非常に人口急増地でございまして、こういう急増地に弾火薬庫があることは非常に住民の不安を増大しております。住民側の要

求としては、もと安全な場所に移してほしいというかなり強い陳情が出ておりますが、この点についての見解を伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○多田政府委員 まず比与字の弾火薬庫でございますが、これはかねてから市側から返還の御要望が強くございました。移転について検討していたところでござります。当初は米軍の浦郷倉庫地区

というところに移転をしたいということで検討しておりましたが、日米間でいろいろ保安規則等の相違がございまして、ここはどうも移転先地になり得ないという状況になりました。その後、本年の三月、吾妻倉庫地区、海上自衛隊が共同使用することになりましたので、これが候補地になり得ないということでお尋ねをいたしましたが、現在までのところ保安規則その他移転候補地の一つになりましたが、これはどうも移転先地にな

り得ないという状況になりました。その後、本年の三月、吾妻倉庫地区、海上自衛隊が共同使用することになりましたので、これが候補地になりましたが、これはどうも移転先地にな

り得ないという状況になりました。その後、本年の三月、吾妻倉庫地区、海上自衛隊が共同使用することになりましたので、これが候補地になりましたが、これはどうも移転先地にな

り得ないという状況になりました。その後、本年の三月、吾妻倉庫地区、海上自衛隊が共同使用することになりましたので、これが候補地になりましたが、これはどうも移転先地にな

り得ないという状況になりました。その後、本年の三月、吾妻倉庫地区、海上自衛隊が共同使用することになりましたので、これが候補地になりましたが、これはどうも移転先地にな

り得ないという状況になりました。その後、本年の三月、吾妻倉庫地区、海上自衛隊が共同使用することになりましたので、これが候補地になりましたが、これはどうも移転先地にな

り得ないという状況になりました。その後、本年の三月、吾妻倉庫地区、海上自衛隊が共同使用することになりましたので、これが候補地になりましたが、これはどうも移転先地にな

り得ないという状況になりました。その後、本年の三月、吾妻倉庫地区、海上自衛隊が共同使用することになりましたので、これが候補地になりましたが、これはどうも移転先地にな

り得ないという状況になりました。

○染谷委員長代理 小沢貞孝君。

○小沢(貞)委員 午前中の時間が三十分ほどですから、事務的なことから先にお尋ねをしたいと思ひます。

栗橋前統幕議長が辞任したのか首になつたのか

知りませんが、その当時から奇襲対処の問題、これは古くて新しい問題であるわけであります。

〔染谷委員長代理出席、委員長着席〕

そこでお尋ねしたいわけですが、昭和五十三年九月二十一日に防衛庁は奇襲についての見解を発表になっておりますが、その後奇襲対処についての結論を出そうとしているのか。その内容について先にお尋ねをしたいと思います。

○塙田政府委員 奇襲対処の問題につきましての九月に考え方を防衛庁として発表いたしまして、それ以来研究をいたしておるわけでございますが、ちょうどそのときに一緒に発表いたしました

有事法制の研究という課題もございまして、一緒に勉強をしておるわけでございます。

どういうことをやつておるかと申しますと、その後自衛隊発足当时あるいは自衛隊法ができた当時の立法作業に従事された方々あるいはそれ以外の方でも学識経験のある方々にいろいろお話を承つたり、防衛庁に来ていただいて研究会を開かしていただきたり、そういうようなことを一方でやつてしまひました。また一方で外国の法制、諸外国では一体どういう扱いをしているのだろうかと

いうようなことも勉強をしておるわけでございます。いま申し上げました点は、有事法制の方も奇襲対処の方も同じような考え方で一緒に勉強を進めておるわけあります。現在まだまとまつたとい

ういう段階まで至つておりますけれども、今後引き続き現在の法律でどういう解釈ができるか、あるいはできないかといった現在の法律の解釈の詰めということも含めてさらに検討を続けていきた

いというふうに考えております。

○小沢(貞)委員 私は、いつごろまでに結論を出

すか、こういうお尋ねをしているわけです。

○塙田政府委員 なるべく早くとは思つておりますが、さしあげられる段階まで至つておりませんので御了承をいただきたいと思います。

○小沢(貞)委員 自衛隊法七十六条の場合に、自衛隊の出動命令はおそれのあるときにも国会の承認の前に出動できるか、こういう問題があるわけ

であります。このおそれの場合に国会の承認なしで出動できるかどうか、法制局からの見解をお尋ねしたい。

○江藤委員長 内閣法制局はまだ来てないそうです。恐縮ですが、いま連絡をとつております。

○小沢(貞)委員 それじゃ来るまでに……。

自衛隊法九十五条で「武器等の防護のための武器の使用」が規定されているわけです。その場合に、レーダーサイトとかあるいは自衛艦、この二つが「武器等の防護のための武器の使用」、こうい

う中に入つていいわけです。これは大事な欠陥じゃないかと思うのですが、防衛庁どうでしょう。

○夏目政府委員 確かに御指摘のように、自衛隊法九十五条の「武器」の定義の中には船艇等は入つております。また、レーダーサイトも入つております。まだ、レーダーサイトにつきましたは、國では一体どういう扱いをしているのだろうかと

つたり、防衛庁に来ていただいて研究会を開かしていただきたり、そういうようなことを一方でやつてしまひました。また一方で外国の法制、諸外

国では一体どういう扱いをしているのだろうかと

いうようなことも勉強をしておるわけでございま

す。いま申し上げました点は、有事法制の方も奇

襲対処の方も同じような考え方で一緒に勉強を進めておるわけあります。現在まだまとまつたとい

うふうに思つております。

○小沢(貞)委員 まだ法制局が参りませんから、さらに質問を続けたいと思います。

○小沢(貞)委員 まだ法制局が参りませんから、さらに質問を続けたいと思います。

自衛隊法第百三十三条の問題についてですが、国有地なんかは別として、民有地などで具体的に有事

対処をする場合に民事契約等が必要になつてくると思うのです。これは自衛隊法に明示してあります。防衛出動があつてから、ここにさんごうを掘らしてくれ、ここへ防空壕をつくりしてくれということを民間の土地の所有者にお願いをしておつて、自衛隊の出動命令が出てからで間に合

うでしょうか。自衛隊法第百三十三条は検討の材料になつておりますが、防衛出動があつてから、ここにさんごうを掘らしてくれ、ここへ防空壕をつくりてくれという

ことは、先ほど防衛局長から答弁がありましたように、私どもいま基礎的な勉強をしている段階でございまつておりますが、その中で検討の対象として、自衛隊法百三十三条の政令が未制定でございます。そういう中でそうしたものを優先的に取り上げる必要がある

ますが、その中で検討の対象として、自衛隊法百三十三条の政令が未制定でございます。そういう中でどうういうことを考えておりますが、一方、い

まの先生御指摘のあつたような百三十三条に基づき民有地にさんごうその他を掘るというようなこと

は、当然のことながら現行法では防衛出動が下令にならないでできない問題でございます。一方民

事契約によりまして、地主の承諾を得られれば、

これは防衛出動の下令前といえども民有地にそ

ういふふうに思つております。

○小沢(貞)委員 長官 いま二つだけ私例を挙げ

たわけで、自衛隊法九十五条でレーダーサイトが「武器等の防護のための武器の使用」に該当していない、これは二十六年も前のことでそういうことを想定しておらなかつた、こう言う。それから一十六年前にできた自衛隊法百三条にあつても、政令がまず第一にできておらぬわけです。だから、これは絵にかいたもちの自衛隊に私たち一生懸命に金をつぎ込んでいるようにしか見えないわけなんで、いま事務当局の答弁によれば、これも有事法制化の中で検討をしたい、こういうことのようですが、もう一回お尋ねしますが、これはいつになつたらそういうことができるだらうか。片方においては、予算をとることにおいてもうあすにでも戦争があるかのごとく大変な勢いでやつておるわけだけれども、みずからやらなければならぬことにについてはさっぱり作業が進んでおらぬ、こういうふうにしか私たちには考えられないわけです。長官、どうでしょう。

○大臣國務大臣　お答え申し上げます。

たたしま小沢委員が御指摘にござりました力十五  
条の武器等防護の対象にレーダーサイトが現在入  
つておらないという点、あるいは百十三条の政令が  
まだできていないというような点、これはかねて  
御指摘のあった点でございまして、防衛厅内部に  
おきまして、防衛厅所管の法令を中心に鋭意検討  
を進めているところでございますが、まだ遺憾な  
がら私の手元に上がっております。大分日がた  
つておりますので、私といたしましては引き続き  
督励いたしまして、できる限り国会に報告ができる  
よう努めたいと考えている次第でございます。  
○小沢(眞)委員 いまの防衛厅長官の答弁につい  
てさらに私はお尋ねをしたいと思います。  
これはこどしの防衛白書の「防衛厅における有  
事法制の研究について」という中に、こういう認  
識に立つて研究をしているようです。「防衛厅に  
おける有事法制の研究について」の四番の中に  
「幸い、現在の我が国をめぐる国際情勢は、早急に  
有事の際の法制上の具体的措置を必要とするよう  
な緊迫した状況にはなく、また、いわゆる有事の

事態を招来しないための平和外交の推進」云々、  
こういうことを言って、後で「法制に係る研究も  
当然必要なことであり、むしろこの種の研究は、  
今日のような平穏な時期においてこそ、冷静かつ  
慎重に進められるべきものである」となっています  
。だから、この有事法制度の研究についての防  
衛省の態度というものは、「我が国をめぐる国際  
情勢は、早急に有事の際の法制上の具体的措置を  
必要とするような緊迫した」情勢ではない、こう  
いう判断に基づいて、長官の部下はいつやつていい  
のかわからぬようなゆづくりした研究をやつて  
いるわけです。長官、この文句を直さない限り  
――有事あるいは奇襲に対する法制度備といふもの  
について事務当局はやろうとは考えておらぬ。  
防衛白書が証明しているんだから、長官が何と言  
つたって事務当局はその研究に真剣に取り組もう  
とはいえない、こういうように見るしか見よう  
がないわけです。

必要があると認める場合には、国会の承認】云々出動を命ずることができる。ただし、特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることができ。」こうありますが、その括弧して「(外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。)」となっております「おそれのある場合」にも国会の承認を得ないで出動を命ずることができますか、それをお尋ねしたいわけです。

○味村政府委員 先生の御指摘のとおり、七十六条の場合は武力攻撃のある場合のみならず、武力攻撃のおそれのある場合にも防衛出動を命ずることができます。そして特に緊急の必要がある場合には、国会の御承認を得ないで防衛出動を命ずることができることになります。もちろんいづれの場合にも国会の御承認を得ないで防衛出動を命ずることになります。されど、これは武力攻撃が実際にある場合だけではなく、武力攻撃のおそれのある場合も含まれるというふうに解されるわけでございます。もちろんいづれの場合にも国会の御承認を得ないで防衛出動を命ずることになります。そこでこの二点によつて、二二二条の二第一項に

長官にお尋ねしたいわけですが、先ほど来指摘しておりますように、九十五条だけでも大変な欠陥がある。百三条においても同じであります。あるいは最近新聞に伝えられるように、これは定かではありませんけれども、海外派兵についても、武器を使用しない場合には自衛隊は憲法上派遣できるが、自衛隊法にそれがうたわれていないからで、きないみたいな御答弁も聞いておるわけです。私は、こういう昭和二十九年といういまから三十年近く前にできた自衛隊法は、現在の情勢にかんがみて、いま一つ三つ私が挙げた点ばかりではなくして各所にそういう矛盾や問題点が出ておると思ふわけです。

そこで、この自衛隊法というものを三十年近くたった今日において全面的に見直さなければならぬ時期に来ているのではないか、私はそう思うわけです。しかば、どの項目がその法改正の対象になつておるか、あるいは研究をしておるか。その項目をひとつ挙げていただきたい。

の研究につきましては、五十三年の九月に防衛庁といたしましては検討を開始したものでござります。それからすでに一年経過いたしておりますので、私といたしましては、関係者の研究努力の跡をさらに促進を図つていくよう努めているところでございまして、決して怠けているということではありません。先生御案内のとおり、いろいろ関連部分もございまして、作業は必ずしも容易ではなかつたわけでございますが、それでもかなり進行しておりますので、なお残されておる部分を促進することによつて、できるだけ早く私の手元に届くよう引き続き督励してまいりたいということが実情でございます。

○小沢(貞)委員 それでは法制局が見えたようですから、法制局にお尋ねいたします。

自衛隊法第七十六条、防衛出動について、こう書かれております。「内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃（外部からの武力攻撃のある場合を含む。）に際して、わが国を防衛するため

必要があると認める場合には、国会の承認「云々とあります。」を得出て、「自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。」ただし、特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることができる。「こうありますが、その括弧して「(外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。)」となっております「おそれのある場合」にも国会の承認を得ないで出動を命ずることができますか、それをお尋ねしたいわけです。

○味村政府委員 先生の御指摘のとおり、七十六条の場合は武力攻撃のある場合のみならず、武力攻撃のおそれのある場合にも防衛出動を命ずることができるようになっております。そして特に緊急の必要がある場合には、国会の御承認を得ないで防衛出動を命ずることができることになつております。しかし、これは武力攻撃が実際にある場合だけではなく、武力攻撃のおそれのある場合も含まれるというふうに解されるわけでございます。もちろんいづれの場合にも国会の御承認を得ないで防衛出動を命じました場合には、七十六条の二項によりまして、事後に御承認を得なければならないということになつております。

○小沢(貞)委員 要するに、「おそれのある場合」にも国会の承認を得ないで出動を命ずることができるわけですね。

○味村政府委員 御指摘のとおりでございます。

○小沢(貞)委員 これは最近の新聞ですが、奇襲対処で防衛庁が見解を出しておるわけです。「防衛出動前の空白」警察的行動で応戦」する、こういう新聞の見出しえです。そうすると、先ほど来答弁井百三條等々、この自衛隊法は欠陥だらけなのを警察行動で応戦をしよう、こういう考え方ですか。

○塩田政府委員 いま新聞報道で御質問があつたわけでございますが、私どもそういう新聞報道にありましたような考え方をまとめたという段階に至っておりません。

○小沢(貞)委員 奇襲の問題だけでこれ以上こだわつていると時間がありませんので、私は防衛庁に

長官にお尋ねしたいわけですが、先ほど来指摘しておりますように、九十五条だけでも大変な欠陥がある。百三條においても同じであります。あるいは最近新聞に伝えられるように、これは定かではありませんけれども、海外派兵についても、武器を使用しない場合には自衛隊は憲法上派遣できるが、自衛隊法にそれがうたわれていないからできないみたいな御答弁も聞いておるわけです。私は、こういう昭和二十九年といふまから三十年近く前にできた自衛隊法は、現在の情勢にかんがみて、いま二つ三つ私が挙げた点ばかりではなくして各所にそういう矛盾や問題点が出ておると思うわけです。

そこで、この自衛隊法というものを三十年近くたつた今日において全面的に見直さなければならぬ時期に来ているのではないか、私はそう思うわけです。しかば、どの項目がその法改正の対象になつておるか、あるいは研究をしておるか。その項目をひとつ挙げていただきたい。

○夏目政府委員 御承知のように、有事法制の研究といいますのは、自衛隊法第七十六条におきまして、自衛隊がいかに効率的、有効、円滑に活動できるかということに関連した法制上の諸問題を検討するわけでございまして、範囲も相当広いございます。先ほども御答弁がありましたとおり、私どもは立法当時の有識者の意見を聞いたり、あるいは外國の法制を調べたりということで、現在基礎的な研究をいたしております。

一般的に申し上げて、私どもがいま検討の対象としているのは、分類を申し上げますと、まず第一は、自衛隊に関係した防衛庁所管の法令についてであるが、私は、防衛庁以外の省庁の所管に属する法令。第三には、そのいずれともなかなか判断しがたい、たとえば国民の避難誘導に関するような問題が挙げられようかと思ひますが、私どもとしては、いま第一に申し上げますと、まず第一に申し上げたとおり、そのいわゆる防衛厅所管に係る自衛隊に関連した法令を中心として検討しているということをございまして、現在牛

生が御指摘になりましたいろいろな項目について

も当然のことながら検討の対象にならうかというふうに思つております。

○小沢(貞)委員 いや、私が挙げた項目でなくして、防衛庁サイドだけの研究の中で、大きな項目はどういうことをいま研究の対象にしているかと尋ねているわけです。

○夏目政府委員 具体的に細かな点を申し上げる段階にはございませんが、先ほど申し上げた第一の分類におきましては、まず最初に申し上げられることは自衛隊法第百三十三条におきます政令の未整備の問題、たとえば土地の収用であるとか物資の収用あるいは従事命令の項目がございますが、これらいずれにも政令が定まりませんし、手続も決まっておりません。公用令書の交付、都道府県知事への要請の手続その他についての検討がまず第一にならうかと思ひます。それ以上細かな点については、いまどういうことが挙げられるかといふことを申し上げるような段階にはまだございません。

○小沢(貞)委員 くどいようですが、長官、ただ百三条のことを具体的に研究しているだけでの三十年近くも前にできた自衛隊法が今日の時点でも、自衛隊法がだめだから出ていけないとかいろいろ問題が新たに出ていると思うわけです。だから防衛庁としては、三十年近くたった自衛隊法について、このところ、このところ、この項目を尋ねておられるのは研究——されど私は言つていません。新しい時代に全然適応していない点がたくさんあるのだから、その点の研究はしていませんかと項目を尋ねておられるわけです。事務当局はさつきから百三條の政令の問題だか百三條のことだけしか答弁していないようです。どうです、長官として私は答弁していただきたい。

○大村国務大臣 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘の問題につきましては、防衛庁といたしましては、研究もいたしてい

るわけでございます。しかしながら、法改正とい

うことになりますと、やはり今後の国会の御論議

あるいは世論の動向等を踏まえて慎重に対処しなければならない問題でございますので、いまどの

事項を検討しているというようなことは申し上げかねる次第でございます。

○小沢(貞)委員 長官、こういうことは認めますか。三十年近くも前にできた自衛隊法は欠陥だらけだ、この点、この点は法改正するか、現在の法律でやつていただけるか、そういうことについて具体的に研究を命じなければならぬときに際会している、私たちはそういう情勢だと考えておるわけです。だから、事務当局はさつきも読み上げたように、幸い現在の情勢は有事の際の法制の具体的な措置を必要とするような緊迫した状態でないみたない認識に立つてやっていると思うか

ら、長官、政治家としてどういう項目を速やかに研究をする、こういうふうに言わなければならぬのが政治家、長官としての任務だと私は思う。どうでしよう。

○大村国務大臣 お答えします。

先ほど来お尋ねの有事法制につきましては、政府委員がお答えしたとおりでございます。

また、先生のお尋ねの問題につきましては、有事法制に關係のある問題もあり、あるいは有事法

制に直接關係のない問題も含まれておるようですが、いずれにいたしましても、法制定以来相当長い年数がたっておりますので、現在の情

況から見まして、そういった問題を勉強もし研究もしなければならないということにつきましては私も同感でございます。ただ、法改正ということになりましたと、先ほどのようなこともござりますので、さらに慎重に研究を続けてまいりたいと考えておる次第でございます。

○小沢(貞)委員 午前中の時間はこれで終わりですから、午後続けて質問させていただきます。

○江藤委員長 午後二時から委員会を開くことにとし、この際、休憩いたします。

午後二時三分開議

○江藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小沢(貞)委員 最初に、宮澤官房長官時間がございませんようなので、宮澤官房長官にお尋ねをいたします。

総合安全保障閣僚会議を開けるというのが鈴木内閣の方針として新聞等に伝えられております。これを設けるつもりなのか。それから第二点としては、これは一体どういうことをやろうとしておるのか。官房長官にそれをまずお尋ねしたいと思います。

○宮澤国務大臣 この問題につきましては、かねて総理大臣から申し上げておるところでございますが、広い意味での国の安全は、いわゆる狭義の防衛のみならず外交、経済協力、エネルギーあるいは食糧等々の諸施策がりっぱに行われまして初めて国の安全が確保できるわけでございます。これらたたいま申し上げましたような幾つかの問題は、おののの現在各省庁においてその責任において行政が行われておりますが、國の安全という視点から、これらの問題を総合的にまとめて行政会議を設けてはどうかということで、ただいま農林大臣あるいはエネルギーの問題等がありますが、この国防会議は、外務大臣、大蔵大臣、防衛庁長官、それに経済企画庁長官ですか、この四閣僚だけになつておるわけです。だから国防会議にウエーブー、何人で構成いたしますか、まだ決定をいたしておりません。

○小沢(貞)委員 法律で決まっているのに国防会議があることは御案内のとおりであります。この国防会議は、外務大臣、大蔵大臣、防衛庁長官、それに経済企画庁長官ですか、この四閣僚だけになつておるわけです。だから国防会議にウエーブーを置くならば、経済防衛等については当然農林大臣あるいはエネルギーの問題等がありますから通産大臣、そういう人も国防会議に入らないわけになつておるわけです。だから国防会議にウエーブーを置くならば、経済防衛等については当然農林大臣あるいはエネルギーの問題等がありますから通産大臣、そういう人も国防会議に入らないわけになつておるわけです。だから国防会議の性格と総合安全保障閣僚会議の性格をどういうふうに性格づけるべきではないか、こういうふうにも考へばならないのではないか、このままではございません。

○小沢(貞)委員 従来国防会議が運営されてまいりました実績を見ておりますと、防衛庁設置法第六十二条によりますと、「国防に関する重要事項を審議する」ということになつております。

ただいまの段階といたしましては、これらの問題に關係のあるまま閣僚によりまして会議を構成すること、なお会議は法律を用いず、恐らく閣議決定で設けることが適当であろうということ、並

びに現在の国防会議はそのまま改組をせず、法律に定められておるとおりのものといたしまして

総合安全保障会議と並び存する、そのようなこと

にいたしてはいかがかと考えております。

○小沢(貞)委員 法律によらず閣議決定で設けようとか関係閣僚によつてやる、こういうことのようですが、平和戦略についてても当然そういうこと

が考えられるであろうし、あるいは経済的防衛等も考えられるであろう、こういうふうにわれわれは想像されるわけですが、いまのところこの総合安全保障閣僚会議のメンバーはまだ決まっておりませんか。

○宮澤国務大臣 ただいま幾つか例示をいたしましたような問題に直接關係のある閣僚が含まれると思つておりますけれども、どれだけのメンバー、何人で構成いたしますか、まだ決定をいたしておりません。

○小沢(貞)委員 法律によらず閣議決定で設けようとか関係閣僚によつてやる、こういうことのようですが、平和戦略についてても当然そういうこと

が考えられるであろうし、あるいは経済的防衛等も考えられるであろう、こういうふうにわれわれは想像されるわけですが、いまのところこの総合安全保障閣僚会議のメンバーはまだ決

まっておりませんか。

○宮澤国務大臣 ただいま幾つか例示をいたしましたような問題に直接關係のある閣僚が含まれると思つておりますけれども、どれだけのメンバー、何人で構成いたしますか、まだ決定をいたしておりません。

○小沢(貞)委員 法律で決まっているのに国防会議があることは御案内のとおりであります。この国防会議は、外務大臣、大蔵大臣、防衛庁長官、それに経済企画庁長官ですか、この四閣僚だけになつておるわけです。だから国防会議にウエーブーを置くならば、経済防衛等については当然農林大臣あるいはエネルギーの問題等がありますから通産大臣、そういう人も国防会議に入らないわけになつておるわけです。だから国防会議の性格と総合安全保障閣僚会議の性格をどういうふうに性格づけるべきではないか、このままではございません。

○小沢(貞)委員 従来国防会議が運営されてまいりました実績を見ておりますと、防衛庁設置法第六十二条によりますと、「国防に関する重要事項を審議する」ということになつております。

ただいまの段階といたしましては、これらの問題に關係のあるまま閣僚によりまして会議を構成すること、なお会議は法律を用いず、恐らく閣議決定で設けることが適当であろうということ、並

びに現在の国防会議はそのまま改組をせず、法律に定められておるとおりのものといたしまして

総合安全保障会議と並び存する、そのようなこと

どうかといふにあらずとしたかいも  
して、先ほど申しましたような広い意味での国の  
安全に関するテーマは、別途のもう少し多人数  
で構成され、当面の問題で必ずしもありませんで  
も、広い意味で國の安全に関する事項を自由に討  
議をする、そういう場所が別途にある方がいいの  
ではないか、こう考えておるわけでござります。  
そういう意味では、国防會議は従来のまま存置を  
して、そのように機能してもらうことがいいので  
はないか、こう考えておるわけでございます。

○宮澤国務大臣　ただいま小沢委員の言われましたことは、西歐のかなりの国におきましては、いわば常識のようになっておる、そういう実情は私も存じておりますが、わが国の場合には、おのずからその辺が從来の経緯がございまして、様子がそこまでまいっておりません。民間防衛といふことにつきましても、有識者がそういうことを唱えておられますものの、なかなか政府の施策あるいは反対の上且つ何へんぞいっても、よし、

会議と銘打つかねば、それは絶対的な問題、  
対外、対内あるいは外交、平和戦略の問題のみならず、やはり国内の体制も整える。こういうようなことから國家公安委員長なり、私が先ほど来提起しているような民間防衛——もう先進国においては、シェルターをつくるというようなことを国内の住宅建設や何かで義務づけているみたいなところまで、やはり国を挙げて参加しようという体制ができるわけです。だから、閣僚会議の中につながって、少なくともそういう体制を整えたが  
つ、全国的にみると、こうなっていると、長

○小沢(貞委員) カーター大統領の発言に対しまして、兩国間で具体的な準備、打ち合わせ等々は行われております。しかし、まだずっと接触をしておったので、要請されたら行く、あるいはいまの御答弁の状態でいいのじやせん。

〔小沢・岸田、これ以後は防衛省長官に半官半民的な方がいいかと思ひますが、スウェーデンとかスイス、そういうところの防衛を見ておりますと、トータル防衛というような言葉を使つたり、それからスウェーデン等においては民間防衛、経済防衛、心理防衛、そして災害のまちの防衛、これら、

は行政の仕組みの中へそれが入ってきてしまふと、いうのが今までの状況であると存じます。

当面何をやるかと、いふことは別として、将来の展望としては、いま長官の発言のように必要性があるのですから、そういうことも考慮しながらひとつ発足をさせていただきたい、こういうふうに考えます。

なうかと思ひますからもしもトランプが当選をすると  
ということになれば、両国間の当面の問題である  
経済摩擦、特に自動車、それから第一は対ソ経済的  
措置の問題、これは外務大臣は、先般の国会の委員会  
員会の答弁の中で、大統領選挙後速やかにアメリカ

歴史的心防衛、そして物理的意義の防衛、こうして四本柱で國を擧げて防衛に參加しよう、こういうような体制ができるおるわけです。私は、やはりだんだん民間防衛的なことまで考えなければならぬ時期が来るのではなかろうか、こういうふうに考へると、その主体というものは國家公安委員長がそれを担当しなければならない、こういう問題も出てくる。スウェーデンにおいては、内務省が最初担当しておつたが、それが最終的には國防省がこの民間防衛の問題を扱うようなぐあいに歴史的な変遷を経てきているわけです。だから、こういうようなことを考へると、いま言う前からある国防會議の方へ國家公安委員長が参加していくことが当然のような氣もいたします。それから今度つくる総合安全保障閣僚會議の中に、當然最初から入つておつてもしかるべきだ、こういうふうに考へるわけです。

府としても、ときをかいいのではなくいかと考  
えた段階もございましたが、国会における御論議  
等々がございまして、そのことは今日まで実は実  
現をいたしておらないような実情でございます。  
このたび総合安全保障会議が設けられるというう  
ことにつきましても、ただいま幾つかの御指摘に  
なりましたような問題、わが国の現状からいたし  
ますと、まずやはり外交でありますとか経済協力で  
ありますとか、エネルギーでありますとか食糧  
でありますとか、そういうような問題を取り上げ  
まして、そしてやがて時間がたままして世論が  
もう少し成熟をしてまいりますと、あるいはただ  
いま仰せられましたような問題についても議論さ  
れる段階が将来あるうかと思いますが、当面はや  
はり世論の成熟の程度も考えながら、まず各省が  
現実に担当しながら、しかし防衛という、安全と  
いう視点から整合性、総合性を求められておりま

それから、これは話は変わっちゃうわけですが、今夜からですか、アメリカの大統領選、世界注視の中で投票が始まつて、あしたのお昼がそのころには大勢がわかるようあります。イランにおける人質の解放等、この選挙の帰趨を決する要素はまだなかなか最終段階においてもよくわからぬようですが、 Carter が再選しようとして一ガンが新しく当選しようと、まず第一には、この間新聞の報道するところによれば、 Carter が再選されたならば、直ちに日本とアメリカとの首脳会議を開きたい、こういうことが最初のテーマ、自動車の摩擦みたいなことからどうも問題が提起されるようですが、こういう報道がされました。具体的にアメリカから政府に対してもう一要請がありましたが。

○官澤国務大臣 カーター大統領が遊説先においてのどのような意向を表明されるかもしれないとい

い、十二月に行くからその機会に話になるかもしれぬ、こういうよろんな答弁があったわけです。その対ソ経済措置の問題。それから第三は、レーガンは大変タカ派のように一般的には受けとめられているが、そのレーガンが当選をした場合に、日本の防衛、そういうものについてどういう要請が新たに加わってくるかということも、率直に言えば国民の関心的であります。だから、これらの問題について、レーガン当選の場合には、日本から積極的に首脳会談を速やかに開く、こういうような要請をすべき必要に迫られるのではないか、迫られているのではないか、こう思いますか、今度はレーガンの当選の場合どうでしょう。

○宮澤国務大臣 外務大臣の御意向を伺つておりますので、その前提でしか申し上げることがでございませんが、鈴木総理大臣にとりましては、実は

いずれにいたしましても、こういう総合安全保障閣僚会議の発足を契機にして、民間防衛、経済防衛あるいは心理防衛、こういうものについて検討を加えながら、片方においては国防会議を強化するかあるいは総合安全保障閣僚会議の中でもそういう論議をするか、いずれにいたしましても、この機会にそういう問題を取り組まなければならぬ

府としてもして、ときそれがいいのではなくいかと考  
えた段階もございましたが、国会における御論議  
等々がございまして、そのことは今日まで実は実  
現をいたしておらないような実情でございます。  
このたび総合安全保障本議が設けられるというう  
ことにつきましても、ただいま幾つかの御指摘に  
なりましたような問題、わが国の現状からいたし  
ますと、まずやはり外交でありますとか経済協力で  
でありますとか、エネルギーでありますとか食糧  
でありますとか、そういうような問題を取り上げ  
まして、そしてやがて時間がたままして世論が  
もう少し成熟をしてまいりますと、あるいはただ  
いま仰せられましたような問題についても議論さ  
れる段階が将来あるうかと思ひますが、当面はや  
はり世論の成熟の程度も考えながら、まず各省が  
現実に担当しながら、しかし防衛という、安全と  
いう視点から整合性、総合性を求められておりま  
す、ただいま例示いたしましたような問題につい  
て討議を始めてもらう、そういうこととして発足  
をいたしてはどうかというふうに私としては考え  
ております。

それから、これは話は変わっちゃうわけですが、今夜からですか、アメリカの大統領選、世界注視の中で投票が始まつて、あしたのお昼がそのころには大勢がわかるようあります。イランにおける人質の解放等、この選挙の帰趨を決する要素はまだなかなか最終段階においてもよくわからぬようですが、 Carter が再選しようとしてガンが新しく当選しようと、まず第一には、この間新聞の報道するところによれば、 Carter が再選されたならば、直ちに日本とアメリカとの首脳会議を開きたい、こういうことが最初のテーマ、自動車の摩擦みたいなことからどうも問題が提起されているようですが、こういう報道がされました。具体的にアメリカから政府に対してもう一要請がありましたか。

い、十二月に行くからその機会に話になるかもしれぬ、こういうような答弁があったわけです。その対ソ経済措置の問題。それから第三は、レーガンは大変タカ派のように一般的には受けとめられているが、そのレーガンが当選をした場合に、日本の防衛、そういうものについてどういう要請が新たに加わってくるかということも、率直に言えば国民の関心的であります。だから、これらの問題について、レーガン当選の場合には、日本から積極的に首脳会談を速やかに開く、こういうもうな要請をすべき必要に迫られるのではないか、迫られているのではないか、こう思います。が、今度はレーガンの当選の場合どうでしよう。

○宮澤国務大臣 外務大臣の御意向を伺つておりますので、その前提でしか申し上げることは、実はきませんが、鈴木総理大臣にとりましては、実はカーター大統領ともいまだ未見でござりますので、もとより日米首脳が早い時期に会談することは望ましいことと考えられます。が、ただその場合、自動車であるとかあるいは電電公社であるとか具体的な問題について首脳が会談するということは本来望ましいことではなく、それらの問題は関係大臣あるいは外交チャネルで交渉し処理

をすべきものであると私は考えております。したがいまして、両首脳の会談がありますときは、やはり大所高所から両国間の関係あるいは国際的な問題等々が議論になるのが好ましい姿ではないかと考えております。しかし、ただいまのところ、先刻申し上げましたように、具体的な日取りあるいはスケジュール等々一切両国間で協議をいたしておりません。

現実の問題といったしまして、鈴木首相は、できますならば一月には ASEAN 諸国の訪問をいたしたい、この点についてはすでに ASEAN 諸国を打診しつつございますので、当面それがやはり優先をするのではないだろか、そのような日程でただいま考えております。したがいまして、日本間で両国首脳の会談について具体的な相談をただいまいたしておらないような実情でござります。

○小沢(貞)委員 官房長官、私の言わんとすることは、レーガンになつた場合には、ASEAN の訪問よりも先の大問題だと思いますから、むしろ積極的に日本から先に接触をするようすべきではないか、こう言っているわけで、すばりそのことだけ。

○宮澤國務大臣 仮にロナルド・レーガン氏が当選をいたしましたら、大統領に就任いたしますのは、御承知のように一月の二十日になるわけですが、ざいまして、私ども、鈴木総理大臣の東南アジア訪問は実はそれより前の時期に考えております。また、二十日過ぎますと、恐らくは通常国会再開

【委員長退席、染谷委員長代理着席】

○小沢(貞)委員 官房長官、約束の時間が終ります。ありがとうございます、後質問を聞いていただければ大変あります。

官房長官は、外務大臣のときに北方領土を視察を行っていたただいたのですが、現地の人は任期の終わりごろ来たと言つて、どうも人気が悪いのです。その後の園田外務大臣もまた任期の終わりごろ来ておりました。それで、宮澤官房長官が現地を視察していたと言つて、これまた人気が悪いのですが、今度の伊東外務大臣は、何か着仕早々来てくれて大変ありがたい、こういうようなことを言つております。

ただいたときはは國後、択捉あるいは最近の色丹、こういうところへあれだけ強固なソ連の軍隊の配置がなかつたころのことはなからうか、こう思つたわけです。そういう意味においては、この両三年大変情勢が変わつてきてるわけですね。この間も、北方領土奪還全国大会が二回にわたつて各種団体のものがあつたわけですが、現地もそうですが、挙げて、これはやはり鈴木内閣に北方領土にしっかりと対処してもらひ姿勢を示すためにも、どうしても総理がなるべく早い時期に視察してほしくしておきます。

○官房長官、どうぞ。

官房長官、どうぞ。

いは国内関係、いろいろ判断をしてみて、そのことは別に答弁は要りませんが、その点を強く要望だけしておきます。

○外務省と防衛庁にお尋ねしたいわけですが、先ほど申し上げたように、いよいよ今夜から投票が始まつて、あしたの午後にはアメリカ大統領選の行方が決定をする、こういうことで、いま五分五分の戦いを続けておられます。イランの人質解放も緒につきつつあるようで、これもまた選挙戦の行方に大変な影響を与えるなんですが、この取りも実はわが国としてはかなりむずかしい日取りになつております。しかし、御指摘のこととございますので、その点十分に検討させていただきたいと思います。

○大村國務大臣 お答え申し上げます。

大変微妙な段階でございますので、詳しい見解を申し上げる点はいかがかと思われるわけでございますが、まあ両党の政策の面でどうかというお尋ねでございますので、これまでの資料に基づいて申し上げたいと思います。

安全保障の分野におけるレーガン候補の対日政策につきましては、大統領選挙より向こう四年間の共和党の政策指針となる政策綱領。七月十五日、共和党全国大会にて採択されたものであります。その中におきまして、日本は米国のアジア政

策の支柱である、途中省略しまして、われわれは日本の防衛努力の実質的増強を支持するとともに

やカーターのテレビ討論等を通じて、両候補の安保全政策から対日政策にどのような差が出てく

るであろうか、これをお尋ねをしたいわけです。

○浅尾政府委員 まず両党の綱領から申し上げますと、特に対日関係でござりますけれども、民主

の方は政策綱領において、今日の成熟した日本

の協力関係これを今後ともに育成していくとい

ございまして、適切な効力と同盟関係の維持を基礎とした米ソ間の戦略的安定の確立につきましては、根本的に差異はないと思われます。ただ、具体的な政策は、根本的に差異はないと思われます。

お尋ねされておるわけでございます。ただ、具体的な政策選択は当然のことながら変わつてまいりという点もあると思いますが、先ほど御指摘になりました SALT II の上院の批准につきましては、カータ

ー大統領は依然として早期批准を主張しております。このことでお尋ねですが、現在の上院の情勢は必ずしも早期承認を楽観せしめるものではありません。なぜでございます。もちろんこの点は、上院の改選がございますので、その結果を見る必要があるわけでございます。レーガン候補はただいま御指摘がございましたようなことでございますが、最近では直ちに SALT II の協定交渉に入る

ことを主張し始めております。若干当初のニュアンスと変わっておるわけでございますので、新大統領選出以後来年の就任式までの期間におきまして具体的な政策がどうなっていくかということは、いましばらく時間を待ちながら見守つていく必要があると考えております。

#### ○岡崎政府委員

SALT II の批准につきましては、現在のアメリカの行政府の考え方には、SALT II も核の軍備増強も両方必要である、もし SALT II がなければ、現在よりもっと増強しないとソ連との間に十分なバランスがとれなくなるという考え方でございます。それで軍拡競争と申しましても、これはアメリカに言わせますと、ソ連が先に始めたことでございます。アメリカが軍備を削減しているときソ連が増強した、これはやむを得ず何らかの対抗措置をとらなければならぬといふことでやつておるのでございまして、現在の状況が続くというならば、ソ連に SALT II もやはりのんでもらって、その上でアメリカもある程度核の増強もしなければならぬ、それでやつとバランスもとれる、そういう考え方でございます。そういう基本的な考え方におきましては、情勢認識については、民主党も共和党も本質的には一致していると存じます。ただ、それぞれ力点の

置き方が少し違うという程度のことであると考えております。

#### ○小沢(眞)委員

仮定の問題だから、私はこれ以上追及しようと思いませんが、スイング作戦について具体的にお尋ねをしたいと思います。まず第一に、伊東外務大臣が去る十月二十四日の参議院の安保特別委員会で、アメリカがスイング戦略をやつており、それへの対応が必要と述べた。これは私たちも当然そう思うわけですが、防衛庁長官、その対応はどうしたらいいか。これは外務大臣の発言をそのまま認めるかどうか。防衛庁としてはどういう対応をしようとしているか。まず第一に、それをお尋ねしたいと思うわけです。

#### ○大村国務大臣

お答え申し上げます。

ただいま小沢先生御指摘の発言は、外務大臣が、わが国の安全保障政策を進めていくに当たつて考慮すべき国際情勢についての認識を述べた際になされたものと私は理解しておりますが、私といたしましても、この部分を含め同様の認識に立っております。すなはち、米国は中東地域における国際情勢の緊迫化に伴い、第七艦隊の一個機動部隊を派遣するなど、中東地域の平和と安全の維持に努めており、これは日本への石油ルートの確保のために必要不可欠な措置であります。一方、この派遣が長引くようありますと、わが国の大半は、米国とのソ連に対する軍事バランスが、総合的安全に大きくかかわる米海軍のプレゼンスの対応、北東アジアにおける軍事バランスに影響を与えるおそれがないとは言えないと考えております。わが国といたしましては、このような情勢を念頭に置つつも、あくまでもわが国自身の自主的判断に基づき、「防衛計画の大綱」に準拠して、同大綱に定める防衛力の水準を可及的速やかに達成すべく努力していくべきと考えております。

#### ○小沢(眞)委員

一步進めますが、これまで外務大臣の発言ですので、防衛庁長官はこういう事態を認めるかどうかと質問したいわけです。

十月二十一日の衆議院安保特別委員会で、外務大臣はこう言っているわけです。安保条約に基づいてわが国の防衛に対処すべき米国の力が弱まってきた。防衛庁長官、それと同じことでいいわけですね。

#### ○大村国務大臣

お答え申し上げます。

ただいま御指摘のありました十月二十一日の衆議院安保特別委員会における伊東外務大臣の発言は、米国とのソ連に対する軍事バランスが、総合的に判断すれば依然として米国が優位を占めているものの、ソ連の一貫した軍事力増強の結果、米国の相対的軍事力が低下している事実及び米国と他の先進民主主義諸国間における相対的な経済力の変動により、米国の経済力が相対的に低下しているという事実を念頭に置いて述べられたものであり、米国の力が絶対的に見て弱まっているという認識を述べられたものではないと防衛庁は理解しています。

#### ○小沢(眞)委員

またそれについて質問したいわ

けでございますが、先に進んで、また最後に質問させてもらいます。

#### ○小沢(眞)委員

またそれについて質問したいわ

て、いまどきにいるのでしょうか。○岡崎政府委員 ミッドウェーとコーラルシーだけの御質問でございますが、コーラルシーは六月にアメリカの西海岸に帰投しております。現在ミッドウェーとアイゼンハワーがインド洋においては、西太平洋にはレインジャーが来ております。

#### ○小沢(眞)委員

その最後のレインジャーというのはいまどきにいますか。

○岡崎政府委員 十月の中旬ころまでスピックにおりまして、そこを出港しましていまどちらに向かっているか、ちょっとと確かなことは存じません。

#### ○小沢(眞)委員

絶対的にはどうか知りません

が、相対的には私はやはり弱まつておる、こういふ伊東外務大臣の認識どおりだと思いますし、まあ言い回しはおかしいが、防衛庁長官もそれを認めているように私は受けとめるわけです。

#### ○小沢(眞)委員

そうすると、防衛計画大綱が第一の前提として

きた日米安保体制、そういうものの上に乗っかつてやっていこう、こういう大前提があるわけです。が、その大前提が変化をしてきたことにはならないんだろうか。条約上の安保体制は維持はして、継続はしているが、その安保体制の質的な面、そういう面において変化を来ておる、こういうよう理解できるわけですが、どうでしょうか。それでいいでしょうか。

#### ○大村国務大臣

お答えいたします。

最近のわが国周辺の国際情勢が厳しさを増しつることは事実であります。これを踏まえてわが国はみずから防衛努力を強化するとともに、日米安全保障体制の信頼性の維持及び円滑な運用体制の整備に努めているところであります。ただいまお尋ねの日米安全保障体制が変質したとか、そういうことはまだ起つておらないものと想えております。

#### ○小沢(眞)委員

さしてもらいます。

緊急展開部隊についてお尋ねしますが、この R D F で中東に行くのが、日本にいる部隊はどこ

部隊が行くだらうか、防衛庁わかっていますか。米軍と詰めてそれを検討してありますか。

○塙田政府委員 緊急展開部隊の司令官であるケリー司令官が三月四日にアメリカの上院外交委員

会の聴聞會で、緊急展開部隊に加えられる海兵隊について、危機の状況とその地理的位置によつて、特定地域に——事件の緊急性を要する地域でござりますが、特定地域に最も近い部隊から引き抜くことが望ましいと、さう旨を述べておりますが、いずれにしましても、在日米軍を含めまして、どのような部隊をどの程度投入するかということにつきましては、そのときの状況によるものでありまして、具体的にどの部隊が使われるかといたることについて、同司令官は何も述べておりません。私どもと米軍との間におきまして、そのような状況でございまして、具体的にどの部隊が投入されるかというようなことについては何もお知りいたしておりません。

○小沢(貞)委員 その R D F で出かけていくのは、私たちが考えても、フィリピンなどにいる米軍のほかは第七艦隊、沖縄海兵隊、こう言われている、報道されてもいるわけですが、その可能性が低いといふのでしょうか。これはまだ司令官の抽象的なことしか防衛庁は確かめていないけれども、この緊急展開部隊によって日本の沖縄その他どの部隊が出かけていつてしまふ、こういう心配はありますか。

○塩田政府委員 私どもと在日米軍との話の中でそういう話が出たことはございません。したがいまして、私の方から可能性があるだらうとかないだらうとかちょっと申し上げられる段階ではございません。

す。だから、緊急展開部隊が日本のどこからどう行つてしまいか、スイングはどうなってしまいか。そうすると、実際安保体制があつたつて日本に来る部隊は一体いるだらうかということは、衛庁は苦にならないのですか。聞いたことはないわけですか。

、どうです。  
・府委員 研究の中身がどうな  
りますが、しばしば申しつけられ  
るが、スイングでみんな行つて、確約が  
あるか。これはR.D.の戦略計画を立てても、これ  
は兵力がないというときには進みつ  
つあります。一歩ずつ進んで、いつかと  
いうことから私はいかでござ  
ります。  
・まだ仕上げの段階と言  
っておらぬと思ひますけれども、  
つきましては、かなり准  
し上げ、それ以外の後方工事  
ましては、まだ必ずしも  
いうことをこの間申し上  
に、第三国からの侵攻を防  
いでございますが、これが  
が、ある一定の侵攻危機  
れば作業になりませんの  
おるわけであります。  
・その第三国というのは何  
いますが、これもけさち  
りますように、特定の国  
ざいませんで、わが國に

こうかということを想定しておるから、それがもとの間申し上  
げておりますよ  
う御指摘でござ  
ります。研究作  
業なども、作戦計画  
進んでおるとい  
う支援態勢、情報  
を考慮しておるわ  
けを考へておるわ  
けに侵攻し得ると  
の質問をする

は、アメリカの具体的兵力についてとそれをアメリカの確約なのか、本当に救援するという確約なのかというお尋ねでございますが、いま申し上げましたように、具体的兵力については、一定の設想に従つた研究作業としては、一定のものを想定はしておるわけでございますが、この作業はあくまでも研究作業でございまして、これがアメリカの日本に対するコミットメントに対する確約とかといった性質のものではなくて、アメリカの日本に対する防衛義務は、やはりこういう研究作業のさらに根っこになつております安全保障体制といいますか条約といいますか、それに基づくアメリカの義務であり、この研究によつて何らかの新しい確約がされたといったような性格のものではないというふうに御理解いただきたいと思います。

○小沢(貞)委員 防衛庁長官、先ほど来私は、たとえばスイングで第七艦隊もほとんどこの周辺にいなくなるほど中東なり何なりに出動してしまいう、緊急展開部隊はまだ防衛庁は何も詰めてないんだから、どこからだれが行くかも詰めてないわけです。一般に報ぜられますのは、もう沖縄から行ってしまいます、何から行つてしまします、こういうことです。だから、有事救援と言つても、それは絵にかいたもちではないか、こう私は思うわけです。これは幾ら何が条約上あつたって向こうに兵力がいなければ來ようがないわけです。そこで、最近は日米共同作戦は仕上げの段階にまで来ておるという。いま聞いてみると、その共同作戦においても、これは絵にかいたものを一生懸命

○小沢(貞)委員 これは長官、こういうことじらないですかね。第七艦隊がスイングでみんな同様に行つてしまふ。それからRDFでみんな出かけてしまう。私は素人ですが、そうなれば、日本政府は安保体制がどうだこうだと言つたって、現実的に空になつてしまふのではないか、こううことを言つてゐるわけです。それについて防衛省は全然確かめてないということは、これはご存じの、一月ごろの大統領教書か何かからもういどん論議された問題で、一年近くたつてゐるわけですが

すが、この場合に、ある程度第三国への侵攻を相  
している。これはまあ共同作戦計画ですから並  
のことだと思います。

そこで、お尋ねをしたいことは、きょうの午  
中にも質問が出ておりましたが、その第三国  
は、いま脅威であるソ連軍を想定をしているか  
それが第一点です。この場合、これに対応する  
衛隊と米軍の規模は想定されているか。第二点  
す。私が言うのはその次です。そのときに米軍  
具体的的兵力、その米軍来援の確約、これは確  
かに本題かと思います。

三 然 慈定 前 と 「 が 、 は 、 う こと で 定 を し て た ら ど も う さ れ て お て 衛 隊 並 び は 自 衛 隊 で こ そ い て ま し た げ ま し た で 、 そ の う あ う す

いは規模の侵攻があるだろうかといふ想おもふるだけございまして、特定の国といはざいません。それからその際に、自に米軍の規模といふものはある程度想定されるのかということございますが、これは御承知のとおりの現状の自衛隊の戦力になります。米軍につきましては、いま申し上げます。米軍につけましては、一定の設想を設けて研究しておりますの設想に応じた来援兵力が来るであろうことは考えておるわけであります。第三点

で検討しているだけであつて、たとえは航空攻撃を主体とする場合とか海上交通路を破壊されるような場合とか、わが国領土への着上陸を主体とする場合、こういう三つの場合について研究しているだけれども、それは向こうに義務づけもなければ裏づけもなければ何にもない、こういうわけなんだ。一体これで大丈夫なのかね、防衛庁長官。

○大村国務大臣 お答え申し上げます。

いわゆるスイング戦略について関連しているお尋ねでございましたが、そのスイング戦略と

は、アメリカの具体的兵力についてとそれがアメリカの確約なのか、本当に来援するという確約なのかというお尋ねでございますが、いま申し上げましたように、具体的兵力については、一定の設想に従つた研究作業としては、一定のものを想定はしておるわけでございますが、この作業はあくまでも研究作業でございまして、これがアメリカの日本に対するコミットメントに対する確約とかといった性質のものではなくて、アメリカの日本に対する防衛義務は、やはりこういう研究作業のさらに根っこになつております安全保障体制といいますか条約といいますか、それに基づくアメリカの義務であり、この研究によつて何らかの新しい確約がされたといったような性格のものではないというふうに御理解いただきたいと思います。

○小沢(貞)委員 防衛庁長官、先ほど来私は、たとえばスイングで第七艦隊もはとんどこの周辺にいなくなるほど中東なり何なりに出動してしまって、緊急展開部隊はまだ防衛庁は何も詰めてないんだから、どこからだれが行くかも詰めてないわけです。一般に報ぜられますのは、もう紛糾から行つてしまいますが、何から行つてしまします、こういうことです。だから、有事来援と言つても、それは絵にかいたもちではないか、こう私は思うわけです。これは幾ら何が条約上あつたって向こうに兵力がいなければ來ようがないわけです。そこで、最近は日米共同作戦は仕上げの段階にまで来おるという。いま聞いてみると、その共同作戦においても、これは絵にかいたもちを一生懸命で検討しているだけであつて、たとえば航空攻撃を主体とする場合とか海上交通路を破壊されるような場合とか、わが国領土への着上陸を主体とする場合、こういう三つの場合について研究しているだけれども、それは向こうに義務づけもなければ裏づけもなければ何にもない、こういうわけなんだ。一体これで大丈夫なのかね、防衛庁長官。

申しますのは、一般にある地域での緊急事態発生の際に、その地域に他の地域から米軍兵力の一部を振りかえるという考え方であり、またこの振りかえは東から西へということばかりでなく、西から東へもあり得るものと承知しているわけでございます。いずれにいたしましても、具体的にどうなるかということは、その場合の状況とか地域によって決まるわけでございますので、あらかじめ在日米軍なりあるいは日本周辺の米軍がどうなるかということは、いまの段階で申し上げるわけにもいかない筋合いの問題だと思うわけでございます。

ところで、これに対して日本は心配はないのか、こういうお尋ねでございますが、アメリカといたしましては、西太平洋地域における軍事力の強化に努めるとともに、繰り返し日米安保条約に基づくコミットメント遵守の決意を述べているところであり、御指摘のように、スイング戦略により有事の際の米軍の救援については、日本としては懸念は持ておらないわけでございます。

なお、わが国としては、みずから国はみずから手で守るという決意のもとに、自主的判断に基づいてできるだけの防衛努力をしなければならないということは申すまでもないところでございます。まして、このようなわが国自身の防衛努力なくして、日米安保体制の信頼性の確保もあり得ないと私は考えておる次第でございます。

○小沢(賣)委員 私と認識が大分違うのですが、もう一点だけ、具体的にこれは塩田防衛局長と大臣、両方にお尋ねいたします。

この「日米防衛協力のための指針」に基づいて日米共同作戦をいろいろ検討している、ガイドラインをつくってやつておる、こういうわけですが、先ほど申し上げたように、航空攻撃を主体とする場合、海上交通破壊を主体とする場合、それから最後に我が國領土への着上陸を主体とする場合、この三つに分けて研究をしているようですが、その最後のわが国領土への着上陸を主体とする場合、これは民間的な専門的な評論家だから聞いても、

われわれが見てもそうだと思うのだけれども、この第三のわが国への領土への着上陸という場合に想定されるのは、つい最近北方四島に一個師団のソ連軍が配備されたとか、水晶島に最近トンネルまでできたとか、大変緊迫したように私たちには考えるわけです。そういう場合には、道東に対しても着上陸の場合の作戦を第一に考えなければならぬ、こう思うわけです。ところが何か道東に上陸してきだら鉄路まで三日間でやられてしまふたいなことが常識的になつてゐるし、われわれ現に二七普通科連隊の連隊長に聞いたり第五師団に聞いてもこれは大変心もとない状態だな、こう思うわけです。だから第三のわが国土への着上陸の共同作戦の研究には、この北海道の道東におけるあたりが第一の作戦計画に立てられないなければならないと思うが、それを認めますか? そういうことをやっておりますか。そのときに来援の具体的な時間的な問題、兵力の問題、こういうことは具体的に研究をしているか、どうでしょ。

○塙田政府委員 先ほど来一定の設想を設けて研究をしておるのであるのだとということを申し上げましたのが、具体的に、たとえば航空攻撃の場合あるいは海上の場合あるいは着上陸の場合、三つの例をお挙げになりましたが、そのどういう場合であるとか、あるいはさらにもう着上陸の場合にどの地区でどういうふうな展開だとかいうことにつきましてのお尋ねについては、恐縮でございますが事柄の性質上どういうふうな研究をしておるかということについては差し控えさせていただきたいと思います。

○小沢(貞)委員 時間だから……。

○染谷委員長代理 神田厚君。

○神田委員 防衛三法の問題で質問を申し上げます。

過日御質問申し上げました中で、特にわれわれが自衛隊の欠陥は正ということを主張してまつておりました関係上、自衛隊の具体的な欠陥についての是正の問題につきまして、あるいはこの自衛隊の具体的な欠陥について、防衛庁はどういう

ふうに考へておるが、御質問をさせていただきたいと思つております。

まず、新聞等の報道によりまして、アメリカの方から自衛隊の具体的な欠陥の問題につきまして指摘を受けている、こういうふうな報道もされております。どのような指摘を受けておられますか。

○塩田政府委員 いまの御指摘の点は、具体的にいつのどういう記事のものか私ども承知いたしておるわけではございませんけれども、私どもが、米側から文書によつて、こういうところが欠陥ではないかというふうに指摘を受けたことはございません。もしあ尋ねの点が読売新聞に報道されたものであるとすれば、それは私どもの承知する限りでは、アメリカの大使館におけるある方が特定のグループの勉強会の際に講演をされたということは聞いております。恐らくそのことを文書でいうふうにおつしやつたのではないかと思ひますが、いま申し上げましたように、私どもはこれをアメリカ政府の見解として文書で受け取つたという点ではございませんで、いまの講演につきましては、その人の個人的見解として私ども内容は承知いたしております。

○神田委員 私どもの方での調べでは、在日米海軍の大佐であるオコンネルという人というふうに聞いておりますが、いかがでございますか。

○塩田政府委員 いま私が申し上げたのも、その方の講演のことですござります。

○神田委員 文書で正式に申し入れを受けているということではないということでござりますが、その内容につきましては、防衛庁の方でも関心を持つて見ておるということでありますので、その点につきまして質問をいたします。

非常に質問の時間がありませんので、ひとつ簡潔に御答弁をいただきたいと思うのであります。

まず第一は、日本の自衛隊は機構上の統一性を欠いている、こういう指摘を受けております。陸海空の各幕僚長はおのおの別々に防衛庁長官に報告している。そして三自衛隊が非常にばらばらな

形で行動しているようなことがあって、有事の際の能率的、効果的な、経済的な自衛隊の運用、そのためには三自衛隊による効果的な演習をするような中央の計画、指揮スタッフ、こういうものをつくる必要がある、こういうふうな指揮を受けておりますけれども、この点についてはどういうふうにお考えになりますか。

○塩田政府委員　いまお話をございましたように、陸海空自衛隊の指揮系統についての話が出ておったことは承知いたしております。この点につきましては、私ども、防衛庁、陸海空自衛隊及び統合幕僚会議議長、こういった現在の構成で必ずしもどこがどういうふうにばらばらであるというふうに言われておるのか承知いたしかねる点がござりますけれども、きわめて重要な問題でございますので、私ども私どもなりに関心を持っておることは事実であります。現に統合演習ということも、統合幕僚会議議長の統裁によりまして、五十四年度に実施いたしましたが、五十六年度から毎年実施して、統合的な指揮運用といったことに円熟していく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○神田委員 具体的な指摘の中で、航空自衛隊による護衛艦の防空、航空自衛隊による陸上部隊への航空支援、港湾停泊中の誘導ミサイル積載護衛艦参加の防空、陸空自衛隊合同の防空、こういうふうな形で統合演習をもう少し頻繁にしたらどうだというふうな指摘があるわけであります。

この問題は、一つにはやはり日本にさまざまなもので侵略が想定されているというときに、一休その主たる防衛に当たるのは、海上自衛隊なのか陸上自衛隊なのか航空自衛隊なのか、それぞいいろいあるわけであります。したがいまして、そういうことも含めまして考えていく場合に、この三自衛隊がばらばらでそういうものに当たっていくのが。それともそういうさまざまな侵略の形態を想定しながらも、なおかついわゆる総合戦力としてそれに対処し得るような体制をつくっていくためには、この統合演習といふものについての考え方

方をもう少し重要視していかなければならぬ、こういうふうに考えるわけであります、防衛庁長官はどういうふうにお考えでございますか。

に、統合演習がきわめて重要であるということは、私どもも痛感しておりまして、少なくとも将来年からは毎年実施したいというふうに考えておるわけですがございまして、その中でもお話をございましたように、海上部隊に対しても航空部隊の支援でありますとか、陸上部隊に対する航空部隊の支援でありますとか、そういうなことを今後大いに演練していくかなければならないというふうに考えております。

最後に、お詫がございましたように、侵攻を受けた場合にどういう体制でいくか。これは侵攻の形態が本当にきわめて千差万別であるうと思われますので、断定的に申し上げることはできないわけでございますが、いずれにしましても、統合的な指揮運用ということの観点からの研究も大いに必要であることは御指摘のとおりでございまして、そういう意味で、私どもは先ほど申し上げましたような、まず統合演習からということで演練を重ねていきたいというふうに考えておるわけでございます。

ただいま陸海空の相互の連絡の欠けている点を是正を図るようという御質問がございましたが、ただいま政府委員が答弁しましたとおり、平時ににおける統合訓練等を通じて陸海空緊密な連絡を図つて平時から対処できるように、一層努めまいりたいと考えております。

○神田委員 中央指揮所の問題はどういうふうになつておりますか、簡単に……。

○塩田政府委員 がねてから中央指揮所といますか、中央における指揮システムのあり方について研究をいたしておりましたが、ようやく案としては成案を得ましたので、五十六年度概算要求案の中にその施設設備の建設につきまして概算要求を提案できる段階になつたわけであります。いま

の目標としましては、五十七年度末までにつくりまして、五十八年度には運用に入りたいというふうに考えておりますが、一部いまの予定では若干おくれる点もございますので、完全な運用としましては、五十八年度の中ごろになるのではなかろうかと思いますが、いずれにしましても、そういうスケジュールで、来年度予算をお認めいただければぜひ建設に着手したいというふうに考えておるわけであります。

なお、場所は防衛庁の現在あります六本木の敷

○神田委員 中央指揮所の建物もそうであります  
が、単に建物だけではなくて、それの運用その他

「一一番大事なことは、一体、侵略の想定の中で、結局海上で、日本の国土に上陸させないでそれを阻止するのか、それとも国土戦の形で想定しているのか、そういうふうなことが非常にまだいろいろはっきりしてないのですね。したがいまして、防衛庁としては、基本的な戦略というのは、つまり海上で侵略を阻止するというふうな形でやるのか、それとも日本の国土に引き入れた形でこれを迎え撃つのか、この辺のことの基本的にはどうい

うふうに考へてゐるのですか。  
○塩田政府委員 まず私どもが一番念願しておりますことは未然に抑止できる、未然に防止できること、これが一番いいわけでございますが、不幸にして侵略を受けることがあるとした場合に、われわれは好んで本土戦を望まないことは申し上げるまでもないわけでございまして、できれば海上で阻止したいということが私どもの当然の第一の希望であります、現実の問題のことを考へた場合に、やはり本土戦のことと配慮して陸上自衛隊の防衛力ということも当然考へていかなくてはならないというふうに思つておるわけでございまして、いま申し上げましたように、基本的にはまず未然に抑止される、次には本土に揚がらない段階

○神田委員 時間がありませんので、最後に、それでは小規模な侵略に限定しましても、現在の海上自衛隊の力あるいは航空自衛隊の力もかりまして、それで海上において、いわゆる上陸させない形でのそういうふうな抑止が働くというふうにお考えでござりますか。

ないわけでござりますが、一般的に申せば、海の上で侵攻兵力を完全に阻止することはきわめてむずかしいのではないか。最悪の場合の

ふうに思つておるわけであります。  
○神田委員　自衛隊の具体的な欠陥は非常に多く  
あります。ちょっと時間がありませんのできょく  
は触れられませんが、先ほど小沢委員の方からも  
発言がありましたように、自衛隊法の改正そのもの  
のも含めまして、いわゆる現在の自衛隊の具体的  
な欠陥は正につきまして、防衛厅側ひとつもと  
責任を持つべきだと推進をしていただきたい、  
こういうふうに思うのでありますが、最後に防衛  
庁長官の御答弁をお願いいたします。

先ほど小沢委員の御質問に対しましてもお答えいたしたとおりでございまして、防衛庁といたしましては、御指摘のありました問題につきましては研究、勉強を続けてまいりたいと考えております。第でござります。

〔糸谷委員長代理退席、委員長着席〕

○江藤委員長 植利夫君。

そういうものが起きております。そして米・イラン紛争であるとかソ連のアフガニスタン軍事介入、あるいはイラク・イラン戦争、こういったものがそれに拍車をかけております。大変憂慮される事態であります。この悪循環をどうして断つか、これがいま国際的にも非常に重要な課題であるし、私どもそういう点では軍事ブロックの解消こそが必要であるし、日本いたしましては、米ソの対立を自分のことのように錯覚してはいけないと、あらうに考えるわけであります。まして、一方の

軍事プロックに日本を結びつけて軍拠競争の一翼を担うということは、決して賢明ではなくて、むしろ危険性を伴うものである。こういう点では非

同盟中立の方に向ふ勝封するというとか日本の平和と安全と自主独立の道だというように考えておられます。それは政府の立場とは異なりますけれども、私どもは、このような今日の時代認識と申しますか、それから日本の眞の国益、そういう立場で質問したい、こう思うわけであります。

第一問であります、最近日本の防衛力増強、軍備拡張、これに対しても世界各国から警戒の声、脅威論が出ております。先日、河野さんの質問がございまして、それに対する大村長官など政府側の答弁は余りそつけないもののように思いましたので、改めて聞かしていただきたいと思いま

たとえば、パリ発行のインター・ナショナル・ヘラルド・トリビューンという英字紙が、日本でゆかしい事態が起こつておるというふうに述べております。それからロサンゼルス・タイムズが、日本はいまや世界の舞台で政治、経済、軍事の全面的役割りを探求しているというふうに述べております。シンガポールのリー・クアンユー首相は、九月十四日、日本の軍事力増強に懸念を表明して、過剰反応してはならないと思うというようなことを述べております。香港のファー・イースターソン・エコノミック・レビューという雑誌、これも日本が侍の刀をといでいるというようなことを述べていますが、ちよつとここに資料を持ってきておりますので、紹介したいと思います。

べております。特にアジア諸国という点では、かつて被侵略国になったという苦い体験を持つ國々でもございます。そういう点では、日本の防衛力の増強、軍拡が明らかに国際的に脅威を与えつたことは、日本生存の国際的環境にとって決して好ましいことじやない私はこう思うのですけれども、いかがでございましょう。

○大村国務大臣 お答え申し上げます。

先日の当委員会における河野委員の御質問、日本の防衛力整備に対するアジア各國の反応につきましては、その後調査しまして、資料を提出したところでございます。いま榎委員から新しい資料についてお尋ねがございましたが、その点につきましては、政府委員からお答えさせていただきました。政府委員からお答えさせていただきたいと思います。

○榎委員 資料の提出を求めているのじやないのです。どうお考えなのかということを聞いているのです。

○大村国務大臣 その点を政府委員からお答えさせます。

○岡崎政府委員 日本はもちろんアジアの一國でございまして、日本の安全保障を確保するに当たりまして、アジア諸國の反応といふものは十分注意しながらいかなければならぬ、これは先日、河野議員からも御指摘のあったとおりでございまして、われわれももちろん防衛努力を始めまして以来、急りなく各国の反応を注視しております。もちろんその中には賛成も反対もいろいろあるのでござりますけれども、最近、特にここ数年間の傾向といたしまして、前は非常な危惧論が多くつたのでござりますけれども、最近、一つはわが国が福田総理大臣のアジア訪問の際に、福ドクトリンというものを出しました。わが国は軍事大国にはならないということを表明したことなどございまして、それに對して理解を示した、それで軍事大国にならない限りにおける防衛努力については理解の目を持って見守る、あるいはむしろ歓迎すべきである、そういうような論調の方があふえております。これは事実であるといふふうに判断

してよろしいと思います。

○榎委員 賛成、反対それもあるでしよう。しかし、少なくともいま私が紹介したようなのは、明瞭にこれは歓迎する声じやないのです。その事実について大村長官はどう御認識なのか、どう頭に入れようとしているのか。——長官の意見を聞いているのです。

○大村国務大臣 ちょっとと政府委員に答弁させてからお答え申し上げます。

○榎委員 長官に聞いていますのですよ。

○江藤委員長 少し補足をして……。

○岡崎政府委員 事実関係がござりますので申上げます。

○榎委員 いま御引用になつた一つは、リー・クアンユー

シンガポール首相の発言でございましたけれども、これは毎日新聞編集局長との記者会見時の発言になつております。それでどういうふうに考えれば

——日本は状況の変化に留意しなければならないが、過剰反応してはならないと思う、日本はその

安全部隊を米国との同盟関係の中に求めるべきだ

論、きょうもそうでございましたけれども、ある

いは北朝鮮脅威論をめぐつていろいろ論議が行われました。私どもソ連についてはアフガン撤兵を求め、歯舞、色丹、千島の全面返還を要

求しておられますけれども、これはこれ、それはそ

れで一言質問しておきたいと思います。

○塩田政府委員 いまお話しのように、差し迫つた脅威があるというふうに私ども考えておるもの

ではないということは、かねがね申し上げておる

うふうに見ておられるのでしょうか。

○大村国務大臣 お答え申し上げます。

○榎委員 先生御指摘のように、いろいろな意見があるわけですが、最近における大勢におきましては、軍事大国にならないという決意のもとににおける日本の最近の防衛努力に対しましては、評価もし、期待もされる国があふえてきているように承知しているわけでございます。

○榎委員 そのことで詰めても余りいい答弁が出てきそうがないので、先に進みますけれども、つまり賛成ばかりじやないのです。その事実はしっかりと認識していただかないと困ります。私がい

ま紹介した二、三の点だけでもそのことは明らかなんですから、それはやはり頭の中に入れて、少なくともそういう声が起つていてることに対しては十分な配慮をとつていかなければいけないと思うのです。このことについてはどうでしようか、一言。

○大村国務大臣 お答えします。

○榎委員 それから、これまでの国会でソ連脅威論、きょうもそうでございましたけれども、ある

いは北朝鮮脅威論をめぐつていろいろ論議が行われました。私どもソ連についてはアフガン撤兵を求め、歯舞、色丹、千島の全面返還を要

求しておられますけれども、これはこれ、それはそれで一言質問しておきたいと思います。

○塩田政府委員 いまお話しのように、差し迫つた脅威があるというふうに私ども考えておるものではないということは、かねがね申し上げておる

うふうに見ておられるのでしょうか。

○大村国務大臣 お答え申し上げます。

○榎委員 ただいま政府委員が申したとおりでございます。

○大村国務大臣 お答え申し上げます。

○榎委員 大村長官は二十六日でしたか、NHK

テレビで、ソ連が米ソのデタントを廢棄して全面戦争に打つて出るとか、日本に對して侵略を考え

ておるとか、そういうことは考えられないという趣旨のことを述べておられましたけれども、そういう考え方でございましょうか。

○大村国務大臣 NHKの討論会の際、その趣旨

のことを述べた記憶がござります。

○榎委員 要するに、ソ連がいますぐ日本に攻め

てくるような情勢ではない、そういう軍事情勢で

はないということは、政府側もそういう認識のよ

うに見受けます。

そこで、お尋ねいたします。最近、アメリカの

対日軍拡要求の背景に国際収支の赤字などがある

こと、これはいわば常識でございますけれども、一方、日本の財政危機も深刻であります。

本年度の国債発行額は十四兆二千七百億。これはカナダ、フランス、西ドイツ、イギリス、この発行額を合わせたよりもっと多い額でございま

す。こういう状況についてはどういう御認識を持つかおられるでしょうか。

○大村国務大臣 お答えします。

○榎委員 財政上の事項でござりますので、私の所管ではございませんが、大蔵大臣がそういったような説明をされたのを聞いていたことはござりますので、恐らくその点はそうではないかと思う次第でござります。

○島山説明員 国債発行額につきましては、わが国は御指摘のよう十四兆二千七百億円というこ

とでございますが、この額はきわめて膨大なものでございまして、アメリカが六兆七千百億円、イギリスが三兆八千百億円、西ドイツが三兆六百億円、フランスが一兆四千五百億円でございます。

で、これら四カ国のトータルが十五兆三百億円でございまして、これに匹敵する額となつております。したがいまして、きわめて深刻な財政状況であるということでござります。

○榎委員 ところが防衛費の概算要求、いわゆる別枠九・七%増、「一兆四千四百六十五億」というふうに予定されておるわけでありますけれども、正面装備費と研究開発費の伸びというものは一八・二%ということがありますね。しかも、防衛庁は後年度負担として、つまりツケ、先取りでありますけれども、一兆五千五百億円を要求されておりま

す。これは前年比伸び率で二三・八%ということになります。これを埋めていく分だけでも

五十七年度以降には防衛費を毎年十数%ずつ増額する必要が起つてくる、そういう計算になると

思います。

ところで、五十三年中業も正面装備の経費だけで五年間に一兆八千億、こういうふうに見ますと、いまのシステム、やり方、これでいいきますと、雪だるま式の防衛費増とということになるのでございます。これは軍事インフレを招くし、日本財政の一環の財政上の無間地獄とでも申しますが、それをもたらしかねないわけありますけれども、この点はどうでしょう。どういう御認識なんですか、ちょっとと大蔵省に聞いておきたい。

○畠山説明員 防衛庁の五十六年度要求にかかります後年度負担が本邦分で二三・八%対前年増であるという点は御指摘のとおりでございます。その額で申しますと、約一兆五千億程度になっております。しかしながら、これは要求でございまして、五十五年度におきましても、実額にいたしまして、やはり同じように一兆五千億円程度、率にいたしますと、六五・四%程度の要求があつたものを査定いたしまして、結果的に三八・三%といいますと、五十五年度のおさまり、伸び率になつておるわけでございます。伸び率だけから申しますと、五十五年度要求にはなつておらず、査定後の数字を下回った伸び率にはなつておりますと、額で言いますと、五十五年度要求と匹敵する程度の要求になつておるということでございまして、これを十分検討いたしまして、必要なものに限つて認めてまいりたいというようなことになるかと存じます。したがいまして、いまおつしやいましたように、当然にその額を前提として後年度におきまして義務的な経費の積算は、ちょっとと私ども現段階ではなかなかできないということになります。一般的には、後年度負担を伴うものにつきましては、その後の後年度についてある程度の拘束性を持つということは御指摘のとおりでございますけれども、現段階では数量的にはなかなか申し上げにくいということでございます。

○補委員 そうしますと、これは要求であつて、現段階でそのままそななるといふには言えないと、そうしますと、別枠九・七%増というのも最終確定じゃないので、いまいろいろ研究、検討

されているわけでありますけれども、それ以上の増、アップがあり得るのかあるいは減があり得るのか、その点どうですか。アップがあるのか、あ

るいはいまの財政状況ではなかなかむずかしいからそれを減らすということもあり得る、十月末には財政条件がわかるのでというふうなことも政府側から言われておりますけれども、現時点でどういう見解でしょう。

○畠山説明員 御指摘にありましたとおり、九・七%は概算要求におきます要求の枠の伸び率でござります。現在鏡意査定を継続中でございますので、數字的なことは現段階ではなかなか申し上げにくいわけでございますが、それが九・七をオーバーするのか下回ることになるのかという点でござりますけれども、九・七%というのは形の上で

はアップペーリミットといいますか、概算要求の率でござりますので、常識的に考えますと、これをアップペーリミットとして、その後どの程度下回ることになるかということが現在行われている査定作業というふうに御理解いただければよろしいかと思ひます。

○補委員 そうしますと、つまり概算要求よりも下回つてくると理解してよろしくいらっしゃいますか。いまの答弁ではそうですね。

○畠山説明員 五十六年度の財政状況は、現在ま

だ必ずしも十分に出でおりませんが、きわめて厳しいものになるということは間違いないところございまして、防衛費が特にどうだということではなくしに、一般的に申しまして九・七%という

対前年度伸び率というものはなかなか大きな数字でござりますので、そういうものが達成できるることは困難であろうといふに考えております。

○補委員 お答えいたしました。

○大村国務大臣 お答えいたしました。

防衛庁といたしましては、防衛の必要度から各種経費を勘案し、また財政の事情も念頭に置いて

います。したがいまして、その全額の実現を期待しているわけでございます。

〔委員長退席、愛野委員長代理着席〕

今回の防衛庁設置法改正案では、海空自衛隊の実数を計一千三百三十一名増加するということを求められておりますが、防衛庁としては陸海空、この自衛隊のどこを重点としてこれから増強を考

えておられるのでしょうか。

○塩田政府委員 お尋ねの点が人員の点にござりますとすれば、陸上自衛隊につきましては十八万

人の定数をいま動かすことは考えておりませんで、実際の充足率、現在八六%でございますが、これを上げていただきたいというふうには考えております。

海空につきましては、どこに重点をというお尋ねでございましたが、今回お願いいたしておられますのは、いざれも艦艇、航空機の就役に伴う所

要人員並びに用途廃止に伴う減の要員等を勘案してお願いいたしておるものでございます。

○補委員 今日は海空ということになつておりますが、これがこういう数字となつて求められているわけ

であります、ここでは特に日本の海空の強化問題に

触れておりまして、対潜空軍力の強化だけではなく、

西太平洋におけるアメリカの軍事力を補完するも

の、こういう叙述があります。海空強化という点で見ますと、どうも符節がちょっと合ひ過ぎるわ

けですが、これはどういうことでしょう。

○塩田政府委員 日本の海上自衛隊及び航空自衛

隊の考え方あるいはそれと米軍との間の共同対処

の考え方等につきましては「防衛計画の大綱」に示しております。私どもは、そのような考え方から

かりませんけれども、アメリカの補完という意味

ではなくて、日本の海上自衛隊であり航空自衛隊であり、それぞれの防衛構想に基づいて整備していきたいというふうに考えておるわけであります。

○補委員 アメリカのどな人がというのじゃなくて、いま紹介したように、国防総省といわれつきとした政府の文書でございます。そこにアメリカの軍事力を補完するもの、それを強化してほしい、こう言つておる。これが不本意だとされるならば、いや、そういう表現を使つては困るとか、そういうことを何か今までとられたことはございませんか。

○塩田政府委員 何回も申し上げますように、実際に私どもいま研究作業を共同でやつておるわけございまして、その中には、そういうふうなことでもございまして、それに対する特段の軍事力を補完するもの、それを強化してほし

い、こう言つておる。これが不本意だとされるならば、いや、そういう表現を使つては困るとか、そういうことを何か今までとられたことはございませんか。

○補委員 つまり客観的に言いますと、防衛庁の方からもこういう表現について何も物を言つていらつしやらないわけであれですか、アメリカがそれを越えるものについてはアメリカが分担するという基本的な考え方でやつております。

るんでしょうか。

○塙田政府委員 潜水艦隊は自衛艦隊の麾下部隊になるわけでございまして、自衛艦隊司令官の指揮を受けるということになります。米軍との関係は、そのレベルとよりももつと上のレベルで折衝なり調整なりあると思ひますけれども、今度の潜水艦隊司令部を横須賀に置こうとする趣旨は、直接アメリカの潜水艦部隊との連携ということも、そうではなくて、自衛艦隊内における運用を考えて横須賀に考えたものでございます。

○榎委員 その上のレベルというあれぢやなくて、じやあお聞きしますけれども、今度の潜水艦隊の柱の一つとなる第二潜水隊群ですね、これを合わせて艦隊をつくるとおっしゃっているわけですからとも、この基地はいま横須賀のどこに置かれているでしょ。どういう地区に置かれていてますか。

○塙田政府委員 現在の第一潜水隊群司令部は横須賀にございますが、横須賀の具体的な場所どこかというお尋ねでござりますれば、ちょっといま調べさせていただきたいと思います。

○榎委員 調べてください。私たちが知っているところでは、アメリカ側に提供された区域の中だと思うのです。どうですか。

○塙田政府委員 先ほど大変失礼しました。横須賀市楠ヶ浦町でございまして、「(4)」によつてアメリカに提供された地区というふうに聞いております。

○榎委員 地域も米軍のいわば借用している地域、建物はアメリカの、こういうふうであります。したがつて、国會議員でさえ仮にここを観察しようと解しております。建物はどうですか。日本のですか、米軍のですか。

○多田政府委員 米軍財産である建物を使用しております。

○榎委員 まだ行つております。

できない、こうなつておるわけであります。日本の潜水艦隊の基地がこういう米軍の区域内にあることは一体どういうことでしょ。アメリカとしては、日本の潜水艦隊をやはりアメリカの戦略の一翼、こうみなしておるんぢやないでしょ。どうでしょ。

○塙田政府委員 たまたま御指摘のように、場所はそういうところを使っておりますけれども、そのことによつて日本の潜水艦隊あるいは現在の潜水艦群が米海軍の一翼といつたようなことはございません。

○榎委員 だけれども、少なくとも一般国民がこれを見まして、基地はアメリカの基地、その中に日本のが置かれている、建物もアメリカのだ、これはどこから見ましても、少なくとも独立國のそれがという見方はしないと思うのですね、常識的に見まして。だからそういう点では、私はどうこうしろというこどじやなくして、そういう実態になつてゐるということ、このことを強調したいわけがあります。これは当然、そういうのだと御認識なんでしょうか。念のためお尋ねしておきます。

○大村国務大臣 お答えいたしました。

いまお尋ねの潜水隊の敷地が米軍の敷地であります。これが当然、そういうのだと御認識なんですか。

○大村国務大臣 お答えいたしました。

いまお尋ねの潜水隊の敷地が米軍の敷地であります。これが当然、そういうのだと御認識なんですか。

私が言いたいのは。もし本当に必要ならば、どうですか、基地を日本に返せというくらい言つてみたらどうですか。それもできない。この潜水隊の問題にいたしましても、やはりアメリカの戦略の一翼を担つておる、実態はそうなつておるということであります。そういう点では、この新しく出されておる法案についても、非常に大きな疑惑を持たざるを得ない。

あわせて一言聞いておきますけれども、曹長新設ということも出されております。ある防衛庁のOBは、これは活字がありますけれども、自衛隊を軍隊化していく、これを先行させていけば憲法改正、改憲にも好都合だというようなことを言つておられるのですね。旧軍の場合、曹長というのは鬼の軍曹の上にして下士官、兵を取り仕切る、こういう役目だったわけですけれども、曹長新設にそういう意味はないでしょ。どうでしょ。

○佐々政府委員 お答えいたしました。

そういう意味はございません。

○榎委員 最近、これは報道されたところでもありますけれども、この委員会でも明らかにされましたけれども、窃盗、飲酒運転、ひき逃げ死亡事故、銀行恐喝など自衛隊員の事故が非常に目立つております。聞いたところでは、昨年度の懲戒処分は千七百八名、二個連隊分に相当するといふのでありますけれども、この委員会でも明らかにされましたけれども、いわゆる旧軍的な嚴罰主義になつておるのじゃないかという声もあるわけでありますけれども、その点はどうでしょ。どういう御認識ですか。

○佐々政府委員 お答えいたしました。

御指摘のように千七百余件に及んでおりますが、その約三分の二は帰隊時間におくれたとかあるいは若干遅刻したとか、そういういわゆる部内におけるところの勤務規律違反でござります。また私用の際の車によるところの交通違反もかなり多くあります。御指摘のよろしいわゆる破廉恥な事件、これはまことに遺憾なことでございまして、何とか指導、教養を徹底してこういふ事故をなくしたいと考えておりますが、これは二百数十件ということでございます。必ずしも厳罰主義のためにこういう事故が多く出でるといふことではございません。今後使命感の自覚、そぞう職責の自覚、ということが大事であろうと思ひますので、大いに指導、教養を徹底いたしました。この種の遺憾な事故の絶無を期したい、かようになっておられます。

○榎委員 中期業務見積もりの問題でお尋ねいたします。

最近大村長官は、中期業務見積もりの早期達成というふうにおっしゃつておられます。防衛省計画の作成等に関する訓令でも明らかにされども、五十三年度中業といふのは、「防衛力の計画的な整備、維持等を図るため、主要な事業及びそれに要する経費の概略等の見積りを行い、年度業務計画の作成等に資することを目的」として、五十五年度から五十九年度までの五年間を対象とする、そういうふうになつております。これがつくられたのは五十四年七月です。まだ一年そこそこしかたつておません。ところが一年そこそこしかたつてないのに早くもそれを早期達成だ。どういうことですか。その間の何か事情変化があるのですか。

○大村国務大臣 お答えいたしました。

中期業務見積もり、現在のものは御指摘のところ五十四年に策定されたものでござります。期間は五十五年度から五十九年度まで予定されておりでございまして、年次割りはないわけでございません。中期業務見積もりは、かねてしばしば申し上げておりますとおり、防衛庁が毎年度の予算編成等の資料とするために部内限りの資料として設けたものでござります。五十五年度が一年度実現したわけでございまして、一年目の五十六年度の点もござりますので、私どもとしましては、で

きる限り早期達成を考えながら五十六年度の概算要求をいま進めている、こういう段階でございま

す。

○榎委員 いまのは答えになつてないと思うの

です。私が聞いているのは、つくつて一年そこぞ

こだ、五年の見積もりだったはずだ、それが早期

達成ということを言わなければならない、これは

常識では考えられないことです。そんないかげ

んなものだったかという疑問が出てまいります。

○大村国務大臣 重ねてお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、五十五年度か

ら五十九年度までの見積もりでございまして、毎

年度の年次割りはないわけでございます。そこで

私どもいたしましては、おくれないよう、で

五年後に達成できないようでは困りますので、こ

れをできるだけ早く整備する必要がある。特に主

要装備、またこれに密接な関連を持つ後方につき

ましては重点的に促進を図りたい、そういう考え

方に基づいて五十六年度の概算要求をしたとい

うことでござります。

それではお聞きましたけれども、防衛諸計

画の作成等に関する訓令、これでは統合中期防衛

見積もりについて、これは皆専門家ですから詳し

いことは省きますが、「中期業務見積りの作成等

に資すること目的」として作成する、こういう

ふうになつております。したがいまして、中期業

務見積もりをつくるときは、当然この統合中期防

衛見積もりを参考として作成されていると思いま

す。ところが塩田防衛局長は、先日の御答弁で、

この統合中期防衛見積もりについて、十月二十七

日の衆議院の安保特で、東中委員に対して、内外

の諸情勢の見積もりを含め重要な修正を加えてい

ない、情勢の見積もりについて修正を加えていな

い、こういうふうに答弁なさっておられます。一

方は情勢見積もりに修正していない。いま長官は、最近の情勢を念頭に置けばと、違うじゃありませんか。

○塩田政府委員 統合中期防衛見積もりについて

変更を加えてないというふうに申されましたけれ

ども、見直し作業自体は現在統合中期防衛見積も

りについても行っています。この間もお答え申

し上げたと思いますが、まだ見直し作業が若干お

くれておりますけれども、間もなくできると思いま

ますが、それと並行して、統合中期防衛見積もり

の見直し作業と並行して来年度の業務計画、ある

いはその参考資料になる中期業務見積もりの見

直し等もやつておるわけでございまして、統合中

期防衛見積もりと関係なしに中期業務見積もりだ

けを見直しておるというわけではございません。

○榎委員 だとすれば、私が言っているのは、長

官にお尋ねしたい。塩田局長の答弁は、情勢につ

いての修正をしていない、こちらは最近の情勢を

頭に置けば、こうおっしゃつておるのは、そこは

違うじゃないかということをお尋ねしているので

す。どういう違いなんだ。

○大村国務大臣 お答えします。

統合中期防衛見積もりは、どちらかと申します

と抽象的な表現を用いておるわけでございまし

て、毎年度の中期業務見積もりの見直しや具体的

なものでござります。その点で食い違いはないも

のと考えております。

○榎委員 だけれども、統合中期防衛見積もりは

「内外の諸情勢を見積もつて」云々、こうなつてい

る。それを参考にして中業をつくるれているはず

です、ちゃんとそういう訓令になつておるのですから。ところが、その統合見積もりについては、

内外の諸情勢の基本になるところは修正していな

いことなんですか。どうなんですか。

て、具体的な整備計画とがそういうものが含まれておませんで、主として情勢見積りが中心になつておるわけでございますが、それだけにまた抽象的な表現になつておるわけであります。それ

を受けて中期業務見積りが具体的な整備見積も

りをつくるわけでございますが、先ほども私が申

し上げましたように統合中期防衛見積もりの方も

見直しはしておるわけでございます。それでそれ

に応じた中期業務見積りの方の見直しもある

いはその見直しに基づく、先ほどから話題になつ

ております早期達成ということもそこから出てま

いつておりますので、統合中期防衛見積もりの基

本的な情勢見積りの抽象的に書いてある部分、

そこを別にいま変えておるわけじゃございません

けれども、所要の見直しは行っております、とい

うことで、それに応じた中期業務見積りの作業を

しておるということを先ほど申し上げておるわけ

であります。

○榎委員 いまの答弁で非常にはつきりしてきた

んですけど、当然統合中期防衛見積もりの方

も見直しはしている、見直しはしているんだけれ

ども、情勢の見積もりについて重要な変更はして

いない、修正はしていない、これはこの間のとお

りですね。ところが、一方大村長官の方は、最近

のわが国をめぐる情勢云々、それを念頭に置けば

急がなければいけないんだ、こういう御認識のよ

うに思ふんです。いまの関係をそういうふうに理

解してよろしくございますね。

そうしますと、その次の質問に移つていただき

と思ひますけれども、ちょっと疑問が起ります

のは、この中期業務見積り作成直後、つまり去

年、米側も正面装備と後方の支援のバランスのと

れた計画であると評価していた、こういうふうに

考へておるわけであります。

を期待する、こういう願望があつた。大来外相は、それは防衛庁のことだから防衛庁に伝えます、こういうふうにして帰つてみえているわけであります。その後大平・カーター会談もある。そこまで

たカーター大統領から、政府部内に於てある計

画はより早く完了されたよう、完了されること

に對する期待が述べられている。こういうふうに

いくんですか。それと並行して、中業の早期達成、

それがめぐる情勢の変化、いうのは、どうもアメ

リカからの要求と申しますか要望と申しますか、

それじゃないかと思うんですけれども、どうなん

ですか、いまの動きから見ますと。

○塩田政府委員 その前に、いま前次官の言葉を引用されまして、正面と後方とのバランスのとれ

た計画であるというふうに御指摘があつたわけであります。

○榎委員 その点で、いま前次官の言葉を

は、当然それは一番重点に考えたことでございま

して、それはそうだと思います。

そこで、いま話題になつております早期達成と

ございますが、私ども中業をつくりました場合に

は、当然それは一番重点に考えたことでございま

して、それはそうだと思います。

○塩田政府委員 その上で、中期業務見積りの中の、これは全

部早期達成じやございませんで、主要な装備費に

ございますが、私ども中業をつくりました場合に

は、当然それは一番重点に考えたことでございま

して、それはそうだと思います。

そこで、いま話題になつております早期達成と

ございますが、私ども中業をつくりました場合に

は、当然それは一番重点に考えたことでございま

して、それはそうだと思います。

○榎委員 そのことにつきまして、それでは最後にお尋ね

のアメリカからの圧力ではないかということでございますけれども、ちょっと疑問が起ります

のは、この中期業務見積り作成直後、つまり去年の八月八日ですけれども、経団連の防衛生産委員会で講演されております。ところがその直後に大来外相が訪米される。それで大来・プラウン会談が

ある。プラウンの方から、わが国の防衛費について、今後とも着実かつ顕著に増大していくこと

期達成にいたしましたが、日本側からまずそれが出されるというよりも、アメリカ側から出ている、そしてそれに呼応するようなかつこうで自主的判断なるものがでている、こういう経過です。

その点では私は、先ほど質問いたしました統合中期防衛見積もりの中にあり情勢の見積もり、とつないでありますと、そのあたりが一層はつきりするようになります。私はここで細かくいつどこでということを議論するつもりはございませんけれども、やはりそういう流れは非常に重要なと思ふのです。日本の防衛力の問題といふものを

アメリカの側からいろいろいふる要求されて、それに対する対応が決まっていく、これだったらやはり從属じゃないか、こう言わてももう仕方がないと思うのです。ところがそういう早期達成がいま問題になっている中業について、次の五六年中業の作成については何らかの形で国防会議に出たいたい、こういうふうに大村長官は述べておられますし、鈴木総理も了承されているわけでありますけれども、統中は国防会議の議題にしないのですか。中業だけですか。

○塩田国務大臣 政府委員に答弁させます。  
○塩田政府委員 この前長官からお答えし、総理もお認めいたいたのは、中期業務見積もりについて何らかの形で次の五六中業から国防会議の議題にするよう努めたいということをお答え申し上せん。

○鈴木委員 そうしますと、統中には触れておりません。その理由はどうなんでしょうか。どうしてみだ。その理由はどうなんでしょうか。どうして

中業だけというお考えなんでしょうか。

○大村国務大臣 お答え申し上げます。

中期業務見積もりの性格につきましては、先生の作成の資料等に充てるためにまずから設けています。これにつきまして最近国会等におきましても、防衛庁限りで決定せず国防会議の議題に何らかの形でやった方がよいと御意見も高まってきておりますので、防衛庁といいたしましても、次の中業から国防会議の議題とする方法について現在検討を進めている、こ

しゃいましたけれども、その中身の問題としてそういう融通無得の中業という問題ですね。これだけを国防会議にかけて格上げをという防衛庁としてはものもろみですね。そのあたりはどうですか。

○塩田国務大臣 中期業務見積もりの三年ごとのローリングシステムについてお話をございましたが、統中につきましても、私ども同じようなやり方を考えておるわけです。そういう意味におきましては、統中も中業も変わりはございません。私どもは柔軟性を重視しておるということでござい

ます。

ただ、それでは中業を国防会議に何らかの形でかけると言ひながら統中はなぜかけないのか、こいつことになるわけでござりますけれども、統合中期防衛見積もりの方は、これは中業も基本的には全く同じでござりますけれども、五一年に改めて五十八年から六十二年までの見積もりを作成する、こうしたことで次々に、いわば前倒しをしますが、よく言えば、そういう点では融通無得といいますか、伸縮自在。悪く言えば知能犯的といふことになる。よくも悪くもそういうふうに非常に成る。つまり現在の中業は五十五年から五十九年までの五年の見積もりなんだけれども、五十六年に改めて五十八年から六十二年までの見積もりを作成する、こうしたことで次々に、いわば前倒しをしていく。軍備増強、一種の幾何級数的にと申しますが、よく言えば、そういう点では融通無得といいますか、伸縮自在。悪く言えば知能犯的といふことになる。よくも悪くもそういうふうに非常に

勢見積もりをつくつておるわけでございます。一方、中期業務見積もりの方は、すでに御承知のようにエスカレートできるような仕組みになつていざなわげでございまして、統中には触れておりません。

○鈴木委員 そうしますと、統中の方は、内外情勢の見積もりに対するいろいろな防衛構想や防衛体制等々、基本的な構想や重点を明らかにしてい

ます。

○大村国務大臣 お答えいたします。

手続きを入念にした方がいいという声が高まっています。さて、その考え方、主要な内容は触れてきています。そこで、その考え方、主要な内容は触れてきていますのでございまして、整備計画につきまして、具体的に計画を持つておるわけでございまして、そういう両方の性格の違い等もございまして、今回いろいろな御議論を踏まえまして、中期業務見積もりをつくるのに参考になるような情

感覚でございまして、統中と区別して中業を国防会議にかけたい、政府の計画に格上げしたい、こういうふうに思つていらっしゃるのじやないかと思うのですけれども、どうですか。簡単に一言、イエスかノーか。

○鈴木委員 お答えいたしました。

手続を入念にした方がいいという声が高まっています。そこで、その考え方、主要な内容は触れてきていますので、いわゆる文民コントロールの一環としてもそういう工夫を加えた方がいいのではないかと考へ、その方策をいま検討いたしておる次第でございます。

○鈴木委員 いま柔軟性ということでお認めになりましたけれども、それと文民統制の問題とちょっと結びつけて、私、質問したいことがあります。これまでそういう非常に柔軟性を持った中業については、公表せよというふうな要求がございました。防衛庁の方では、これは内部資料だからとい

うことで閣議にも出していない、特に能力見積もりの方は極秘だということで、国会にも事業見積もりの概要と補足説明資料、これしか出でていません。

○塩田政府委員 区分から言いますと、機密ではなくて、能力見積もりは極秘であり、事業見積もりの方は秘とすることで扱つておるわけでございませんが、何回も過去において御説明しましたが、去年の七月にできましたときに「中期業務見積りについて」という公表文を差表いたしまして、私どもの中期業務見積りの考え方、つくった経緯、その主要な内容、さらに主な項目につきまして、どういうふうな考え方でやつていくんだというようなことまで一應網羅的に公表をいたしまして、さらだことしの五月に、いま御指摘のさらに詳しく述べた補足資料を提出申し上げたわけであります。

御説明をさせていただいた、それ以上の詳しい点につきましては、事柄の性質上公表を差し控えさせていただきたいというふうに申し上げておる御説明をさせていただいた。それ以上に詳しい点につきましては、事柄の性質上公表を差し控えさせていただきたいというふうに申し上げているわけであります。

○鈴木委員 経過としてはそういうものだらうと思います。

ところで、その考え方、主要な内容は触れてきています。しかし、それは少なくとも全容ではない。これまでの国会答弁の中でも何回か同趣旨の答弁がなされておりますけれども、そこで一步進めてお尋ねいたしますが、去年の七月末から八月初めにかけましたハワイでの日米安保事務レベル協議、ここで中業についてはいち早く説明されておりま

す。それから八月十六日の山下・ブラン会談でも説明されている。特に三日間におたるハワイで交渉では、日本側から外務省アメリカ局長、防衛庁からは亘理事務次官、左近允統合幕僚会議事務局長、アメリカ側からはマンスフィールド駐日大使、国務省のサリバン次官補代理、国防省のマギフアート次官補ですか、それからローソン統

合參謀本部第五部長、ウイズナー太平洋軍司令官、ギン在日米軍司令官、こういうそなうそなう人々が参加されている。ここで中業の内容を説明したというふうにされておりますけれども、この三日間は、まさかアメリカ側はノンテキストで協議したわけじやないでしよう。どうでしようか、この点。

○塩田政府委員 昨年の七月末一八月初めにかけてのハワイのことについてのお尋ねでございますが、いま御指摘のようなメンバーが出席したわけでございますが、これは毎年やつております事務レベルの協議会といいますか、そういう趣旨の会合でございまして、特定の議題でなしに、いろんな意見を交換する場でございまして、三日間にわたりたることは事実でございますが、三日間にわたったことは事実でございませんで、国際情勢についてのブリーフィング、それに対する意見の交換と、いったことが主体でございました。

もちろんこの席で中期業務見積りが話題になりましたことはそのとおりでございます。話題になつたことに応じまして説明はいたしましたわけでございまして、特定の議題でない立場でございましたが、その次に御指摘になりました八月十六日の山下・ブラウン会談で、防衛庁としましてアメリカに説明をしたという立場をとつておるわけでございまして、ハワイの事務レベルの協議におきましては、話題になつて、その話題になつた限りにおいて説明をした、こういふことでござります。

○榎委員 ところが亘理さんは、さつきもちょっと触れましたように、防衛生産委員会の説明で、アメリカが中業について正面装備と後方支援のバランスのとれた計画などという評価というのは、中業の全容を見なければ、單なる説明ではこういふことはわからないのじやないでしようか。どうなん

○塩田政府委員 ハワイ会談で話題になつたときも、それから八月十六日に山下長官が行かれてプラウン長官に話をしましたときも、これまた何度も繰り返して申し上げておることでございますが、七月に私どもが発表いたしました「中期業務見積りについて」という公表文を用いまして説明をしたわけであります。

○榎委員 そのパンフにはこう書かれているのである。「こう書かれているのです。このパンフでは、後方支援といったことは概略しか触れられていない。だからパンフレットに基づく説明では、正面装備と後方支援のバランスのとれた計画といふ評価は出てこないですね。ここにはハワイ協議に参加された人、おられますか。どうです」か。

○岡崎政府委員 ただいま防衛局長が御答弁申し上げたとおりでございます。一般公表資料の概略についてたしか半日ぐらいいの説明があつたということに記憶しております。

○榎委員 半日の説明、半日といつてもかなりのものがありますけれども、ショレジンジャーとう元の国防長官がいますね。あの人はもつと非常に重要なことを漏らしているのです。詳しく紹介したいのですけれども、ちょっと紹介するのに時間がないので省きますけれども、要するに不十分だ、戦闘能力とか機戦能力の表題のもとに含まれる諸要素で、その中には航空機のシールターとか航空基地の抗たん性の強化とかそういうことを言つたのですけれども、ちょっと紹介するのに時間がないので省きますけれども、要するに不十分な件がありますけれども、だれかが渡しているとすれば、それ自体も大変な問題、違法になるわけでありますけれども、だれかが渡しているとすれば、国家公務員法の守秘義務にも違反するので、宮永事件みたいなことをおそれもするんでなければ、そもそも、そういう内容、これは文書が渡っている渡つてないということと同時に、詳細な内容を外國に伝えること自体が、もし事実だとすれば、それは違法になると思うのですね。その点、どうで

るのですか。

○塩田政府委員 正面と後方がバランスがとれた「中期業務見積りについて」という発表の中でも、別に後方という言葉で締めくくった条項はございませんけれども、抗たん性の問題にしましても、随所で触れておるというお尋ねでござりますけれども、ついでございまして、そういうことをわせて評価したものではないかと思います。

なお、ショレジンジャー氏が数字を挙げて指摘をしておるというお尋ねでござりますけれども、通信体制の問題にしましても、随所で触れておるというお尋ねでござりますけれども、ついでございまして、そういうことをわせて評価したものではないかと思います。

なお、ショレジンジャー氏が数字を挙げて指摘をしておるというお尋ねでござりますけれども、ついでございまして、守秘義務に違反するようなことがあれば、それに応じた措置がとられるべき事柄でござります。ただ、一般的に日本側とアメリカ側どちらとも、同盟関係だ、だからいろいろなことが、軍事問題がそこで話し合われる。そこでは守秘義務に問われかねないようなものも出る。確定しておるわけじやありませんよ。だから、その安全部体制というものが、日米関係という点で、普通の国家である場合には考えられないような、恐らく突っ込んだ、いまの表現をかりますと、共同対処のいろいろな話がやられていることがいまの話からわかるわけですから、これについては十

月十六日の参議院の外務委員会で、上田委員に対して伊東外相の方から極秘資料が米側に渡されたかどうか調べてみると、答弁がありましたが、たけれども、その後調査はされたんでしようか。結果がわかつておられたらお知らせ願いたい。

○浅尾政府委員 十月十六日の参議院外務委員会で、上田委員の方から本件について御質問ございました。その後、本件について在米日本大使館員がショレジンジャーに直接面会いたしましたが、外務大臣の方から、それでは外務省としてできる限り必要であれば調査をしてみようということございました。そこで、参議院外務委員会の質疑応答の中で防衛庁の方からもこのショレジンジャーの講演で述べておられる。こんな詳しいこと

○塩田政府委員 公表文としての守秘義務がございましたから、守秘義務に違反するようなことがありますね。公表文書のどこにありますか。

○榎委員 そこは非常に微妙な表現でございますけれども、同盟関係だ、だからいろいろなことが、軍事問題がそこで話し合われる。そこでは守秘義務に問われかねないようなものも出る。確定しておるわけじやありませんよ。だから、その安全部体制というものが、日米関係という点で、普通の国家である場合には考えられないような、恐らく突っ込んだ、いまの表現をかりますと、共同対処のいろいろな話がやられていることがいまの話からわかるわけですから、これについては十

月十六日の参議院の外務委員会で、上田委員に対して伊東外相の方から極秘資料が米側に渡されたかどうか調べてみると、答弁がありましたが、たけれども、その後調査はされたんでしようか。結果がわかつておられたらお知らせ願いたい。

○浅尾政府委員 十月十六日の参議院外務委員会で、上田委員の方から本件について御質問ございました。その後、本件について在米日本大使館員がショレジンジャーに直接面会いたしましたが、外務大臣の方から、それでは外務省としてできる限り必要であれば調査をしてみようということございました。そこで、参議院外務委員会の質疑応答の中で防衛庁の方からもこのショレジンジャーの講演で述べておられる。こんな詳しいこと

の講演に出ていたるような表題の資料はないとい

うことは言つておられますし、シェレジンジャー自身が中業については一切の資料を見ていないといふことでござりますので、私たちとしては、秘密文書がアメリカに渡つたということは推測できない、そういうことはないというふうに確信しております。

○榎委員 一切見ていないといふ自身が、ここに持つてきていますけれども、その中期業務見積もありについてずいぶん長く触れていますよ。見ていないでこんなことが書けるはずがないですよ。見てどうですか、外務省、あなた自身、シェレジンジャーのこの文章、講演、内容を読まれましたか。

○淺尾政府委員 私も上田委員が提示された限りにおいて読んでおります。さらにもう一つつけ加えるならば、いま榎委員が御指摘の数字でございますが、これについても、大使館員の方から質問したところ、これは自分の推測した数字であると

○榎委員 しかし、推測した数字にいたしましてもずいぶん念が入った数字ですよ。相当詳細に述べております。この点では、シェレジンジャーは一切見ていない、ああそうでございますか、こういうことじやなくて、国会でも接していない中身、内容、公表されていない中身だ。これを見ているというふうに思われる表現がたくさんあるわけでございますので、そこで引き下がるのじやなくて、再度やはりいろいろ調査してほしいと思うのですね。どうですか、外務省としてもそれまでですか。いかがでしょう。

○淺尾政府委員 私たちとして、調査する過程で国会で議論になつたこともシェレジンジャーに伝えてございまし、先ほど申し上げましたように、シェレジンジャー自身、中業に関する資料は一切見ていないということでござりますし、かつ、当時の参議院外務委員会において、防衛庁当局からの説明でも、その講演に出ていたるような表題についての資料はないということでござりますので、私たちとしては、これ以上調査する計

画は現在のところございません。

○榎委員 だとしますと、元国防長官という人が、こういう日本の防衛の問題について中期業務見積もりが甘いとか試算が甘いとか、こうこうこういう不十分な点がある、こういうことも平気で言う。しかもそれを見ないで言う。見ないで言うのだったら、これほど無責任なことはあります。

○榎委員 言うのだったら、そういういかげんな発言はやめなさいと言うくらいの見識があつていいと思うのです。少なくとも私は、政府としてはそれぐらの態度はあつていいと思うのです。いかがでしょう。

○塩田政府委員 先ほど来お話し申し上げておりますように、シェレジンジャー氏がどういう資料で、どういう判断をされてそういう発表をされたのか、私ども関与しないところでございますので、それ以上私どもから申し上げるとか調査するとか、そういうことは考えておらないところでございます。

○榎委員 もっと重要なことがあります。ガイドラインによる、つまり日米防衛協力の指針による日米共同作戦の実施要綱づくり、これについては前回ここで御答弁がございましたけれども、作戦計画、後方支援、情報交換、調整機関、その他さまざまな対応策について米軍と自衛隊の制服同士で研究作業を続けているという御答弁がございました。しかも参議院の方では、日本が侵略されたり場合の問題のはか日本ではない、たとえば朝鮮などの極東における有事の際の問題についても研究作業をしているということを御答弁されております。こうした重大な作業が実際問題として機密として公表されておりません。国会は如何知らなかつた。それどころか、防衛庁の内局も参加していない。制服だけだ。しかも防衛庁長官へのその研究の報告も、ある段階に随時ありますというものであります。

大村長官にお尋ねしますけれども、その実施要

綱づくりの研究作業の報告をあなたはいつ受け取られましたか。

○塩田政府委員 その前に、いま私は安保第六条に基づく共同対処というふうに申し上げたかと思ひますが、安保六条の場合は共同対処ではございませんので、その点は訂正させていただきますが、安保六条のこととガイドラインの中で研究対象になりますけれども、現在はまだそこに手をつけておりません。

それから、制服が機密裏にやつておるというふうにおおしゃいますが、私どもおととしの日米ガイドライン、いわゆる指針をつくりますまでに、どもがとりますか、要するに長官が示したものに従つて、その中の具体的な作業を制服同士でやつておる、こういうことでございますから、作業そのものにつきましては私ども制服にやらしておるわけであります。逐次、段階に応じて内局にも報告があることはこの間申し上げたとおりでございますが、まだ長官の段階まで報告がいくほどの進度ではございませんので、長官にはガイドラインの考え方、それに基づく作業の概要についての御説明は長官就任の際に申し上げてありますけれども、いまの研究作業の内容そのものについてまだ長官に御報告する段階には至つておりません。

○榎委員 そうすると、結局は、作業の中身は報告してしないということであります。鈴木内閣発足以來まだ一度も報告されていない。その間に研究作業だけは進んでいます。そういうことだと、総理大臣も防衛庁長官も、僭越ですけれども、一種の天井さじきの奥に祭られているようなかつこうになつてしまして、これではシビリアンコントロールどころか、いわゆる日米共同作戦の研究作業そのものあるいはその研究作業に基づいて何かが起ころ、重大な事態が起こる、行動がやられる、そのこと 자체も一つのいわば聖域と申しますかアンタッチャブル、知られないままに進んでいるということになりかねない。実際、いまの研究作業は少なくともそなつています。これでは、国会はもろん知らない。憲法上もそういうことは許されない、政府もまたそのことについては知らな

い報告を受けておられますか。

○榎委員 そのままは安保第六条に基づく共同対処といふふうに申し上げたかと思ひますが、安保六条の場合は共同対処ではございませんので、その点は訂正させていただきますが、安保六条のこととガイドラインの中で研究対象になつてることは先ほど申し上げたとおりであります。

なお、各総理大臣にどの程度報告しておるかといふことでございますが、先ほど来申し上げておられますように、おととしでさして、おととしの十二月に作業に入りましたからずっと、いま申し上げましたガイドライン、指針そのものに基づいておる、こういうことでございますから、作業そのものにつきましては私ども制服にやらしておるわけであります。逐次、段階に応じて内局にも報告があることはこの間申し上げたとおりでございますが、まだ長官の段階まで報告がいくほどの進度ではございませんので、長官にはガイドラインの考え方、それに基づく作業の概要についての御説明は長官就任の際に申し上げてありますけれども、いまの研究作業の内容そのものについてまだ長官に御報告する段階には至つておりません。

○榎委員 そうすると、結局は、作業の中身は報告してしないということであります。鈴木内閣発足以來まだ一度も報告されていない。その間に研究作業だけは進んでいます。そういうことだと、総理大臣も防衛庁長官も、僭越ですけれども、一種の天井さじきの奥に祭られているようなかつこうになつてしまして、これではシビリアンコントロールどころか、いわゆる日米共同作戦の研究作業そのものあるいはその研究作業に基づいて何かが起ころ、重大な事態が起こる、行動がやられる、そのこと 자체も一つのいわば聖域と申しますかアンタッチャブル、知られないままに進んでいるということになりかねない。実際、いまの研究作業は少なくともそなつています。これでは、国会はもろん知らない。憲法上もそういうことは許されない、政府もまたそのことについては知ら

それから、最高責任者の首相にはどれくらいの頻度で報告されているのでしょうか。たとえば大

平总理は任期中に何回か報告を受けておられます

か、あるいは鈴木さんは首相になられて何回ぐら

ういうふうに実際なつてていると思うのです。これ

は非常に重要なことだと思ふ。それでいいと思っていらっしゃるのでしょうか、いかがでしょうか。

○塙田政府委員 何度も申し上げるようで恐縮で

すけれども、指針そのものをつくりますときに、

その辺につきましては制服に全然任せないで、私どもが——私どもがといいますか、長官の命を受けて外務省なり私どもが参画してつくったわけでございますが、その際に、厳重なる枠組みをあえておりまして、憲法の問題、非核三原則の問題にしましても、それぞれの当該国を法律的にも予算的にも制約しないといったよらないいろいろな制約につきまして全部決めまして、しかもその上で作業項目も明示しまして、その中で作業をしろということを命じておるわけでございます。

#### 【愛野委員長代理退席、委員長着席】

それから先の作業は、非常に具体的な技術的な作業でござりますから、それは制服同士でやりなさいということでやつておるのでございまして、シリ

ビアソコントロールだとそういうことには十分分配慮した上での作業の進め方であると私どもは考へておるわけであります。

○柳委員 時間がありませんのであれですが、

いまの説明を聞きましても、それは大槻でしよう、指針というのは、さまざまある具体的な問題、これは技術的な問題だからといってそれに任せると、こ

ういうかつこうになつて、ところがどうでしょ、実際戦争というのは内局でやるのじゃないのですね。たとえば軍事行動、接触が起こるとか衝突が起こるとか、これは一番先端で起るのであります。これは、それがどういうふうに進められるのかといった具体的な研究でしよう。それは内局も全然参加していない。端的に言えば、防衛局長も報告

があるまでは知らないままに進んでいる、こういいますか、そういうことになりかねない。国家

間の軍事同盟とか共同作戦とかそういうものはしばしばそういう形で進んで、実は取り返しのつ

かない悲劇につながっていく、実際にこういう歴

史的なあれがあるわけです。御存じのとおり三国軍事同盟でもそうでしたし、満州事変が始まつた

り、あるいは日中戦争になつたり、あるいは第一

次大戦になつたりといったのも、個々の問題をと

つてみますと、結局一番最先端の部分から始まる

のです。それを追認して大戦争へ、これが大体歴史のいわば通例と言つていい。ほとんどの場合、

私は、いまのこの要綱づくりの問題、これが国会だけではなくて政府に対してもほとんど知らさ

れないで制服間でどんどん進んでいた、たまたま

事後報告的にやられるだけだ、これは非常に危険

だということを歴史の教訓を踏まえながら言わな

いわけにいかないと思うのです。その点いかがで

ございましょう。大村長官、どういう御認識です

か。

○大村國務大臣 お答え申し上げます。

基づく日米間の防衛協力のあり方にについて昭和五

十三年十一月に日米間で合意したものであります。

○柳委員 お答え申し上げます。

いわゆるガイドラインは、日米安全保障条約に

して運用面における基本的枠組みを定めたもので

あります。その基本的枠組みに基づいていま小委員会で作業をしているわけでございますが、私は

この基本的枠組みを外すことのないように十分注

意してまいりたいと考えておるわけであります。

○柳委員 時間が参りましたので終わらせていた

だきますけれども、やはりこの問題は非常に重要

な問題をはらんでいるということをしつかと御認識願いたい、こう思うのです。

午後五時一分開議

○江藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。岩垂寿喜男君。

○岩垂委員 鈴木総理に質問をする前に申し上げたいことがあります。

それは、臨時国会におけるあなたの憲法問題に

対する御発言を承っていますと、鈴木総理は果たして国の基本法である憲法を確信を持って遵守し

ようとしているだらうかという疑問を打ち消すこととはできません。いま安定過半数を占めた自民党

内が、いわゆる改憲派と積極改憲派に割れて

いることは私も承知しています。そして総理は、

そのはざまで国民党と自民党タカ派向けの顔を

だということを歴史の教訓を踏まえながら言わな

いわけにいかないと思うのです。その点いかがで

ございましょう。大村長官、どういう御認識です

か。

○大村國務大臣 お答え申し上げます。

スカレートさせて既成事実を積み重ね、軍事大国への道に世論誘導を図ろうとする態度をいつまで

も許しておくことは非常に危険なことであります。

国会の答弁を通して政府見解を次から次へとエ

スカレートさせて既成事実を積み重ね、軍事大国への道に世論誘導を図ろうとする態度をいつまで

も許しておくことは非常に危険なことであります。

そしてそれは国民にとっても大変不幸なこと

であります。その都度宮澤官房長官が説明をした

り統一見解を出したりして火消し役を務めてみて

も、もはやそれらの無責任な発言がひとり歩きを

始め、取り返しのつかないことになりかねない状況が進行をしていることを私は心から憂慮いたしました。

最近の朝日や読売や毎日新聞などが自民党の国會議員に憲法アンケートをやっていますが、それによると、積極改憲論者は党内少数派であること

がはっきりしました。それだけではありません。

自民党がこの十年余り憲法問題を意識的にとい

うか、周到に回避して選挙を闘つてきたことは総理

が一番知つておられることがあります。これらの

事実を無視して、国会で安定勢力を確保したからといって政権の立場を利用して改憲の世論を操作することは絶対に許されませんし、それは民主政治の道に背くものであります。

あなたは総理になられてからすでに四ヶ月、い

まや自民党の総裁公選には対立候補はなく、臨時

党大会を待たずして事实上二期目の総裁を選ばれました。この辺で外交防衛問題についての鈴木總

理のスタンスとでも言いましょうか、あるいは鈴

木ドクトリンという言葉をあえて使いたいわけ

ですが、そういうものをあなた自身のお言葉で私は述べていただきたいと思うのであります。

私の質問時間はわずか一時間でござります。そ

の意味では、私の主張を長々と述べるつもりはございません。私は、これまでの歴代自民党政内閣が

防衛問題についてこれまで述べてきた、いわゆる

政内閣見解に対する私自身の賛否の態度というの

留保をしておいて、鈴木内閣になってそれを大きく

変わったのか変わらないのか、あるいは変わった

とすればどこがどういう理由で変わったのかとい

うことをもっぱら総理にお尋ねをしたいと思うの

であります。戦争と敗戦という不幸な時代を共有

した人間同士の立場から、一九四五年八月十五日

以前の歴史に引き戻しかねない状況に歎めをか

けるために、どうか総理の誠意ある答弁を私は期

待をしたいと、いうふうに思います。

そこで、これはあたりまえのことなんですが、

最初に二つ、三つ本論に入る前にお尋ねをしてお

きたいのですが、去る十月の二十二日、総理は自

民党政内閣として——ここがちょっと問題

に私は思うのですが、鈴木内閣として現行憲法

の尊重、擁護と自主憲法制定の努力の両面の対応

が必要になつてきたと述べられたそらであります。

これは自民党的二年生議員との懇談会だそ

うであります。これは総理・総裁の立場をそれぞれ

使い分けて、実は政権の場を利用して改憲への対応

です。したがつて、もしその点の説明というかお

言葉があるならば、それを承りながら、一休総理は、政治集団である政党の立場、総理や國務大臣の立場というものを比べてみてどちらを優先なさるおつもりか、この機会にはつきり述べていただきたいと思います。これは言わずもがなのことでありますけれども、あえてお尋ねをしておきたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 憲法に関する私の発言は、きわめて明確に申し上げておると考えております。憲法九十九条には、憲法を尊重し擁護する、そういう義務があるということを明記いたしました。憲法九十六条においては、現行憲法を尊重し、あくまで擁護してまいるということを政府の基本的な姿勢として打ち出しておるわけでございます。また御承知のように、憲法九十六条におきましては、憲法自体が改定手続を規定をいたしておるわけございまして、憲法についていろいろ議論をしあるいは自分の考えを述べるということは、これは憲法九十九条の尊重の義務に反するものでない、これはきわめて明らかでございます。そういう点を国会の本会議並びに予算委員会等を通じまして明確にいたしたのでございます。

自由民主党におきましては、立党の政綱の中では、憲法についていろいろ議論をしあるいは自分の考えを述べるということは、これは憲法九十九条の尊重の義務に反するものでない、これはきわめて明らかでございます。その御承知のように、憲法九十六条におきましては、憲法九十九条の尊重の義務に反するものでない、これはきわめて明らかでございます。

そこで、私は、自民党的若手議員の会合で、この憲法の問題についてただ情緒的にいろいろ上手つた議論をしてはいけない、十分慎重に勉強もし、検討してもらいたい、こういうことを申し上げておるわけでございます。私は、あくまで平和主義、民主主義、基本的人権の尊重、この基本的的理念を堅持しつつ自主憲法の制定を進める、こういう政綱がございます。私は自由民主党の党員として、この政綱のもとに三十年余政治に携わってきたおわけでございます。

○岩垂委員 これも実は簡単に尋ねしますの

で、そうだとかそうでないとかいうお答えをいたしました。したがいまして、政府が憲法調査会の立場にあるのですから、ます憲法を守る姿勢を強く示す責任があると思いますけれども、その点について御異存はございませんね。

○鈴木内閣総理大臣 そのとおり心得ております。

○岩垂委員 政権の立場を利用して改憲のための世論操作と疑われるようなことはしないということをお約束でございます。

○鈴木内閣総理大臣 私は、いま申し上げましたように、内閣総理大臣として、政府としてあくまで尊重し擁護してまいるということを徹していきます。

○岩垂委員 民主政治といいましょうか、政党政治のルールとして、憲法改正などの場合に、総選挙で、憲法はどのようにして改正したいというふうな具体的な方針や政策内容をはつきり示して国

民の審判を仰ぐことが不可欠だと思いますけれども、これは民主主義のルールでございますが、総理はこの辺をどうお考えになつていらっしゃるか。

○鈴木内閣総理大臣 そのとおりだと考えております。

○岩垂委員 先ほど総理は、平和主義ということを含めて言われたのですが、総理の憲法に対する認識と見解の中には、憲法の前文あるいは九条の戦争放棄も含まれていると理解してよろしいかどうか、承りたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 憲法を尊重し擁護するということを先ほど強調いたしました。これは九条の意味でございます。

○岩垂委員 自民党的若手議員の会合で、この憲法の問題についてただ情緒的にいろいろ上手つた議論をしてはいけない、十分慎重に勉強もし、検討してもらいたい、こういうことを申し上げておるわけでございます。私は、あくまで平和主義、民主主義、基本的人権の尊重、この世界の憲法に比べましてもすばらしい理念というものは堅持さるべきものだ、こういう前提の上に立つて十分冷静に勉強しなさい、こういうことを申し上げておるところでございます。

○岩垂委員 これも実は簡単に尋ねしますのか。

○鈴木内閣総理大臣 私は国会を通じまして、鈴木内閣においては憲法を改正する考えは持つておりません。こういうことを国民の前に明らかにいたしました。したがいまして、政府が憲法調査会の立場にあるのですから、ます憲法を守る姿勢を強く示す責任があると思いますけれども、その点について御異存はございませんね。

○岩垂委員 シーレーンの問題をめぐつていろいろ議論がございました。安全保障特別委員会などを設置するということは考えておりません。しかし、そういうようなことはなすべきことではない、許されないことである、こう考えております。

○岩垂委員 憲法の中に、国際紛争を解決する手段として「國權の發動たる戰爭と、武力による威嚇又は武力の行使は、永久にこれを放棄する」という立場がございますが、これは日本の外交のみならず内政の基本原則として貫かれるべきだと私は思いますが、総理の見解を承っておきたいと思います。

○岩垂委員 資源や海外投資、経済水域の問題などをめぐつてあるのは八〇年代には国際紛争の多発が予想されると判断せざるを得ないのでですが、これは民主主義のルールでございますが、総理はこの辺をどうお考えになつていらっしゃるか。

○鈴木内閣総理大臣 憲法九条につきましては、そのように考えております。

○岩垂委員 資源や海外投資、経済水域の問題などをめぐつてあるのは八〇年代には国際紛争の多発が予想されると判断せざるを得ないのでですが、これは民主主義のルールでございますが、総理はこの辺をどうお考えになつていらっしゃるか。

○鈴木内閣総理大臣 そのとおりだと考えております。

○岩垂委員 先ほど総理は、平和主義ということを含めて言われたのですが、総理の憲法に対する認識と見解の中には、憲法の前文あるいは九条の戦争放棄も含まれていると理解してよろしいかどうか、承りたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 憲法を尊重し擁護するということを先ほど強調いたしました。これは九条の意味でございます。

○岩垂委員 それからもう一点、国際紛争のうち自衛権行使が認められるケースは、わが国に対する明白な侵略以外にあり得るかどうか、その点も含めて御答弁をいただきたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 国際紛争、わが国がかかる紛争問題につきまして、自衛以外に自衛隊の力

を行使するというようなことは考えておりません。

また、この国際紛争につきまして自衛隊を、武力を行使するためにこれを海外に派遣をするとあります。安全保障特別委員会などもありました。実はこの問題、昭和四十七年ころ同じような論争があつて、そのときに防衛庁の久保防衛局長は、憲法のたてまえから言えれば、いかに許されないことである、こう考えております。

○岩垂委員 シーレーンの問題をめぐつていろいろ議論がございました。安全保障特別委員会などを設置するためにはこれを海外に派遣をするとあります。しかし、そういうようなことはなすべきことではありません。しかし、そのときに防衛庁の久保防衛局長は、憲法のたてまえから言えれば、いかに許されないことである、こう考えております。

○岩垂委員 それからもう一点、国際紛争のうち自衛権行使が認められるケースは、わが国に対する明白な侵

犯がある場合は、あくまで平和的な手段、外交手段等によりまして、十分話し合いによって解決をしていくべきものである。わが国の憲法からいたしまして、これを武力に訴えるというようなことは許されないことです。こう考えております。

○鈴木内閣総理大臣 それからもう一点、国際紛争のうち自衛権行使が認められるケースは、わが国に対する明白な侵

犯がある場合は、あくまで平和的な手段、外交手段等によりまして、十分話し合いによって解決をしていくべきものである。わが国の憲法からいたしまして、これを武力に訴えるというようなことは許されないことです。こう考えております。

ざいますか。

○鈴木内閣総理大臣 いま申し上げたとおりでございまして、前回政府から答弁がございましたものと変わつております。

○岩垂委員 自衛隊の海外派兵に法的根拠を保障するような自衛隊法の改正は行わないと断言をしていただきたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 現在そういう検討はいたしておりません。

○岩垂委員 昭和三十一年二月二十九日の衆議院内閣委員会における鳩山内閣の敵基地攻撃と自衛権の範囲についての政府統一見解がござります。これは総理も御存じだらうと思うのですが、これに対する賛否は別として、これ以外に他国に対して自衛権を使用することはある得ないと、この際改めて御答弁をいただきたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 鳩山内閣当時、政府の統一見解を発表いたしておりますが、政府としてのその見解は変わっておりません。

○岩垂委員 非核三原則はこれからも堅持なさるおつもりだらうと私は思いますが、核防衛条約や原子力基本法により禁じられているもの以外についても、これはたとえばアメリカの核の持ち込みであるとか核兵器の共同使用というふうな問題点が含まれると思いますが、これは許さない、非核三原則はこれからも守つていく、このことを内外に明瞭にしていたときだと思います。

○鈴木内閣総理大臣 わが国は原子力基本法を持つております。また核不拡散条約にも調印し批准をいたしております。したがいまして、つづらす、持たずという方針に変わりはないわけでありますから、非核三原則は堅持してまいる、こうい考えであります。

○岩垂委員 武器輸出禁止のいわゆる三原則がござりますね。これもこれからも堅持をしていくことも当然だと思うのですが、これも御答弁を煩わす。

したいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 武器輸出三原則、それから昭和五十三年の防衛白書によれば、これが実は基盤的防衛力構想の考え方を述べただりなんですか。されども、わが国の防衛方針を誠実に守つていく考えでございます。

○岩垂委員 わが国の防衛力はどこまで大きくなるのかという、いわば際限のない増強を目指しているのではないかといった疑問に対して、昭和五十二年の防衛白書

によれば、これが実は基盤的防衛力構想の考え方を述べただりなんですか。されども、わが国の防衛方針を誠実に守つていく考えでございます。

○岩垂委員 わが国の防衛力はどこまで大きくなるのかという、いわば際限のない増強を目指してござります。これを私は読みませんけれども、この立場というものは変わつてないというふうに理解してよろしいかどうか。それからもう一つ理解と御協力がなければならないわけでございま

す。したがいまして、政府としては、防衛力整備につきましては、防衛力の限界として、総理は何を考えいらっしゃるか、率直な御見解をいただきたいと思いま

ます。

○鈴木内閣総理大臣 国の防衛は国民の皆さんのが理解と御協力がなければならぬわけでございま

す。したがいまして、政府としては、防衛力整備につきましてはできるだけ国会にも御報告を申し上げ、また国会を通じて国民によく御理解を願う

ます。

○鈴木内閣総理大臣 いま御指摘がございました

徴兵制の問題、これは現行憲法上許されないこと

でございまして、そういうことはあり得ない。な

お、その他の現行法制の再検討の問題につきま

しては、いまのところ政府はこれに取り組んでおりません。慎重にこれは検討すべき問題である、扱

うべき問題である、このように認識しております。

○岩垂委員 慎重に検討すべきということになる

と、何かやるために慎重に検討するみたいに思われます。それが、どうではないですね。

○鈴木内閣総理大臣 日本語はむずかしいわけですが、取り扱いを慎重に検討するみたいに思われます。

○岩垂委員 脅威というの、侵略し得る能力と意団に大別されて、その意団について、侵略を行うとの決断は国際政治に及ぼす影響、結果の重大

お示しいただきたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 わが国をめぐる政治的軍事的な情勢についてでございますが、近年におけるのですが、経済財政上の制約、隊員確保上の制約、施設取得上の制約が指摘されていますけれども、この制約は今日も変わっていないというふうに判断してよろしいか。

○鈴木内閣総理大臣 基本的には変わつておらないと認識しております。

○岩垂委員 いままでの法体系といいましょうか、法制を変えてまで、たとえば徴兵制であるとか、あるいは秘密保護法であるとか土地収用法の改正であるとか軍事特別会計というふうな形で防衛の拡充を図ることはしないとお約束いただけますか。

○鈴木内閣総理大臣 いま御指摘がございました徴兵制の問題、これは現行憲法上許されないこと

でございまして、そういうことはあり得ない。な

お、その他の現行法制の再検討の問題につきま

しては、いまのところ政府はこれに取り組んでおりません。慎重にこれは検討すべき問題である、扱

うべき問題である、このように認識しております。

○鈴木内閣総理大臣 いま御指摘がございました

徴兵制の問題、これは現行憲法上許されないこと

でございまして、そういうことはあり得ない。な

お、その他の現行法制の再検討の問題につきま

しては、いまのところ政府はこれに取り組んでおりません。慎重にこれは検討すべき問題である、扱

うべき問題である、このように認識しております。

○岩垂委員 慎重に検討すべきことになる

と、何かやるために慎重に検討するみたいに思われます。それが、どうではないですね。

○鈴木内閣総理大臣 日本語はむずかしいわけですが、取り扱いを慎重に検討するみたいに思われます。

○岩垂委員 脅威というの、侵略し得る能力と意団に大別されて、その意団について、侵略を行うとの決断は国際政治に及ぼす影響、結果の重大

お示しいただきたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 わが国をめぐる政治的軍事的な情勢についてでございますが、近年におけるのですが、経済財政上の制約、隊員確保上の制約、施設取得上の制約が指摘されていますけれども、この制約は今日も変わっていないというふうに判断してよろしいか。

○鈴木内閣総理大臣 それはどこかの雑誌社の書いたものですか。——それに私がコメントするこ

とはいかがでしょうか。遠慮いたします。

○岩垂委員 先ほど官房長官から、ソ連を含めて

潜在的脅威という言葉の使い方は国益にそぐわない面があるということの御答弁がございました。いま潜在的脅威ということを、総理は客観的にと/or言葉を使っておられますので、それはそれなりに私も受けとめながら、言葉の使い方にについて慎重でなければならぬ、そのことをあって私は申し上げておきたいと思うのです。とりわけ朝鮮民主主義人民共和国に対する扱いなどについても、これは総理がいま否定的な形で述べられましたから、私はそれを了としたいと思います。

軍事力による抑止というのは限定的な効果しかない。ときにはきわめて危険な結果をもたらすことにならざるを得ないということは言うまでもございません。侵略の意図を起させないと主張する手段といふものは、非軍事的な手段だと私は思うのです。わが国の安全のための非軍事的な手段の開発について総理はどのような構想を持つておられるか、どうぞお聞かせください。私は長い間、日本や南北朝鮮やソ連を含む環日本海構想というふうなものが、日本を取り巻く国際環境、緊張緩和の上で非常に重要な問題ではないだらうかと思いますが、こういう問題意識といふのは総理はお考えになりませんか。

○鈴木内閣総理大臣 大平前総理が環太平洋連帯構想というものを明らかにいたしました。私もこの大平総理の考え方、これを支持し踏襲をしておられたものでございまして、太平洋に面する国々に、この国は入つたらいい、この国は入つちゃいけない、そういうものではない、開かれた構想であるわけでござります。そういう意味合いから、御指摘のような国々が入れるような環境条件、こ

うものができるよう情勢、それを生み出していくように努力すべきものである、こう思つております。いま潜在的脅威の面では違いますものですから、太平洋というものが、それらの国を含めて開かれたものであるとのたまに、これは総理がいま否定的な形で述べられましたから、私はそれを了としたいと思います。

○岩垂委員 その点については、日本海と太平洋は違う努力をしておきたいと思うのです。

と、早いことがいいのかどうか、私もかなり否定的な見方をせざるを得ないのでですが、そんな方針といいましょうか計画について、その二つについて御答弁をいただきたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 米国が厳しい国際政治軍事情勢に対応いたしまして、軍事力の増強に努力をされておる、またNATO諸国に対しても、同様の協力を要請しておるということを承知いたしております。わが国の自衛力の整備につきまして、アメリカは期待を表明されたことはございますけれども、しかし、日本が平和憲法のもとにある、軍事大国にはならない、専守防衛に徹しておる、こういうこともアメリカはよく承知をしておるわけでありまして、日本の憲法を踏み外してまで防衛力を増強云々という要求はございません。私も世界の情勢、極東の情勢、いろいろ情勢を見ながら、また国民の皆さんの御理解を得ながら、また国会がシビリアンコントロールの中核、中枢でございますから、国会の御意見等もあるわけでございます。そういう諸般の情勢を頭に置きながら、自主的にいま防衛計画の大綱の中で質的な整備を進めておる、こういう段階でございまして、アメリカの要求によってどうこうというようなものではない、あくまで日本の防衛力の整備というのではなく、日本が自主的に決定すべきものである、こういう立場でアメリカとは話し合いをしておる、こういうことでございます。

それから、大統領選挙後の日米首脳会談の問題でございますが、私は適当な機会に日米首脳会談に臨みたい、このようには考えておりますけれども、まだ具体的にいつごろ、どういう問題をもつてお話し合いをするか、そういうこともまだ考えておりませんし、両政府間でそういうことについて交渉なりあるいは話し合いを進めておるというようなことも、現在のところございません。

○岩垂委員 対ソ外交の重要性は、私が強調するまでもないところであります。大統領選挙もきよ

うで終わるわけでございますから、経済制裁や事務レベル協議などについて、この際、御見解をお

示しいただきたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 対ソ経済措置の問題でございますが、アフガンに対するソ連軍の軍事介入、アメリカは期待を表明されたことはございますけれども、しかし、日本が平和憲法のもとにある、軍事大国にはならない、専守防衛に徹しておる、こういうこともアメリカはよく承知をしておるわけでありまして、日本の憲法を踏み外してまで防衛力を増強云々という要求はございません。私も世界の情勢、極東の情勢、いろいろ情勢を見ながら、また国民の皆さんの御理解を得ながら、また国会がシビリアンコントロールの中核、中枢でございまして、こういう段階でございまして、アメリカの要求によってどうこうというようなものではない、あくまで日本の防衛力の整備というのではなく、日本が自主的に決定すべきものである、このように考へております。また緩和措置を講ずるような場合におきましては、これらの国々で十分話し合いをし、一致した行動をとるべきものだ、このように考へておるわけでございます。しかし、いまして、いまのところ、従来の方針をここで変えるという考へは持っておりません。

さらに、日ソの問題についての基本的な私の考え方というものをこの際申し上げますと、ソ連は何といたしましても日本の隣国であり、非常に有力な国でございます。このソ連との間に友好関係を確立をする、またアフガン問題以来続けられておる状態を修復をするということは、私は両国の相互の利益になるばかりでなしに、アジアの平和と繁栄のためにも必要だ、このように基本的に認識しております。ただ、そういうことは両国が力を合わせて同じ気持ちで努力をしなければできない問題でございます。わが国だけがそういう気持ちになつても、相手方がそういう気持ちにならなくてはいけない。私は、事の起りがアフガンに對するところのソ連の軍事介入、そういうところから問題が出ておるわけでございますから、まずそこはソ連がアフガンに對するところのソ連の軍事介入、そういうところから問題が出ておるわけでございますから、まずそこはソ連がアフガンに

本だけが実は取り残されているという状況は、私は大変不幸なことだと思うのです。ですから總理、私もまだお話をしたことがないので大変申し訳なことです。

○鈴木内閣総理大臣 私は、自由民主党の有力な議員の方々がいろいろお話し合いの場を持つといふことは結構なことだ、こう思つております。ただ、日本が間違ったことをやつておるわけではございません、してまいったわけでもございません。やはり筋を通して、ちゃんと主張すべきことは主張して、本当にそういう前提の上に立つて相互の理解、日ソの理解というものができこそ本當の日ソの友好關係が描るぎなものとして発展していくだろう、私はこう思うわけでございます。日本が間違ったことをしていらないのに、ちらからひざを屈してへりくだつて、そういうような行き方では、私は眞の日ソの友好關係の発展にはならない、こう思つております。

○岩垂委員 一昨年の国連軍縮総会の最終文書にこういう言葉がございます。眞の永続する平和と安全保障は、軍事同盟による兵器の蓄積で樂き得るものでも不安定な抑止力の均衡または戦略的優位の教義で支えられるものでもない、それは国連憲章に規定されている安全保障体制の効果的な実施と、究極的には全面完全軍縮に導く國際取り決めによる兵器、軍備の実質的削減によつてつくり出されると宣言していきます。私は大変すばらしい宣言だと思いますが、総理は、この宣言に賛成ですか、どうですか。

○鈴木内閣総理大臣 私は、本当にrippaな宣言であり、世界の平和のためにそつあつてほしいとあります。

○岩垂委員 では、ソ連がアフガンにいる限りは、日本とソ連の関係はどうも窓があかぬ、こういう感じ、そして一方でEC諸国がソ連との関係で経済制裁の網を破つてどんどんやつている、日

すが、それはそれとして、先ほど總理が言われましたように、日本は国連の安全保障理事会の非常任理事国に選ばれました。それから十月二十四日から国連軍縮週間が行われました。これは実は国連の軍縮特別総会で、八月六日の原爆記念日を軍縮デーにという日本の国民代表が提案をしたこと

がきっかけになって生まれたと言われています。そして先日、大川軍縮大使が国連の一委員会で八二年度軍縮特別総会に日本が積極的な役割りを果たす決意を述べられております。政府はこれに向けたどんな役割りを果たす御方針か承つておきたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 この前の国連の軍縮特別総会におきましても、当時の園田外務大臣が軍縮に対する日本の考え方、不動の方針というものを鮮明にいたしました。この日本政府の方針というのは、国連の特別総会におきましても各國の共感を呼んだというぐあいに評価をされておるわけでございます。私どもは八二年の特別総会におきましても、同じような考え方でこの軍縮特に核軍縮を推進する。これは被爆国としての立場からいたしまして、日本こそ本当に世界の国々に訴え得る立場にあると思いますので、そういう面につきましては最善の努力をいたしたい、こう考へております。

○岩垂委員 そこで、具体的に提案と云ふが言ふよりも十月二十七日の読売新聞の社説の中に、政府が民間団体と協力して来年の軍縮週間に世界の多くの都市で原爆展を開くことを提案いたしております。これは私はまことに時宜を得た提案だと思いますが、これは總理がやるということを言えど、それでできるわけでございますが、その点ぜひ決断をいただきたい。その点をまず提案しておきます。

○鈴木内閣総理大臣 私は、本当にrippaな宣言は、講師を派遣するとか、講演に参加するとか、できるだけの協力をしたいと思つておりますが、予算も余り要りません。

○鈴木内閣総理大臣 軍縮集会等に対しましては、講師を派遣するとか、講演に参加するとか、

原爆爆でござりますが、それにいま政府が参加するということは考えておりません。

○岩垂委員 やはり八二年の国連軍縮特別総会を盛り上げていく、そこで積極的に日本の役割を果たすということになるとすれば、そのくらいのことは總理御決断なさった方が、日本の立場から、いま申し上げた核軍縮に対する説得力などとだけ申し上げておきたいと思います。

自民党、民社党の党首会談で、五六中業について何らかの方法で国防会議の議題とすることを検討するという合意を見ておりますが、その後の検討の経過を、これは防衛庁長官で結構ですが、お答えをいただきたいと思います。

○大村国務大臣 お答えいたします。

自民党と民社党の党首会談におきまして、次の中業の策定に当たりまして、何らかの形において国防会議の議題にすることを検討するというお話を出したということを承っております。防衛庁におきましては、その実現につきまして適正な方針を現在検討しているところでございます。

○岩垂委員 ちょっと立ち入つて恐縮ですが、議題にするということを承っております。防衛庁におきましては、その実現につきまして適正な方針を現在検討しているところでございます。

○大村国務大臣 その点を含めまして、適正な方針について現在検討中でございます。

○岩垂委員 やはり政府方針に格上げするということですね、それは、その辺はどうですか。

○大村国務大臣 お答えいたします。

ただいまお答えしたとおりでございます。

○岩垂委員 どうも答へになつていませんけれども、検討中というのですから仕方がないでしょう。これは何基ぐらい導入する予定か、あるいは予算総額はどのぐらいになるか、選定のため

の調査団をアメリカに来年でも派遣をなさるといふような話を薄々聞いているのですが、少しこのことは、これを今後とも長期にわたり維持することは困難であるとの理由から、後継システムの整備についての検討を進めております。このため、本年度内にも新しい地対空誘導弾システム整備についての諸外国の考え方等調査するため、所要の調査要員を派遣する予定であります。

○塩田政府委員 お尋ねの数字の点につきましては、政府委員にて答弁させます。

○岩垂委員 将来、後継システムをどのくらい整備するかというお尋ねでございましたが、まだその機種でございますとか基数でございますとか、そこを想定する段階まで至つております。

○岩垂委員 時間が来ましたから、最後に總理に対するということを承つております。防衛庁におきましては、その実現につきまして適正な方針を現在検討しているところでございます。

○岩垂委員 ちょっと立ち入つて恐縮ですが、議題に於けることの理解をしていきます。

○岩垂委員 やはり政府方針に格上げするということですね、それは、その辺はどうですか。

○大村国務大臣 お答えいたします。

ただいまお答えしたとおりでございます。

○岩垂委員 どうも答へになつていませんけれども、検討中というのですから仕方がないでしょ

う。防衛庁はナイキ、ホークの後継システムについて五十五年の防衛白書の中にも書いてございますが、調査研究ということを含めて指摘をしてございます。これは何基ぐらい導入する予定か、あるいは予算総額はどのぐらいになるか、選定のため

も質問したことがございますけれども、私はその可能性は非常に少なくなつていて、少しこのことを、ことしの初めの国防教書の中で、アメリカとしては第二空母の母港化の問題を検討しているという話がございました。しかし、現在のところ、具体的な話について日本側に一切相談もございません。ですから、この段階でまだ私たちとして、そういう可能性があるとかないとかといふことは差し控えさせていただきたいと思いますけれども、アメリカの部内で全く予備的な検討の段階というふうに承知しております。

○岩垂委員 以上で終わります。

○江藤委員長 鈴切康雄君。

○鈴切委員 鈴木総理、文民統制、いわゆるシリヤンコントロールの重要さというものは、いまさら申し上げるまでもないと思います。シリヤンコントロールの最高機関は国会であり、そして国会と政府のシリヤンコントロール、政府部内においても国防会議と防衛庁、防衛庁においても内閣と外局のシリヤンコントロールという形で常態化が問題になっています。これらの問題について、これは言うまでもないことですが地元住民、自治体の要望を十分尊重してほしいと思いますけれども、総理のこれに対する誠意のある御答弁を煩わしたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 防衛関係の施設の整備の問題にいたしましても、その円滑な運営を図る上からいたしましても、やはり地域住民の理解と協力、また関係自治団体の御協力というものがなければできないわけでございますので、十分そういうふうに配慮して進めてまいりたい、こう思つてしまつてます。

そこで、国防会議の議長として、自衛隊の最高指揮官としての鈴木総理の文民統制についての基本姿勢及び心構えについて御所見を承りたいと思ひます。政府段階における文民統制は、制度上、運用上十分に機能をしているとの認識があるの御見解をお伺いします。

○鈴木内閣総理大臣 防衛庁長官がシリヤンコントロールの実質的ななかめである。したがいまして、防衛庁長官の人選については慎重の上にも慎重でなければならないという鈴切さんの御指摘は、まさにそのとおりでございます。鈴木内閣の組閣に当たりましても、そういう観点から人選を進めたような次第でございます。

なお、任期が短くて防衛庁長官が十分防衛庁を掌握できないのではないか、こういうような御指

高指揮官であり国防会議の議長でありますものは内閣総理大臣でございますし、防衛庁長官も国会統制としての国会の御意見御意思というものを尊重してやつておるわけでございます。現在の国にできるだけ御報告をいたしまして、最高の文民コントロール、こういう点は、おおむね文民統制が確保されておる、私はこのように考えております。

○淺尾政府委員 これは岩垂委員もよく御承知のとおり、ことしの初めの国防教書の中で、アメリカとしては第二空母の母港化の問題を検討しているという話がございました。しかし、現在のところ、具体的な話について日本側に一切相談もございません。ですから、この段階でまだ私たちとして、そういう可能性があるとかないとかといふことは差し控えさせていただきたいと思いますけれども、アメリカの部内で全く予備的な検討の段階というふうに承知しております。

○岩垂委員 以上で終わります。

○江藤委員長 鈴切康雄君。

○鈴切委員 鈴木総理、文民統制、いわゆるシリヤンコントロールの重要さというものは、いまさら申し上げるまでもないと思います。シリヤンコントロールの最高機関は国会であり、そして国会と政府のシリヤンコントロール、政府部内においても国防会議と防衛庁、防衛庁においても内閣と外局のシリヤンコントロールという形で常に文民統制が優位な立場に立つてコントロールされております。それはとりもなおさず、かつての第二次大戦の経験から、一度と戦争への道を歩まない平和への誓いもあり、歯どめでもあります。

そこで、国防会議の議長として、自衛隊の最高指揮官としての鈴木総理の文民統制についての基本姿勢及び心構えについて御所見を承りたいと思ひます。政府段階における文民統制は、制度上、運用上十分に機能をしているとの認識があるの御見解をお伺いします。

○鈴木内閣総理大臣 防衛庁長官がシリヤンコントロールの実質的ななかめである。したがいまして、防衛庁長官の人選については慎重の上にも慎重でなければならないという鈴切さんの御指摘は、まさにそのとおりでございます。鈴木内閣の組閣に当たりましても、そういう観点から人選を進めたような次第でございます。

摘要でございますが、これはいろいろ今までの政治情勢、解散があつたり、いろいろなことがございまして、どうしても内閣自身の任期も、せいぜい二年ぐらいというような状況下でございまして、防衛庁長官だけが何年もといふわけにまいられないことは御承知のとおりでございます。しかし、そういう点は今後防衛庁長官の人選に十分配慮いたしまして、わが国の自衛隊を、シビリアンコントロールの中心としての防衛庁長官の任務をりっぱに果たすようにしてまいりたい、こう考えます。

○鈴切委員 総理は、このたび総合安全保障会議を開きました。政府部内に

おいては大変に意義があるというふうにおっしゃっているところもありますが、防衛庁の決定

をコントロールする国防会議をそのままにしての構想のようでありますけれども、それであるとす

るならば、総理の提唱する総合安全保障会議の存

在は屋上屋になってしまふのではないかという国民的批判もござります。国防会議は総理の諮問機関として法律事項になっておりますけれども、

国防会議の審議決定を総合安全保障会議ではどの

よう取り扱われるお考えなのか。国防会議の決定事項は直ちに閣議了解あるいは閣議決定という形になると、総理の言う非軍事的な面と軍事的な面をどのように総合的に調和をとつて生かされようと思われるのか、その点の絡みをお伺いをしたい

と思います。

また、総合安全保障会議の持ち方についてであ

りますけれども、会議は定期的に行おうとしてお

られるのか、あるいは総理が総合調整が必要だと判断されたときに行おうとしておるのか、その

点、総理としてはどういうお考えでおられるか、あわせて設置の時期、構成メンバーについてもお伺いいたします。

○鈴木内閣総理大臣 今日、国際情勢、また国際経済、資源エネルギーあるいは食糧問題、いろいろの情勢が非常に厳しく相なっております。した

がって、今日わが国の平和と安全を確保いたしま

すためには、狭い意味の直接的な防衛という側面だけでは国の安全を確保することができない。どうしても食糧の問題でありますとか、あるいはエネルギーの問題でありますとか、あるいは経済協定など、外交の面の努力、そういうものを総合して、そこで日本が平和と安全が確保できるようにしなければいけない。もとより各省庁におきまして政策の展開を図つておるのでありますけれども、それを総合的な安全保障政策という視点に立つて、そこで日本が平和を確保する上から必要である、このように考えております。

なお、直接の防衛の問題、防衛計画の問題でありますとか、あるいは急迫不正の事態に対処する問題でありますとか、そういう問題につきましては国防会議がこれに当たつていかなければならぬと考えております。私は、国防会議と総合安全保障の閣僚会議、両方の機能が両々相まってこの総合的安全保障政策を確保していく、こういうことにいたしたい、こう考えておるわけでございます。

それから、総合安全保障の閣僚会議のメンバーや開催、運用の面につきましては、ただいまつかく検討をいたしておりまして、近く結論を得る運びに相なっております。

○鈴切委員 いわゆる軍事的な面の国防会議の決定といふもの、国防会議で決定し、閣議決定する

という軍事的な面と非軍事的な面、これを総合調整するわけですから、国防会議においては、

総理が国防会議にかける際、防衛庁の考え方を踏まえて行おうとする、幾つかの問題が出てまいります。そこでお聞きしたいことは、一つは、五年間の五六中業の見積もりを国防会議の議を経て政

府の五年間の防衛力整備計画にしてしまうのか。

二番目には、国防会議にかけるとしても、五年間の中業見積もりとしての防衛庁の考え方をそのまま生かし、中業見積もりを書き直す三年間だけを

国防会議の決定とし、その三年間の整備計画は單

年ごとのローリングシステムをとりながら、その

間のフリーハンドを残すことになるのか。三番目には、五六中業そのものを国防会議の審議に供す

るという作業だけにとどめ、国防会議の決定といふことをせずに、後は防衛庁の考え方任せると

いうことなのか、その点を明らかにしてください。

○鈴木内閣総理大臣 先ほど防衛庁長官から申し上げましたように、五十六年中業の問題を国防会議に付して、どういう形でこれを扱うかといふ問題については国防会議がつかさどる、周辺の問題は閣僚会議で取り扱う、そして、それを閣議においては、こういうことでやってまいりたい。

なお、閣僚会議につきましては、必要に応じて随時やつてまいりたいと考えております。

○鈴切委員 総理は、五六中業を何とか国防会議に諮りたいと言つておられます。それは国民の批判もあり、防衛庁がひとり歩きするということ

で、総理はそれについて国防会議に諮りたい、そのように言つております。しかし、どういう形でかけるかという構想については必ずしも明らかにしておられません。

そこで、五六中業は、論議の過程から判明したことでありますけれども、防衛庁の考え方でいくことと、五十八年と五十九年、六年、六十一年、六十二年の五カ年間の中期業務の見積もりと、いうことになりますけれども、その間、三年ごとに見直しをし、その時点において中業見積もりを書き直すと防衛庁は言つております。

総理が国防会議にかける際、防衛庁の考え方踏まえて行おうとする、幾つかの問題が出てまいります。そこでお聞きしたいことは、一つは、五年間の五六中業の見積もりを国防会議の議を経て政

府の五年間の防衛力整備計画にしてしまうのか。

二番目には、国防会議にかけるとしても、五年間の中業見積もりとしての防衛庁の考え方をそのまま生かし、中業見積もりを書き直す三年間だけを

国防会議の決定とし、その三年間の整備計画は單

年ごとのローリングシステムをとりながら、その

間のフリーハンドを残すことになるのか。三番目には、五六中業そのものを国防会議の審議に供す

るという作業だけにとどめ、国防会議の決定といふことをせずに、後は防衛庁の考え方任せると

いうことなのか、その点を明らかにしてください。

○鈴木内閣総理大臣 先ほど申し上げましたように、五十六年中業の問題を国防会

議に付して、どういう形でこれを扱うかといふ問題については、目下防衛庁並びに政府部内で検討中であります。

○鈴切委員 しかし、今回の業務計画案とそれ

に伴う概算要求案を八月につくられました。もとより業務計画と予算案をつくらるのは防衛庁長官の専権事項であるということを十分私は知っています。

しかし、今回の業務計画案の主要装備

は、新しい機種を取り入れているばかりか、アメリカの要請を受けて、一年間の前倒しなつてい

るということも防衛庁との論議で明らかになりました。

すると、C 130 H、短 S A M の新機種選定

等、装備の新型式のものについての種類及び数量等を中心とした主要事項については当然のことであり、審議の参考として、業務計画案についても

国防会議に諮り、相談するなり説明するのは、シビリアンコントロールの本来のあり方であると私は思います。いまだにその手続をされておられませんし、国防会議に諮られたという形跡もございません。総理はシビリアンコントロールを重視するといったその姿勢の中にあって、その問題についてはどのようにお考えでありますか。

○大村国務大臣 お答え申上げます。

各年度の防衛力の整備内容のうち、主要装備品の装備等主要な事項につきましては、昭和五十六年年度の閣議及び国防会議決定により国防会議に諮ることとされています。そこで、昭和五十六年年度の防衛力整備の主要な事項についても、この決定に基づきまして、できるだけ早い機会に国防会議に諮りたいと考えており、その場合には、審議の参考として業務計画案についても必要に応じ説明してまいりたいと考えております。

○鈴切委員 総理、いまお聞きになつたとおり、主要事項につきまして国防会議にやはり御相談を申し上げるなり諮るということと、これは重要なシビリアンコントロールの問題だと私は思うのです。確かに解散があるはまた大変に政治状況が変化したということはあるにしても、少なくとも八月に、こういう業務計画とかあるいはC100あるいは短SAMとか新しい機種ができる以上は、昭和四十七年に、あのとき防衛庁の予算の先取りがありまして、さらにシビリアンコントロールを強化するということで内容が充実をされましたが。そういう意味において早くおかけになるところが必要であると私は思うのですが、総理は、早くおかけになるとするならばいつおかけにならぬでしょうか。——総理。これは総理の問題でしよう、国防会議ですから。

○鈴木内閣総理大臣 業務計画のお話のようですが、業務計画につきましておけるだけ早くこれをかけるよういたしたい、こう思つて

おります。

○鈴切委員 それは当然のことです。昨年度やはり八月か九月におかけになりました。それは、F15とかP-3Cとか、そういう主要な機種を選定することは思います。いまだにその手続をされておられません。当然そういう考え方先行していかないと

15とかP-3Cとか、そういう主要な機種を選定することとで、こういふものを新しく主要装備としてかけようということとでやられたわけあります。当然そういう考え方先行していかないと

——実は予算委員会で大蔵大臣が、短SAMの欠陥を言わされたときに、私はそんなのを実は初めて知りました。もしさういう欠陥があるならば、何とか見直しも考えますと、いうような御発言をされました。私がやはりそういうことを語つて相談をするということは好ましいと思うわけであります。シビリアンコントロールを引きかされるということであるならば、今年度まだ一度も国防会議に語ったことはございません。ですから、一刻も早く語られる方がよいと思います。

それから、産軍複合体とかあるいは産軍政の結合体とかいう形で、その内部からミリタリーパワーや文民政府をむしばみ、切り崩すという現象は過去諸外国にも見受けられております。わが国においても、将来そういうような懸念がないと言えないといふ私は思っています。このところ日本の国においても、防衛産業の活発化に伴つて、経済界の中にも武器輸出の規制を緩めてもらいたいという意向が強くなつたと伝えられております。政府の方針は、武器輸出禁止三原則を初め武器輸出については、敵しい態度で今日まで臨んでまいりました。今後も政府の武器輸出禁止に対する厳しい姿勢には変わりがないか、総理の御所見をお伺いしたい。

○鈴木内閣総理大臣 御指摘のように、武器の輸出につきましては、三原則といふことを守りたい。

○鈴切委員 資料の公開についての総理のお考え方をお聞きしたい。

は、できるだけ国民の皆さんの知る権利を尊重いたしますが、総理はどういうふうにこの問題に対処しようとしておりましょうか。

また、公文書の情報公開は、国民の知る権利として重要な問題と思うが、情報公開法の制定についての総理のお考え方をお聞きしたい。

○鈴木内閣総理大臣 資料の公開につきましては、できるだけ国民の皆さんの知る権利を尊重いたしまして、できるだけのことをやってまいりました。

一方で、このように考えておりますが、防衛関係の問題につきましては、秘密に関するもの、国益上その方を重視しなければならない面もあるわけでござります。資料の公開と守秘義務、その調和をどうして図るか。やはり国益の観点から機密を保持すべきだという点もございます。そういう点を

十分彼此勘案をいたしまして適正に処理しなければいけない、このように考えておるわけでござります。

情報公開法の問題につきましては、非常にむずかしい問題がございます。守秘義務の問題、プライバシーの保護の問題、いろいろございますが、諸外国の例等も十分検討、研究をいたしまして、

いませつかく政府部内で研究を進めておる段階であります。

国会は国権の最高機関としてシビリアンコントロールの頂点にあります。その国会における審議に最大限防衛庁の資料を供さなくては、国民の正しい判断はつきかねることもまた当然であります。

○鈴切委員 最後二問だけお聞きしてやめます。

一つは、政府は昭和五十一年十月二十九日に昭和五十二年度以降に係る「防衛計画の大綱」をお決めになりました。その裏づけとなつた基盤的防衛構想の国際情勢の認識と現在の認識ではかなりの違いがあるということで、防衛大綱の見直しといふ論議がなされましたけれども、最終的には、防衛大綱は見直さないということであつたと私は思いますが、総理の認識はどうでありますか。

防衛大綱は国防会議、閣議決定によって決められたものであり、防衛にかかる基本的な計画の大綱である以上、たとえ一部の見直しであつても、防衛長官は見直さないということであつたと私は思いますが、総理の見直すということになれば、国防会議あるいは閣議決定の手續が必要であると思うが、総理の見解をお伺いいたします。これが第一点であります。

第二点は、防衛関係費の概算要求の別枠問題と関連して、防衛力の歯どめがだんだんとなくなりていくのではないかと懸念されておりますが、防衛関係費の対GNP一%以内という枠についての見直すといふことになれば、国防会議あるいは、今後とも維持していくつもりかどうか、総理の見解をお伺いいたします。

「防衛計画の大綱」というのは五十一年の十月二十九日、そして当面の防衛力整備については直接関係がないということとありますけれども、確かに閣議決定と国防会議とは別々に決定されたります所見をお伺いしたい。

「防衛計画の大綱」というのは五十一年の十月二十九日、そして当面の防衛力整備については直接関係がないということとありますけれども、確かに閣議決定と国防会議とは別々に決定されたります。GNP一%という防衛力整備の実施は、現在「防衛計画の大綱」を満たすための防衛力整備を進めている段階である以上、無関係というわけにはいかないと私は思います。防衛庁は五三中業の五十九年度にはGNP一%に近づけたいというふうに言っております。六十年以降はGNP一%を外しになるというお考えでありますか、その点についてお伺いします。

○鈴木内閣総理大臣 防衛力の整備の問題につきまして、基盤的防衛力を整備するという方針で今までやってきておるわけでございます。もとよりこの基盤的防衛力の整備と申しましても、各方

面の内外の情勢ということを全然考慮に入れないというものではないわけでございまして、しかし、基本的防衛力の整備という観点に立ちまして、現在の「防衛計画の大綱」というものが定められておるわけでございます。今後私どもはこの「防衛計画の大綱」を着実に進めてまいる考え方でござります。

それから、G.N.P.の1%以内というのを堅持するかどうか。この問題につきましては、結論から申し上げますが、私どもはG.N.P.の1%以内で防衛費というものを考えていただきたい。本来「防衛計画の大綱」とG.N.P.1%以内ということとは、直接関係のあるものではございませんけれども、私どもは、現在の財政の事情その他を勘案いたしまして、防衛予算というのは1%の範囲内で進めたいきたい、こう考えております。

○鈴切委員 私の質問を終わります。

○江藤委員長 神田厚君。

○神田委員 総理にお尋ねをいたします。

防衛三法の問題につきましては、從来わが党は、防衛庁廻連法案につきましては反対の立場をとつてしまひました。その理由は、第一には、日本の置かれております国際情勢から、そういう緊張問題あるいは脅威の問題につきまして、わが党といいたしましてそれを認めていくという形ではない、ということであり、第一番目には、シビリアンコントロール体制が非常に未成熟であつたという問題がござります。さらに第三番目には、日本の平和と安全保障問題に対します国民の合意というものが形成をされていない。さらには、日本の防衛につきまして一番責任を持たなければならぬ政府・自民党が、この防衛問題につきまして、欠陥是正その他で非常に熱意を欠いていた。こういうような状況の中で、われわれは從来から反対をしてきたわけあります。ところが今回いろいろと情勢その他を検討しまして、国際情勢の問題、シビリアンコントロールの問題、さらには国民的な合意の問題、こういうものを含めまして、前向きにこの問

題につきまして対応していかなければならぬ、こういうふうに考えております。

そこで、われわれは、この防衛問題につきまして、防衛関連法案につきましては是々非々の立場を今後ともとり続けていく、こういうことを前提といたしまして、御質問をしていただきたいと思います。

まず第一に、平和と安全の確保につきましては、わが党はほかのどの政党に比べましても、熱心に平和と安全の確保の問題について努力をしてまいりました。さきのわが党の佐々木委員長と鈴木総理との党首会談におきまして、わが党が平和戦略というのを一番最初にこれを求めていたたることは言うをまたないところでございます。

ものは、日本にとりましていかに平和と安全の確保が大切であるかということを示したものであります。

まず総理に、この党首会談の問題につきまして御質問をいたしたいと思いますが、鈴木総理といつたしましては、この党首会談の中でもわれわれが示しました三つの前提、平和戦略、さらには憲法の枠の中でのいわゆる自衛力の整備、そして日本の厳しい財政事情を考慮した上で自衛力の整備、こういう三つの基本的な考え方につきましてどういらっしゃうにお考へでございましょうか。

○鈴木内閣総理大臣 ここに党首会談におきます民社党さんの御提案がござります。ただいま神田さんからお話をございましたように、「第一に、最大の安全保障は世界平和であることにかんがみ、平和戦略の推進を基本とする」とこのことを行なうたっております。先ほども私、御答弁を申し上げましたが、わが国の平和と安全を確保いたしましたために、単に防衛という側面だけでは十分ではない。あるいは資源の問題、エネルギーの問題、あるいは食糧の問題、そうしてそういう問題を解決いたしましたためには、何といつても平和外交の強力な展開、こういうことが必要である

といこう、こういう考え方でございまして、この点、佐々木委員長とは基本的に認識の一致を見たわけでございます。

さらに第二は、「現行憲法は自衛力の整備を否定するものではない。したがつて、現行憲法の枠を今後ともとり続けていく、こういうことを前提といたしまして、御質問をしていただきたい」といたしまして、御質問をしていただきたいと思います。

まず第一に、平和と安全の確保につきましては、わが党は平和と安全の確保しなければならない、こういうことは言葉をまたないところでございます。

第三は、「財政事情を配慮すること。」こうございますが、防衛の問題、わが国の安全と平和を考へる、そのための防衛努力をいたします場合においても、国民の理解と協力がなければいけない。国民的コンセンサスが必要である。そういう観点から、財政事情というものは、やはり十分考慮していかなければいけない、こういう点で、基本的な立場につきましては佐々木委員長と一致したわけでございます。

○神田委員 この鈴木総理と佐々木委員長との党首会談につきましては、非常に多くの方面から反響がござります。特に中国は、新華社電の報道を伝えまして、この党首会談が防衛力問題について意見の一一致を見たということにつきまして、日本の戦後政治史における画期的な出来事だ、こういふ評価をしているというふうに伝えられております。この辺につきましては、総理はどういうふうにお考へでござりますか。

○鈴木内閣総理大臣 わが国の基本的な問題につきまして、民社党の佐々木委員長と意見の一致を見たということは、わが国の今後の発展のためにも、安定のためにも、非常に喜ばしいことであつた、このように私も評価もし、喜んでおるところです。どうかこの輪を各党に広げていきたるものだ、このように期待をいたしております。

あるということについての感想を求めたわけでござりますので、御感想がございましたらどうぞひと言でございます。

○鈴木内閣総理大臣 各方面で評価していただきておりますことは感謝にたえません。

○神田委員 それでは具体的に、内容につきまして御質問を申し上げてまいります。

先ほどもお話ししましたように、わが党は平和をとにかく確保しなければならない、こういうことで、平和戦略をどういうふうに進めていったらいいのか、つまり総理が平和戦略というのの大切だとおっしゃいますけれども、それでは具体的に平和戦略というのをどんなふうに日本として進めいかなければならないか、その点を簡単で結構でございますからお答えいただきたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 私は、わが国の平和と安全を確保してまいりますためには、質の高い、自分の國は自分で守るんだという適正な自衛力といふのを持つ必要がある。あわせて日米安全保障体制を今後とも堅持をしてまいりまして、その円滑な運用によりまして、外部からの侵略に対する抵抗力を十分抑止をする、こういう体制をつくらなければならぬ。と同時に、私はもっと広い視野に立ちまして、自由主義、民主主義、自由経済体制、これを持っておりますところの共通の価値観を十分抑止する、こういう体制をつくらなければなりません。と同時に、私はもっと広い視野に立まつて、自由主義、民主主義、自由経済体制、これを基盤にして世界の平和と安定に寄与しなければいけない、このように考えます。

また、さらに日本は軍事大国にはならないのであります。さらず日本は軍事大国には責任開発、経済振興、繁栄につきまして、日本は責任ある国際社会の一員としての役割を果たしていくべき、こういうことが世界の平和を確保する道であり、日本の安全と平和を守るやうである。このよう平和戦略というものを、私は、大事に考えていかなければいけない、こう思つております。

○神田委員 特にわれわれが問題にしておりますのは、米ソのデタントの修復をどういうふうに日本として働きかけをして努力をしていくのか。さらには軍縮問題、特に核軍縮の推進についてはどういうふうな努力をしていくのか。さらには南北問題の解決、特に政府開発援助の充実等についてはどういうふうな形でこれをしていくおつもりなのか、こういう点をやはり詰めていかなければなりません。と思つておりますが、その点につきましてはどういうふうにお考えでございますか。

○鈴木内閣総理大臣 ちょっと聞き漏らした点がございますれば、後でまたお尋ねをいただきたいと思います。

米ソの関係、デタントの問題につきましては、私はこれが完全に崩壊をしたというぐあいには見ておりません。確かにアフガンの問題等によりまして米ソのデタントというのが冷却、後退をしたというような印象を与えてはおりますけれども、しかし、私は幕が閉ざされたものとは見ていないわけでございます。中距離ミサイルの交渉なども行われておるということでございますし、またSALT IIの問題につきましても、これを再開をしたいという考え方が米ソの間にも依然として存在をしておる、こういうぐあいに私は見ておるわけでございますから、デタントというのは、私は今後必ず明るい方向に向くのではないかといふ期待を寄せておるわけでございます。

それから、さらに発展途上国等に対するところの経済協力、南北問題、こういう問題は、世界の平和と安定を図る上から非常に大事な問題でございます。南北サミットというようなものの開催の問題も提起されておるようでございます。またわが国としては、発展途上国に対するところの経済協力、援助ということにつきましては、日本の置かれおる立場、国際的な責任からいたしまして、今後積極的にこれに取り組んでまいりたい。

こう思つております。

○神田委員 党首会談に伴つて平和戦略を中心として御質問申し上げましたが、これは党首会談をした結果、現在のこの防衛三法に対するわが党の態度を決めるに当たつて、四つほどの具体的な問題につきましてこれを確認をいたしました。

一つは、米ソのデタントの後退、極東ソ連軍の増強、北方領土の軍事基地化、こういうふうな状況で、我が国を取り巻く国際情勢が大きく変化をして、これに対応するためには防衛力の整備を着実に進めることが必要である、こういうことでありました。

二つ目には、わが党が多年にわたつて設置を主張してきた国会の安保特別委員会が機能を始めているとともに、さきの党首会談において中期業務見積もりが国防会議に付議されることが確認されると、シビリアンコントロール体制が前進をしました。

三つ目には、わが党はこれまで平和と安全保障問題に対する国民的合意づくりの重要性を指摘し、そのためには全力を尽くしてきましたが、国際情勢の厳しさと相まって各種世論調査で明らかなどお

りますが、その点はいかがでございますか。

○鈴木内閣総理大臣 神田さんは四点にわたりま

して御意見の開陳がございました。その中で、米

ソの関係あるいは極東に対するソ連軍事力の増強等々からいって「防衛計画の大綱」を見直しをすべ

きではないか、こういう御提案がございました

が、この点につきましては、現在の「防衛計画の大綱」はまだ未達成でございます。私どもは、こ

の「防衛計画の大綱」というものをできるだけ早く

達成したい、着実に進めてまいりたいという段階でございますので、いまの時点での「防衛計画の大綱」を見直しすることは考えていないわけでござります。

四つ目には、さきの党首会談を通じて、防衛力整備について、平和戦略の推進、憲法の枠、財政事情の配慮、こういう三条件に立づべきだとい

うわが党の方針につきまして政府・自民党が基本

的には認をするとともに、今後自衛隊の欠陥是正・シビリアンコントロール等の一層の前進につ

いてわれわれの意向が反映される状況が生まれつ

つある。

こういう判断に立ちまして、いまこの防衛関連

三法案についての審議を進めておるわけであります。

しかしながら、われわれはなおこの問題につきましてもいろいろと政府の方に御意見を申し上げな

ければならないのは、先ほど話をしました防衛力

がいまして、この問題につきましては、これから

の整備というのが、平和戦略の推進と現行憲法の枠とそして財政事情への配慮、これをまず基本的に原則としてやっていただくこと、これにつけてももちろん踏まえましてわれわれいろいろ検討しました結果、現在のこの防衛三法に対するわが党の態度を決めるに当たつて、四つほどの具体的な問題につきましてこれを確認をいたしました。

第二番目の問題としまして御質問申し上げますのは、安全保障特別委員会を機能的に運営をさせなければならぬ。そして形骸化している国防会議を改組・強化をして、総合的な立場から安

全保障全般を協議する最高機関とし、いわゆるシビリアンコントロールのさらなる確立を図らなければならぬ、こういうふうに考えておりますけれども、その点はいかがでございますか。

○鈴木内閣総理大臣 神田さんは四点にわたりまして御意見の開陳がございました。その中で、米

ソの関係あるいは極東に対するソ連軍事力の増強等々からいって「防衛計画の大綱」を見直しをすべ

きではないか、こういう御提案がございました

が、この点につきましては、現在の「防衛計画の大綱」はまだ未達成でございます。私どもは、こ

の「防衛計画の大綱」というものをできるだけ早く

達成したい、着実に進めてまいりたいという段階でございますので、いまの時点での「防衛計画の大綱」を見直しすることは考えていないわけでござります。

四つ目には、さきの党首会談を通じて、防衛力整備について、平和戦略の推進、憲法の枠、財

政事情の配慮、こういう三条件に立づべきだとい

うわが党の方針につきまして政府・自民党が基本

的には認をするとともに、今後自衛隊の欠陥是

正・シビリアンコントロール等の一層の前進につ

いてわれわれの意向が反映される状況が生まれつ

つある。

こういう判断に立ちまして、いまこの防衛関連

三法案についての審議を進めておるわけであります。

○神田委員 私は、安全保障特別委員会の機能的

な運営、これを常任委員会にするとか、いろいろ

考えていかなければならない問題がたくさんある

と思っておるのでですが、時間の関係で御答弁がな

いようでありますので、次に進みます。

「防衛計画の大綱」の問題がはからずも総理の口

から出ましたが、この委員会の質疑を通してお

ったが、これも明確でない。そういうことから、

私も非常にあいまいになつております。した

がいまして、この問題につきましては、これから

、また後ほど質問させていただきますが、どう

先もいろいろ御質問させていただきたいと思いま

すけれども、私はやはり「防衛計画の大綱」は見直

す時期に来ているという判断を持っております。

防衛庁長官は「防衛計画の大綱」がいわゆる潜在的

脅威というものを念頭に置いてつくられたと、こ

の前の委員会で私の質問に對して答えたのであり

ました。

しても政府の言っていることに説得力がないのですね。現実から見ると、常識的には全然納得できないということを申し伝えておきたいと思いま

す。

それで、総理にちょっとお尋ねしたいのであります。私は、大平内閣のときに予算委員会において、北方領土問題について当時の官房長官でありました伊東現外務大臣に対して、日本は国連の総会において外務大臣が北方領土の返還について強力に発言したことがない、これは日本として立場が非常にまずいじゃないかということを申し上げました。伊東外務大臣には今度国連におきました。さらに北方領土の視察につきましても、外務大臣が北方領土の視察をしなければいけない、とりわけ歴代の総理大臣が一度もこの北方領土についての視察をしていない、こうしたことではこれから北方領土返還の日をつくつたりなんかしようというときに、国民的な運動としてこれを盛り上げていくために、どうかひとつ一回、鈴木総理は特に北方問題について御熱心であるというふうに聞いておりま

すから、北方領土の視察に総理みずからが行つてください。お考へがありでしようか。私は、特に行っていただきたい、こういうふうに思つておるので、いかがでしょうか。

○鈴木内閣総理大臣 私は、昭和五十二年にソ連

との間で二百海里問題で長期にわたる苦渋に満ちた交渉をやつたことがござります。これは背後に

北方四島の領土問題が絡んでおつたからでござい

ます。私はそのために交渉を中断して帰りました

て、わが國も二百海里法というものを国会の御協

力をいただいて二週間の間につくりました。それ

は当然のことながらわが國固有の領土である北方

四島を抱え込んだ二百海里法であつたわけでござ

ります。したがつて、ソ連の言う二百海里とわが

国の二百海里法というのは、あの北方四島の沖合

いではダブつておる。戦後未解決の問題といふのが、一九七二年に当時の田中総理、大平外務大臣とプレジネフ書記長との間に激論が闘わされまし

て、最後に共同コミュニケの中に戦後未解決の問題ということで合意をした経緯がございます。そういうことから、この日ソ漁業協定の場合でも大らかに沿って改定をされる、こういうことでやつた

わけでござります。

そのように私は、北方四島の問題につきましては、皆さんと同じような熱意を持って今まで努力をしてまいりましたのでございます。先ほど伊東外務大臣が国連の総会でこれを強調し、また帰つてまいりましてから北方四島の視察もいたしました。総務官もやつております。私としてはこのことを大事に考えておりますが、その時期等につきましては慎重に私、これから考えてまいりたいと考えております。

○神田委員 大平内閣の官房長官でありました伊東官房長官に、私は、大平総理に対して、北方視察をぜひやってくれという御提言をしておきました。それを前向きに検討すると言われたまゝ、あ

いいう劇的な形で大平総理は亡くなられました。いまの御答弁を聞いておりますと、鈴木総理も北

方の視察についてはこれを前向きに考える、時期等については検討させてくれ、こうしたことだと

いうふうに考えてよろしゅうございますか。鈴木内閣総理大臣 ただいまお答えをしたところ

は、宮澤官房長官の発言を見られる政府全体、内閣全体としてはそういう形で表現すべきでない、こ

ういうように言つてゐるのじやなかろうか。私は、官澤官房長官の発言を見られたとしても、政府全体としてはそういう形で表現すべきでない、こ

れがあるのじやないか、このように考えておる

わけでござりますので、その点についてさらにお答えいただきたいと思ひます。

○鈴木内閣総理大臣 私は、防衛庁の言つておることと宮澤官房長官が言つておりますこととそ

う大きな食い違いはない、このように思つておるわけでござります。専門家は、客観的な状況、客観的

的脅威と言つときには、相手国が日本が敵視していると誤解する可能性があり、そのような誤解は与えないようにするのかが望ましい、このように発言をされておるわけでございまして、私は、宮澤長

官が対ソ脅威論のそういう意味では野方岡な横行を厳しく退けておる、このように受けとめたわけ

でございます。さらに宮澤長官は、仮に脅威があるとしても、わが国としては、その脅威を顧み化せしめない外交努力が必要なのだ、このようにも力強く説明されておるわけでございまして、この問題が解決すれば、この漁業二百海里問題もその

点について明確な鈴木総理大臣の見解をただした

い、このように思います。

○鈴木内閣総理大臣 宮澤官房長官が申し上げたとおり、仮に客観的に見て潜在的脅威とみなされるような状況がありましても、これを顕在化させ

た。総務官もやつております。私としてはこのことを大事に考えておりましても、これを顕在化させ

た。官がおられるわけでもないので、さらに突っ込んで思つておるわけでもないで、ここで官房長

官がおられるわけですが、そこに大きな矛盾があるとしても、わが国の国益からこうだというふ

うに最後のくだりがあるわけですから、防衛庁の考え方と大きな違いがあるし、いま鈴木総理がお

つしゃつた考え方とも大きな違いがある、このよ

うに思つておるわけでもないで、さらに突っ込んで申し上げませんが、そこには大きな過ちを犯している

形で、私は悪くなつておるのじやないかと言わざる

るというふうに思つておるわけでもない、こういふふうに思ひますし、いままでの委員会討議の中

でのそういう総理の認識は、大きな過ちを犯している

ものだといつて断定せざるを得ない、こういふふうに思ひますし、いままでの委員会討議の中

でのそういう総理の認識は、大きな過ちを犯している

で、私は悪くなつておるのじやないかと言わざる

を得ない、このように思ひます。

さくらに御質問申し上げますが、一九七七年度のいわゆる防衛白書に、新たな防衛態勢への移行の

五項目というものが例示があるわけだ、たとえば

五項目といつて、イ、ロ、ハ、ニという形

で項目が挙げられておるわけであります、さら

に塩田防衛局長は一つをつけ加えて、わが周辺

の軍事情勢の変化というものもあるのだ、こうい

う形で、五項目だけではなく一つあるの

で、あるいはさらにつけ加えるようなそういう考

え方もあるやうに聞こえる発言をされておるわけ

であります。本委員会でもそういう發言をされて

いるところであります、私は、こういう

發言は、ソ連の潜在的脅威というものをつくり出

して、でつち上げてというのですか、そういうも

のをことさら言うことによって、基盤的防衛力構

想というものを、いまはお認めになるような發言

をされておるわけありますが、将来そういうもののを否定する伏線として、そういうわが国の周辺の軍事情勢の変化という場合においては、基礎的防衛力構想を見直さなければならないという形でお考えになっておるのじやなかろうか、こういうふうに考へるわけでござります。

そこで、具体的に一九七七年から今日までの間に於いてソ連の軍事力、とりわけ極東での軍事力の強化というものを、特にソ連の極東艦隊の強化というようなこともしばしば言われておるわけであります。その間においても日本の自衛隊といふか國防力も強化されていることも事実でありますし、また同時に、アメリカにおいてもそれに見合った形の軍事力の強化がなされておる、ある軍事力が低下しつつある、絶対的にはいまないは第七艦隊、あるいはその背後にあるところの第三艦隊などにおいてもやはりそれ相応の対応をされおるので、ソ連だけを見て相対的にアメリカの軍事力が低下しつつある、絶対的にはいまないいとわれわれは考へざるを得ないのですが、その点についてどうですか。

○大村国務大臣 ここ数年間の極東における米ソの軍事力の変化についてお尋ねがございましたので、私からお答えさせていただきます。

現在極東ソ連軍は、昭和五十二年白書で注目を要すると言つております。確認になるので、私は専守防衛に徹するとか、そういうふうな変化はないのですが、その点についてどうですか。

○大村国務大臣 これは、ソ連の軍事力増強は引き続き行われており、またベトナムの基地の常時使用等活動な活動が見られます。一方同様に注目されておりました在韓米地上軍の撤退は一九八一年まで凍結され、また極東米軍は近代化が図られているものの、当時二個空母群を西太平洋に常時プレゼンスさせていた第七艦隊は、現在では一隻となる等の状況になつております。このようなことからいたしまして、西太平洋における米ソの軍事バランスが大幅に崩れたとは言えませんが、わが国周辺の情勢は厳しさを増しているものと私たち見

ておるわけでござります。そこで、ソ連の軍事力の強化の態勢に移行するための条件として從来挙げられてきた五つの例示に加えて、わが国周辺の軍事情勢の変化を単にもう一つの例示としてつけ加えたものであると承知いたしております。

○上田(卓)委員 私は納得できません。総理、はつきり申し上げて、確かに韓国での在韓米軍の撤退云々という発言もありました。あるいはソ連の極東における軍事力の強化ということもありまして、いかに第七艦隊、あるいはソ連側におきましてもそういう状況、第三艦隊などにおいてもやはりそれ相応の対応をされおるので、ソ連だけを見て相対的にアメリカの軍事力が低下しつつある、絶対的にはいまないいとわれわれは考へざるを得ないのですが、その点についてどうですか。

○大村国務大臣 ここ数年間の極東における米ソの軍事力の変化についてお尋ねがございましたので、私からお答えさせていただきます。

現在極東ソ連軍は、昭和五十二年白書で注目を要すると言つております。確認になるので、私は専守防衛に徹するとか、そういうふうな変化はないのですが、その点についてどうですか。

○大村国務大臣 これは、ソ連の軍事力増強は引き続き行われており、またベトナムの基地の常時使用等活動な活動が見られます。一方同様に注目されておりました在韓米地上軍の撤退は一九八一年まで凍結され、また極東米軍は近代化が図られているものの、当時二個空母群を西太平洋に常時プレゼンスさせていた第七艦隊は、現在では一隻となる等の状況になつております。このようなことからいたしまして、西太平洋における米ソの軍事バランスが大幅に崩れたとは言えませんが、わが国周辺の情勢は厳しさを増しているものと私たち見

ているのでござります。

なお、防衛局長が「防衛計画の大綱」に言う新たな防衛力の態勢に移行するための条件として從来挙げられてきた五つの例示に加えて、わが国周辺の軍事情勢の変化を単にもう一つの例示としてつけ加えたものであると承知いたしております。

○上田(卓)委員 私は納得できません。総理、はつきり申し上げて、確かに韓国での在韓米軍の撤退云々という発言もありました。あるいはソ連の極東における軍事力の強化ということもありまして、いかに第七艦隊、あるいはソ連側におきましてもそういう状況、第三艦隊などにおいてもやはりそれ相応の対応をされおるので、ソ連だけを見て相対的にアメリカの軍事力が低下しつつある、絶対的にはいまないいとわれわれは考へざるを得ないのですが、その点についてどうですか。

○大村国務大臣 これは、ソ連の軍事力増強は引き続き行われており、またベトナムの基地の常時使用等活動な活動が見られます。一方同様に注目されておりました在韓米地上軍の撤退は一九八一年まで凍結され、また極東米軍は近代化が図られているものの、当時二個空母群を西太平洋に常時プレゼンスさせていた第七艦隊は、現在では一隻となる等の状況になつております。このようなことからいたしまして、西太平洋における米ソの軍事バランスが大幅に崩れたとは言えませんが、わが国周辺の情勢は厳しさを増しているものと私たち見

ています。

○上田(卓)委員 私は納得できません。総理、はつきり申し上げて、確かに韓国での在韓米軍の撤退云々という発言もありました。あるいはソ連の極東における軍事力の強化ということもありまして、いかに第七艦隊、あるいはソ連側におきましてもそういう状況、第三艦隊などにおいてもやはりそれ相応の対応をされおるので、ソ連だけを見て相対的にアメリカの軍事力が低下しつつある、絶対的にはいまないいとわれわれは考へざるを得ないのですが、その点についてどうですか。

○大村国務大臣 これは、ソ連の軍事力増強は引き続き行われており、またベトナムの基地の常時使用等活動な活動が見られます。一方同様に注目されておりました在韓米地上軍の撤退は一九八一年まで凍結され、また極東米軍は近代化が図られているものの、当時二個空母群を西太平洋に常時プレゼンスさせていた第七艦隊は、現在では一隻となる等の状況になつております。このようなことからいたしまして、西太平洋における米ソの軍事バランスが大幅に崩れたとは言えませんが、わが国周辺の情勢は厳しさを増しているものと私たち見

ています。

○上田(卓)委員 私は納得できません。総理、はつきり申し上げて、確かに韓国での在韓米軍の撤退云々という発言もありました。あるいはソ連の極東における軍事力の強化ということもありまして、いかに第七艦隊、あるいはソ連側におきましてもそういう状況、第三艦隊などにおいてもやはりそれ相応の対応をされおるので、ソ連だけを見て相対的にアメリカの軍事力が低下しつつある、絶対的にはいまないいとわれわれは考へざるを得ないのですが、その点についてどうですか。

○大村国務大臣 これは、ソ連の軍事力増強は引き続き行われており、またベトナムの基地の常時使用等活動な活動が見られます。一方同様に注目されておりました在韓米地上軍の撤退は一九八一年まで凍結され、また極東米軍は近代化が図られているものの、当時二個空母群を西太平洋に常時プレゼンスさせていた第七艦隊は、現在では一隻となる等の状況になつております。このようなことからいたしまして、西太平洋における米ソの軍事バランスが大幅に崩れたとは言えませんが、わが国周辺の情勢は厳しさを増しているものと私たち見

ています。

○上田(卓)委員 私は納得できません。総理、はつきり申し上げて、確かに韓国での在韓米軍の撤退云々という発言もありました。あるいはソ連の極東における軍事力の強化ということもありまして、いかに第七艦隊、あるいはソ連側におきましてもそういう状況、第三艦隊などにおいてもやはりそれ相応の対応をされおので

ても、それは話し合いによって意思統一をして、そしてその協調の上に立つて足並みをそろえて進めるということでなければならぬと思ふわけでございまして、伊東外務大臣が当委員会で申し上げたと、いふのは、現在の申し合せを乱しておる國の方に足並みをそろえるという意味ではないに、とにかく今後も西側の先進國は足並みをそろえるように協議を遂げ、十分その点の調整を図つていく必要がある、こういうことを申し上げた、私はそう理解をいたしておるわけでございます。

○上田(卓)委員 だからだめなんですね。ソ連に対する経済措置をやつたつものが、結果的には日本の方が経済措置を受けておるわけであります。そういう点で総理のような考え方を持つておれば、ヨーロッパ諸国は喜ぶんじやないか、こういうふうに思うわけあります。そういう点で、一日も早くそういう措置をやめていただきたい、本当にわが國の國益というものを大事にしてもらいたい、このように思います。

次に、新聞紙上で大きな問題になつておりますナヒモフ号の財産問題であります。外務省は、日本海海戦でナヒモフを捕獲し、戦利品としたことは不動の事実だ、このようにおっしゃつておるようでございますが、ここに大きな本があるわけであります。これはイギリスの海軍の公式の戦史「日本海海戦」、一九〇〇年に出版されたものであります。そこでこのように書いておるわけであります。「ナヒモフ号を自沈させようとするならば、乗組員をナヒモフと運命をともにさせる」と、日本海軍は警告したが、ロシア海軍兵士は生身をもかえりみず、ナヒモフの名誉にかけて、キングストンバルブを開け、ナヒモフは海底に沈んだ。船長は甲板に立ち、「シア海軍旗が頭上にはためいた」云々、こういう形で、その当時の模様を書かれておるわけでございまして、特にこのナヒモフ号の財貨について日本海軍が、海軍戦利品取扱規程第五条に基づき國庫納入の手続をした事実はないと私は考えておるわけであります。いずれにしても、日本側に言い分があつたとし

ても、対ソ連との関係でもあるわけでありますから、やはりソ連に事前にそういう日本側の見解といたものを明らかにする、あるいは諸外国の方々にも、このものについてはこうだという説明があげてしかるべきではないか、私はいまこういうふうに思つておるわけであります。いすれにしても、これは大きな外交問題にも発展しつつある、こういうふうに思いますので、その点についてソ連側と十分に話し合いをするお考え方があるのかどうか、その点についてお聞かせいただきたい、このように思います。

○武蔵政府委員 ナヒモフ号に関しましてソ連側との間にいろいろやりとりをしているということは、先生御承知のとおりでございまして、最初ソ連側からナヒモフ号に対する所有権を確認すると言つてまいりましたのが十月三日でございましたか、十月二十日に私どもの方から、これは当時の帝国海軍の公式記録によりまして、ナヒモフ号は日本海軍が拿捕したのである、それで、捕獲した時点において国際法上戦利品とみなされる、戦利品についての所有権は即座にかつ無条件に捕獲した側に移る、そのような戦時国際法の規定にのつたりまして、ソ連側の主張するナヒモフ号に対する所有権は認められないという回答をいたしました。けであります。

その後、先週の金曜日でござりますけれども、ソ連側から改めてソ連側の立場を申し述べてまいりましたけれども、その際、日本側の方からなる日本側の主張の根拠を述べたということはあるわ

ります。ナヒモフ号を自沈させようとするならば、乗組員をナヒモフと運命をともにさせるのよろしくて、このロッキード事件の灰色高官として世間で騒がれておりますところの、また国会でも追及のあつたところの、元運輸大臣の佐々木秀世氏あるいは元運輸政務次官の福永一臣氏等については、やはりこの「手引き」の中にあるところの国民感情にもそぐわざ云々という意味で、衆議院の授与が不適当な場合に当たるのではないか、このように考へるわけであります。が、総理の見解を明らかにしてもらいたい、このように思います。

○鈴木内閣総理大臣 今回の秋の収束につきましては、通常の審査基準に従いまして厳格にこれを進めてまいりましたのでございます。賞勲局事務当局においていろいろの角度から審査をし、さらに三長官会議におきまして、これまた特に慎重にこれを取り扱つてまいりましたのでございます。私は、刑事訴追等にもならない、一方において国会議員として戦後の日本の復興等に貢献をされた長官においては、その功績というようなものを彼此勘案をいたしまして、妥当なものである、このように考えてお

ります。

○上田(卓)委員 お答え申し上げます。  
ただいま先生お尋ねの点でございますが、私の方に、都道府県の職員並びに事務担当者の便を考えまして、「榮典事務の手引き」という冊子をこしらえてございます。この中に先生がいまおつやいました文言にはほぼ近い内容のものが出ておりますが、それをちょっと短くぞざいますから申し上げます……(上田(卓)委員「結構です」と呼ぶ)それではその意味でございますが……

○上田(卓)委員 時間がないから結構です。總理、答えてください。  
○江藤委員長 中島武敏君。  
○中島(武)委員 突然ですが、金大中氏問題について総理にお伺いをしたいと思います。  
さきのう控訴審の判決がありました。再び金大中氏は死刑であります。金大中氏は、昭和四八年八月八日、わが國から拉致されて韓国内に連れていかれました。この問題は、人権の問題としてもも、わが國の主権にかかわる問題としても重大な問題であります。ところが、この金大中氏に対する判決文が公表されておりません。一審の判決文だけではなくて、報道によれば、きのうの二審の判決も判決文が公表されていないようであります。死刑にしておきながら、その根拠を明らかにしない、考えられないようなことが行われておるわけであります。総理、近代的な裁判で判決文を発表しないといううそい状況を韓國以外に御存じでしようか。またこの判決文を韓國政府から入手するためにはどのような努力をされているか、ます

ざいます。

○中島(武)委員 判決文が公表されないというような裁判を行っている国についてのお答えは直接にはありませんでしたけれども、私はそういう国を知りません。総理も恐らく知らないのではないかと思うかと思うのであります。起訴状によりますと、御承知のように、金大中氏の東京における、日本における活動が国家保安法違反に問われておるわけであります。東京で、日本で韓民統の結成を行い、その議長に推されたとされている点であります。起訴状と同じように、この判決文が発表されるということになりますと、在日中の活動については責任を問わないとされましたあの政治決着を見直さざるを得なくなるような内容なので発表しないのだとしか考えることはできないのであります。おおよそ裁判で判決文を発表しないといふ裁判、これは尋常なものではありません。何か発表するとぐあいが悪いところがあるから発表しないのだ、いま申し上げたように、政治決着を見直さざるを得ないような、そういう中身、それ以外には考えようがないわけであります。

いま総理は、重大な関心を持っているということを言わされました。いまでも重大な関心あるいは憂慮の念を表明してきたわけでありますけれども、しかしながら、いま申し上げたよろうことで、向こうが、韓国が出さなければならずらに日だけが過ぎてしまつて原状回復はできない、金大中氏は死刑に追いやられる、こういう事態になるわけであります。こういう事態になるならば、私は日本の政府の責任も非常に重大であると思うわけであります。そこで私は、判決文を何としても発表させて、政治決着を見直すべきであると思うのであります。どうしても韓国が、全斗煥政権が判決文を発表しないというのであるならば、先ほど申し上げたように、政治決着を見直さざるを得ない、そういうことに触れる内容としか考えられないでありますと、この問題は命にかかる、人権にかかる問題であり、またわが国の主権にかかる大問題であります。そういう

う点から韓国政府との間のあの政治決着を見直して、そして日本に金大中氏を取り戻すべきではないか、このように思うわけであります。いま日本

政府がやれるすべての手を打つべきであると思うのでありますが、総理の見解はどうでしようか。

○鈴木内閣総理大臣 起訴状に述べられておりま

す点につきましては、韓国政府から公式に、背景説明の部分であります。こういうように日本政府に対する回答がなされておるところでございます。

○鈴木内閣総理大臣 起訴状につきましては、先ほど申

し上げましたとおり、いまだに実現しておりませんが、今後におきまして、引き続き判決文の提供、提出方について交渉を進めてまいる考え方でござります。

なお、政治決着の問題につきましてお話をございましたが、金大中氏拉致事件につきましては、私どもはいま刑事案件として捜査を継続いたしておるわけでございます。いままでの調査の段階におきましては、韓国の公権力が日本の主権を侵害したという確たる証拠を掌握、把握しておらないわけでございます。この公権力がわが国の主権を侵害したこと、これが明確になった場合において、

初めに政治決着の見直しといふことがあるわけですが、さうなことのない段階におきましては、政治決着の見直しといふことは考えてお

りません。

○中島(武)委員 いまの総理のお答えは、背景説明だという韓国の説明を受け入れておられるものでしようか。奇妙な説明だと思って私どももいろいろ調べてみましたが、しかし、軍法会議法を見直しても、起訴状には起訴事実以外記載してはならないとはつきり定めておられます。起訴

状には背景説明などといふものを載せてはならないと評価されるのでしょうか。

○鈴木内閣総理大臣 前段の方はおっしゃるとおりでございます。後段の方の問題につきましては、私の真意は、自由民主党の立党以来の政綱の中には、平和主義、民主主義、基本的人権の尊重といふ構なことです、タブーを破ったことだ、こういうふうに評価されるのでしようか。

○鈴木内閣総理大臣 私が自由民主党の当選一回

の諸君と懇談をいたしました際に、憲法の問題につきまして所見を求められました。その際に、こ

の国会においては本会議並びに予算委員会におい

て、憲法論議が七〇%くらいの時間をかけて与野

党の間で論議が交わされた。この論議は大変時間

をかけたけれども決してむだではなかった。とい

うことは、憲法九十九条は憲法を尊重し、擁護する義務があるということで、鈴木内閣はこれをあ

くまで守つていくのだということを明らかにいた

ら、しばらくその答弁は待たせていただきたいと思ひます。

○中島(武)委員 時間の点もありますので、先へ進みたいと思いますが、この際、背景説明などと

いうようなことにござがされることなく、そして

また判決文を明らかにしないでこのまま死刑に追

い込まれていく、政治決着見直しの機会を失う

ということのないよう、鈴木内閣がもしそんな

ことになれば、内閣の責任が問われるときも思

うあります。だから、先ほど言わされましたよ

うに、判決文を堅固として入手する。入手できなければ、そのときにはぐあいが悪いから判決文をよ

こきないので、したがって政治決着は見直す、こ

ういう断固たる態度で臨んでいただきたいと思

うります。

○中島(武)委員 直接のお答えじゃないのですけ

れども、奥野法務大臣の憲法問題についての發

言、これはいま総理が答えた慎重な上にも慎

重という、これに欠くるものがあるのじやないか

ということであります。同時に、この二回当選代

議士との懇談会で、内閣として現行憲法を擁護、

尊重し、他方、自民党は自民党立党以来の自主主

法制定の努力をする、両面の対応が必要になって

きた、こういうふうに言っておられます。ところ

なりますと、鈴木総理としましては、憲法問題に

対する姿勢としては、総理としては尊重、擁護、

そして総裁としては自主憲法制定に努力するとい

うことであります。

○中島(武)委員 直接のお答えじゃないのですけ

れども、奥野法務大臣の憲法問題についての發

言、これはいま総理が答えた慎重な上にも慎

重という、これに欠くるものがあるのじやないか

ということであります。同時に、この二回当選代

議士との懇談会で、内閣として現行憲法を擁護、

尊重し、他方、自民党は自民党立党以来の自主主

法制定の努力をする、両面の対応が必要になって

きた、こういうふうに言っておられます。ところ

なりますと、鈴木総理としましては、憲法問題に

対する姿勢としては、総理としては尊重、擁護、

そして総裁としては自主憲法制定に努力するとい

うことであります。

○鈴木内閣総理大臣 前段の方はおっしゃるとおりでございます。後段の方の問題につきましては、私の真意は、自由民主党の立党以来の政綱の中には、平和主義、民主主義、基本的人権の尊重といふ構なことです、タブーを破ったことだ、こういうふうに評価されるのでしょうか。

○鈴木内閣総理大臣 私が自由民主党の当選一回

の諸君と懇談をいたしました際に、憲法の問題につきまして所見を求められました。その際に、こ

の国会においては本会議並びに予算委員会におい

て、憲法論議が七〇%くらいの時間をかけて与野

党の間で論議が交わされた。この論議は大変時間

をかけたけれども決してむだではなかった。とい

うことは、憲法九十九条は憲法を尊重し、擁護する義務があるということで、鈴木内閣はこれをあ

くまで守つていくのだということを明らかにいた

法である憲法の問題であるから、もつと慎重に、冷静に勉強をしっかりとしなければいけないよと、いうことを若い諸君に言つただけでございます。

○中島(武)委員 その問題については、勉強せよと言われたのだと、いう問題については、またもう一度お尋ねしたいと思います。

一九五〇年前後の憲法改正問題についてお尋ねしたいと思います。

一九四九年三月一日のブレッダー統合参謀本部議長のフォレスタル国防官あての報告によりますと、日本は防衛用軍備を持つよう憲法の改正を進めるための方策を検討すべきである。こういふ報告がなされております。また一九五〇年十二月二十八日、統合戦略調査委員会の統合参謀本部あての報告によりますと、日本再軍備のためには憲法改正が必要である、憲法を改正するまでには憲法改正しないままに講和が締結されました。そして講和調印直後、一九五一年十月の下旬でありますけれども、アメリカ占領軍司令部民政局の日本政府に対する再軍備、憲法改正に関する覚書といふのが出されております。総理はこれを御存じでしょうか。

○鈴木内閣総理大臣 いま中島さん、いろいろ米軍当局の係官等が述べられたとかあるいはそういう記録があるとかいうことをおっしゃつたわけでござりますけれども、アメリカ政府から日本政府に公式にそういう要請なり意見の開陳があつたということを私はまだ聞いておりません。

○江藤委員長 先ほどの外務省参りましたが、いりますが、私は、これは抜けるべきではないかというふうに思うのであります。総理の見解をお聞きしたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 憲法問題につきましていろいろ中島さんおっしゃつているのであります。アメリカ政府なりそういう方面から日本の憲法改正問題といふのが影響を受けたり動かされたりするものではない。これは主権者である国民全体の大半の判断によって決まる問題でございます。

私は、日本国民のそういう毅然たる自主性というものを信頼をいたしております。私は、こういふ軍備の増強、安保の再改定、そのための憲法改正、これは非常に危険な道に踏み込んでいくと思ふのであります。私どもは、日本の安全は、安保条約を廢棄し、非同盟中立の道、これだけであると思っております。

時間が経過いたしておりますので、このことを申し上げ、なお法務局の方から答弁があれば伺います。

○江藤委員長 終わらせます。外務省アジア局股野北東アジア課長。

○股野説明員 先ほど、金大中氏の裁判にかかる起訴状の内容について、訴因と背景説明ります起訴状の内容について、訴因と背景説明します。確かに自由民主党の議員諸君が多数これに加盟をいたしております。しかし、この憲法改正問題について推進云々と言つておりますけれども、自由民主党の憲法調査会におきましても、まだ憲法のどこをどういふかに改正するかといふ結論は何も出しておりません。いまいろいろ勉強しておられます。韓国側に確認を求めたわけでございます。韓国の刑事訴訟法の解釈については、これまでこの点を韓国側でございます。

改定要求をすいぶんやつたことは、これはもう終理もよく御存じのことだと思います。そしてこの覚書が出されたそれ以後、憲法改訂論議が大変盛んになつたわけあります。自民党と改進党も一緒に自主憲法期成議員同盟が結成され、私もこの趣意書、規約を読みました。目的は「自主憲法推進」と非常に明快にうたっております。「もはや憲法調査会が発足をしました。また鳩山内閣のときには、自主憲法期成議員同盟が結成され、私もこの趣意書、規約を読みました。目的は「自主憲法改定」をすすめています。これが、まさに改定の要件です。

○中島(武)委員 先ほどの米占領軍民政局の日本政府に対する再軍備、憲法改定に関する覚書、これはぜひ提出をしていただきたい。

それから、そういうことが提出されなければ非常に明らかになると私は思うのですが、当時のアメリカ側からの発言といふものを考えながら、私は、これはアメリカから押しつけられた改憲運動ではないかと思うのであります。論議の域をすでに踏み越えていますけれども、しかしながら、実はアメリカから押しつけられた改憲運動ではないかと思うのであります。運動団体になっていてる自主憲法期成議員同盟、これに総理も入っておられるようになりますが、私は、これは抜けるべきではないかというふうに思ふのであります。総理の見解をお聞きしたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 憲法問題につきましていろいろ中島さんおっしゃついているのであります。アメリカ政府なりそういう方面から日本の憲法改定問題といふのが影響を受けたり動かされたりするものではない。これは主権者である国民全体の大半の判断によって決まる問題でございます。

私は、日本国民のそういう毅然たる自主性というものを信頼をいたしております。私は、こういふ軍備の増強、安保の再改定、そのための憲法改正、これは非常に危険な道に踏み込んでいくと思ふのであります。私どもは、日本の安全は、安保条約を廢棄し、非同盟中立の道、これだけであると思っております。

時間が経過いたしておりますので、このことを申し上げ、なお法務局の方から答弁があれば伺います。

○江藤委員長 終わらせます。外務省アジア局股野北東アジア課長。

○股野説明員 先ほど、金大中氏の裁判にかかる起訴状の内容について、訴因と背景説明します。確かに自由民主党の議員諸君が多数これに加盟をいたしております。しかし、この憲法改定問題について推進云々と言つておりますけれども、自由民主党の憲法調査会におきましても、まだ憲法のどこをどういふかに改正するかといふ結論は何も出しておりません。いまいろいろ勉強しておられます。韓国側に確認を求めたわけでございます。韓国の刑事訴訟法の解釈については、これまでこの点を韓国側でございます。

そこで、総理は国会でも再三、現行憲法を誇りとする旨の表明がございます。その根拠は、現行憲法が持つ平和主義あるいは自由主義、基本的人権の尊重あるいは民主主義、こういったものを擧げておられるわけでございますが、先ほどの総理の御答弁の中で、鈴木総理の平和外交の基本についての御答弁の中で、価値観を共有する国との連帶あるいは体制の異なる国とも共存をしていくと、いうことを平和外交の基本にしておられるわけですが、どうも昨今の韓国の状況を見ると、自由主義、民主主義、基本的人権の尊重を基調とする韓国政治と価値観を共有しているとは思えない。

○鈴木内閣総理大臣 私は、韓国の政治の現状といふものは、諸般の情勢、そういうものに対応する姿であると考えておりますが、基本的には、やはり韓国の政府といふものは自由陣営の一員であり、いま申し上げたような方向を目指して努力をしておる、このように考えておるわけでございます。

○河野委員 自由陣営の一員だと私も考えたいと思ひます。しかし、少なくとも今日の状況は、必ずしも総理がおっしゃつておられる基本的個人権が尊重をされたり、民主主義が大事にされている状況と違う、そう私は認識しているのですが、もう一度お答えいただけないでしょうか。

○鈴木内閣総理大臣 河野さんが御指摘になるように、過渡的に現状を見た場合に、そういうような認識、見方というものが成り立つかもしれませんが、私は、目指すものは、韓国の政治というの自由陣営の一員としての体制をつくっていくということを目指しておるもの、このように考えておるわけでございます。

○河野委員 目指すものが自由主義陣営の一員としてというふうに認識しておられるという点については、私も合意をいたします。しかし、少なくとも今日の状況は、必ずしも、だれも異存なくそういう言えるかどうかという点では見解がいろいろあるといふことで、ひとつ総理にもあるいはわれわれ政治に携わる人間も監視していくといきたい、深く注目していきたい、こういうことでこの問題は後日の議論に回しておきたいと思います。

私は余り持ち時間がありません。防衛力の整備について一、二点お伺いをいたします。

今回提案をされました防衛府設置法等は、いずれも中業の中にあるもので、年次計画といいますか、計画を一つずつ進めていくといふものの中の一つだと理解をいたします。しばしばこの委員会でも話が出るので、防衛の専門家としての判断というものがあつて、しかし、それを超える、トータルに日本の平和とか安全を考える、そういう考え方があるからさまである、これは当然ですね、シビリアンコントロールの原則から言えば当然だ。シビリアンコントロールの原則は当然あるわけですが、その前提として、防衛当局が専門家の立場からさまざまな調査を行つたりさまざまなかな計画をおつくりになる、これもあつていいことだと私は思いますが、中期業務見積もりについて、こういうものがあるから着々とこれを具体化

するためには、さらに一層努力をしてまいります、再来年もまたやります、こういうことであります。

○河野委員 もう一点、日本の防衛力の整備につきだと思いますが、日本全国各地にござります基

地周辺の住民との間にまだ完全な合意、理解といふものが成り立つてない部分がある。先般も私はこの委員会で質問させていただきましたけれども、たとえば厚木基地にP-3Cを配備しようとしているふうに認識しておられるという点について、私も合意をいたします。しかし、少なくとも今日の状況は、必ずしも、だれも異存なくそ

うのが現状でございます。着々と専門家の立場から防衛力を整備しようとなさることは一つの考え方でございますけれども、着々と整備をしていくためには国民のとりわけ基地周辺住民の理解なくして進めてはいけないのではないか。恐らくこれから先潜水艦隊が編成をされて、どこにそれを配備するとかなんとか、いま直ちにということでないかもしれません、将来さらにそういうものが大型化されるとかあるいは大量になつてくるといふことになれば、また母港の問題、基地の問題が議論になつてくると思うのです。基地周辺住民の理解と協力が防衛計画を、整備を進めていく上に不可欠なものだと思いますが、総理の御所見を伺いたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 河野さんのおっしゃるとおりでございまして、地域住民の理解、協力、そして関係地方団体の協力と御支援、これが防衛力を整備する、またそういう施設を設け、それを円滑に運営する、機能を發揮する、そういう大前提になるわけだと思います。政府として、今日までも理解、協力を得るために努力をしてまいりましたが、まだ不十分な点が多くあつたと思っています。

○鈴木内閣総理大臣 河野さんのおっしゃるとおりでございまして、地域住民の理解、協力、そして関係地方団体の協力と御支援、これが防衛力を整備する、またそういう施設を設け、それを円滑に運営する、機能を発揮する、そういう大前提になります。しかし、こう思つております。

○鈴木内閣総理大臣 河野さんのおっしゃるとおりでございまして、地域住民の理解、協力、そして関係地方団体の協力と御支援、これが防衛力を整備する、またそういう施設を設け、それを円滑に運営する、機能を発揮する、そういう大前提になります。しかし、こう思つております。

解を得るように、さらに一層努力をしてまいります。近隣諸国に、どう思つておられます。

○鈴木内閣総理大臣 その点は十分日本として注意を払つていかなければならぬ点だと考えてお

ります。私は、経済大国であつても軍事大国にはならない、平和憲法のもとに専守防衛に徹する、非核三原則を堅持する、シビリアンコントロールを強化していく、こういうことを繰り返し申し上げておるわけだと思います。そして近隣諸国に、特にASEAN等の友好国に脅威を感じさせるようなことがあつてはならないわけだと思います。

伊東外務大臣が先般ASEAN諸国を歴訪いたしましたが、その際には、この点について十分理解をしていただくよう説明もしたわけだと思います。いろいろこれからもそういう点を十分注意してまいりたい。私も一月にASEAN諸国を訪問するつもりでございますから、私の考え方、これを十分お話しをしまして、御理解をいたくつらうござります。

○河野委員 国連その他で日本が表明している軍縮に対する強い決意、そういうものを踏まえて、ASEAN歴訪の際には、ASEANの諸国に日本本の真意をきっちりと伝えるということをぜひお願いをして、質問を終わらせさせていただきます。

○江藤委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○江藤委員長 これまで本案に対する質疑は終局いたしました。

○江藤委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。

染谷誠君。

○染谷委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に對し、賛成の意見を表明するものであります。

世界の平和は、現代に生を受けたわれわれに与えられた最大の課題であり、わが国は国際連合の平和維持活動を積極的に支持し、国際間の協調を図り、世界平和の実現を期しているところであります。が、現実の国際社会においては、軍縮への努力が続けられているものの、いまだにその理想を実現し得るような段階には至つておらないのであります。

むしろ、最近の国際情勢は、ソ連軍事力の急速

な増強、ことに昨年末のソ連のアフガニスタンへの軍事介入等の結果、米ソのデタントにもかげり

があらわれ、国際情勢は大きく変化しつつあると言わざるを得ないと思ひます。

また、わが国を含む世界経済全体にとって、石油資源を大きく依存している中東方面におきましては、先般イラン・イラク間に武力衝突が発生したことにより、情勢は一層流動化の度を加え、全体としてまことに厳しいものとなつております。まさに一九八〇年代は、わが国にとっても、また世界にとっても幾多の困難な問題を抱えた試練の年代になると予想されるのであります。

このような国際環境の中であつて各國は、それぞれ格段の防衛努力を払っているのであります。が、わが国もこのような国際社会の冷戦なる事實を率直に受けとめ、現実的な防衛政策を推進しなければならないと思います。

かかる見地からわれわれは、わが自由民主党及び政府が主張し維持してきた日米安全保障体制を引き続き堅持し、日米間に築き上げられた信頼關係を一層強げるが如きのものとし、わが国みずからも「防衛計画の大綱」に示された防衛力の水準を可及的速やかに達成するため、所要の施策を積極的に推進していくべきであると確信するものでござい

ます。

本改正案は、海空自衛官及び予備自衛官の増員と潜水艦隊の新編等をその内容とするものであります。が、これらはいずれも必要最小限の人員と効率的な部隊運用を確保するためのもので、妥当な措置であると考えるものであります。

後とも国民の防衛問題に対する理解と支持のもとに、自衛のための国内体制を育成するとともに、積極的に外交、経済等の面の努力を通じてアジア、ひいては世界の平和と安定に大きく貢献します。

終わります。(拍手)

○江藤委員長 次に、岩垂寿高男君。

○岩垂委員 私は、日本社会党を代表して、防衛

設置法等の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

昨日、十一月三日は、日本国憲法の公布の記念日でありました。憲法擁護国民連合は、三重県伊勢市で第十七回国民大会を開き、最近の政府・自民党による改憲論議を、すでに具体的な改憲作業の準備段階に入れたと見るべくないと判断し、この憲法擁護運動が迎えた最大の危機に際し、千葉に悔いを残さないよう改憲阻止の運動に全力を挙げることを決議しました。この憲法擁護国民連合の代表委員である元陸軍中将遠藤三郎氏は、最近の政府の軍備増強の動向に触れて次のように語つておられます。

「日本は、細長い島国で奥行きがない。これが最大の弱点なのです。仮にミサイル陣地や飛行場を敵と同数持つたとしても、たとえばソ連のようなら、これ一つで十分だろう。しかし、あえてそれがならないものとし、わが国みずからも

つている。関東大地震や空襲で何万、何十万といふ人が火災のために死んでいます。火災に弱いといふ日本の都市構造は改善されたか。いやむしろ改悪された。新建材や石油を原料とする家具、衣服

のたぐいは有毒ガスを発し、火災を拡大し、犠牲者を何倍にもするだろう。その上、三千万台になんとする自動車がガソリンを積み込んで走り回つてはいる。日本はかちかち山のタヌキのように、火をつけたらすぐばと燃え上がる薪を背中にどうさり背負っているのです。核やミサイルを使わぬ限定戦争の場合はどうかだつて。この人口過密の日本が戦場になつたら一体どういうことになると思うか。戦場になつた沖縄で、どんな悲惨なことが起つたかよく知られてることだ。が、東京が戦場になつたら沖縄どころではない。それに戦争は、べらばうに油を食うのだ。工業でかせがなければやつていけないというのに、石油がなくなりたら日本のはとんどの工場は全く上がつたりだよ。食糧だって六〇%も外国に頼つてゐるのだ。軍備を持つと相手に口実を与える、これは歴史が教えるところだ。口実を与えるようなことをするな。どうやつたら戦争に巻き込まれずに済むかを真剣に研究せよ。軍艦に魚雷を積んだり、飛行機にミサイルを装備するなどもつてのほかのことだ。」そしてさらに遠藤氏は、「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に當るものとする。」という自衛隊法第三条第一項に當るものとする。この規定は、自衛隊法第三条第一項が軍備増強の口実となつてゐることを指摘し、その削除が必要だと強調されておられます。

八十一年にしてなおかくしゃくとして、日本がいかに軍備増強の不可能な国であるかを説き、非武装中立の可能性を徹底的に迫る元軍需省航空兵器総局長官の言葉の正しさを、そしてそれを裏づける戦後史の重さを、いまこそ私たちにはしっかりと継承しなくてはなりません。

しかし、現実政治は、この遠藤氏の主張とは全く逆な方向に進むだけでなく、歴史の教訓を拒否して新しい戦前が始まっています。ソ連や朝鮮民衆主義人民共和国を仮想敵視し、自衛隊の増強を図り、軍事大国へ突っ走る道は、いつか来た道です。

今回の防衛庁設置法等の一部を改正する法律案も、財政危機の中で自衛官の定数をふやして防衛力の増強を図ること、潜水艦隊、航空自衛隊補給本部を新規に編成し、日米共同作戦体制を強化すること、曹長階級を設けて、自衛隊の指揮監督の体制を整備すること、予備自衛官をふやして、実質的に自衛官を増員することなどなどの点で、その階段の一つにはかならないと言わなければなりません。

私は、その危険性を強調しつつ、尊敬する遠藤三郎氏の言葉をそのまま委員各位に紹介し、反対討論を終わります。(拍手)

○江藤委員長 次に、鈴切康雄君。

○鈴切委員 私は、公明党・国民会議を代表して、防衛設置法等の改正案、いわゆる防衛三法に対し、反対の討論を行ふものであります。日本の平和憲法はその前文で、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有することをうたふことを見ない平和への宣言であると同時に、日本国民の平和を求めてやまない切なる願いであると言つても過言ではありません。

今回の防衛設置法等改正案は、單に装備の充実に伴う定員増と潜水艦隊の新編成及び自衛官の階級を新設するという単純なものでなくして、防衛計画大綱の基本的思想である基盤的防衛力構想を放棄して、脅威に対して所要の防衛力増強をねらいとしたものであり、それはとりも直さず政府の防衛力増強路線に拍車をかけるものであります。すなわち、政府はソ連の脅威を過大に宣伝し、防衛力増強を図つてゐるとしか言いようがありません。一方、政府は、防衛庁の内部資料と言わわれている中期業務見積もりをアメリカの要請により一年繰り上げようとしております。またその

ための防衛予算枠の特別扱いが着実に進められています。

われわれは、総合安全保障という幅広い視野と長期的な立場から、防衛力の位置づけと限界をどうするかという最も重要な取り組みを放置したままで、単に潜在的脅威の増大を意図的に強調して、防衛力の無制限な増強の理由づけとしようとする政府の考えには反対せざるを得ません。

このことは、急激に高まっている自民党内の憲論議と相まって、きわめて危険なものであると指摘せねばなりません。

本来、総合安全保障は、軍事的な面だけを強調するのでなくして、外交、経済、食糧、エネルギー、海外協力等、非軍事的な面での平和外交路線に立脚し、平和的努力の積み重ねによる相互信頼に立って国民的合意を得ることこそ、平和に立脚した安全保障政策の根幹に置かなければならぬと強く主張するものであります。

私は、今回の防衛予算枠の改正案は、力の均衡による防衛力増強路線そのものであり、このような政府の防衛政策は危険なものであり、賛成できないところであります。

以上、公明党・国民会議を代表し、本防衛予算法等の改正案に反対することを表明して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○江藤委員長 次に、神田厚君。

○神田委員 私は民社党・国民連合を代表して、いわゆる防衛三法、自衛隊法、防衛予算枠並びに防衛予算枠の一部改正について、一括して賛成の討論を行うものであります。(拍手)

わが党は、結党以来、わが国の中立と安全の確保のために責任野党の立場を貫きつつ、全力を尽くして闘つてまいりました。しかしながら、わが国を取り巻く国際情勢はこのような対応が許されない厳しいものとなつております。われわれ

はいまこそ国家と国民に対する政治の責任を自覚し、防衛問題に対する不毛の議論や無責任な議論を排し、事なき主義の態度を改めて、現実に立ち脚した具体的な政策をもつて防衛問題に取り組んでいかなければなりません。

わが党は今後とも責任野党の立場に立つて、防衛問題については是々非々の立場を貫いていくものであります。

以下、賛成の理由を述べます。

その第一は、わが国を取り巻く国際情勢が大きく変化し、防衛力整備が急務となつたことであります。

この数年来、ソ連は世界的規模で軍事力の増強を図るとともに、アフガニスタンへの侵略に見られるように、軍事力を背景として強引な対外進出を続けております。そのため、いまや米ソのデタントは大きく崩れ、西側自由陣営は協力してソ連の進出に対処することを迫られつつあります。

また、ソ連は極東地域においても、わが国固有の領土である北方四島のうち三島にまで軍事基地を建設したのを初め、海軍力や空軍力の大規模な増強を進めており、極東の軍事バランスは大きく変化しつつあります。

こうした事態に対処するためには、わが国としても西側自由陣営の一員としての立場を踏まえつつ、わが国の平和と安全を守るために足る防衛力の整備を着実に進めていかなければなりません。

第二は、自衛隊に対するシビリアンコントロール体制が前進したことであります。たとえば、わが党が昭和四十年以来多年にわたって設置を主張してきました国会の安全保障特別委員会がつづらに議論されることが確認されたことなどがその一例であります。

第三は、防衛問題に対する国民的合意が生まれつつあることであります。わが党はこれまで防衛問題に対する国民的合意づくりの重要性を強く

指摘し、そのために全力を尽くしてまいりました。しかし、いまや国際情勢の厳しさと相まって、平和確保のための防衛力整備の必要性について、国民的コンセンサスが生まれつあります。

すなわち、各種の世論調査からも明らかのように、憲法を擁護しながら現状程度の規模の自衛隊を整備し、その足らざるところは日米安保によつて補いつつ、西側自由陣営の一員として、日本の平和と安全を図つていくというのがそれであります。

第四は、防衛力整備についてのわが党の主張が、政府によって基本的に認められつつあること

であります。さきの党首会談を通じて、防衛力整備については、平和戦略の推進、憲法の枠内、財政事情への配慮という三条件に立つべきであるといふが、わが党の主張に政府・自民党が基本的に同意したことであり、今後、自衛隊の欠陥は正やシリアンコントロール等の一層の前進について、わが党の方針が反映される状況が生まれつることであります。しかし、それはあくまでも防衛問題について共通の議論の場ができたということであり、個々の具体的問題については、今後建設的な議論を進めていかなければなりません。

以上が、民社党が防衛三法に対し賛成する理由であります。また、この際、私は政府に対し、防衛力整備について次の諸点に十分配慮して取り組むべきことを、改めて要望するものであります。

その第一は、防衛力整備は、前述したように、平和戦略の推進、現行憲法の枠内、財政事情への配慮を基本原則として進めることがあります。

第二は、安全保障特別委員会を機能的に運営す

ることも、形骸化している国防会議を改組強化し、総合的立場から安全保障全般を協議する最高機関とするなど、シビリアンコントロールの確立を図ることであります。

第三は、米ソのデタントと没脅威論を前提とした現在の「防衛計画の大綱」を抜本的に見直し、

第四は、奇襲対処能力の欠如など、各方面から指摘されている自衛隊の欠陥を是正し、質的整備を進めることであります。

政府は、以上の点に十分に配慮し、その実行を通して、わが国の平和と安全を確保するに足る適正な自衛力の整備を進めるよう強く要望し、私の賛成討論を終わるものであります。(拍手)

○江藤委員長 次に、柳利夫君。

○柳利夫君 私は日本共産党を代表して、防衛予算法等の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

今回の防衛予算法等改正案は、潜水艦隊の創設、航空自衛隊補給本部の強化など、アメリカの世界戦略、アジア戦略に基づく日米共同作戦態勢の一層の強化、このもとの対米従属、違憲の自衛隊の増強を進める内容を持つものであり、わが党は、断じて許すことはできません。

この日米共同作戦態勢の強化、自衛隊の増強の背景には、何よりもアメリカの執拗な要求があることは明らかなところであります。それは、日米軍事同盟のNATO並み攻守同盟化という要求であり、日本の自衛隊にアジア・太平洋地域での米軍の増強を進める内容を持つものであります。

軍事同盟のNATO並み攻守同盟化という要求であります。しかし、それはあくまでも防衛問題について共通の議論の場ができたということであり、個々の具体的問題については、今後建設的な議論を進めていかなければなりません。

以上が、民社党が防衛三法に対し賛成する理由であります。また、この際、私は政府に対し、防衛力整備について次の諸点に十分配慮して取り組むべきことを、改めて要望するものであります。

その第一は、防衛力整備は、前述したように、平和戦略の推進、現行憲法の枠内、財政事情への配慮を基本原則として進めることがあります。

第二は、安全保障特別委員会を機能的に運営す

が憲法をじゅうりんしてアジア・太平洋地域での共同作戦に踏み出す危険をあらわしているのであります。

こうした日米軍事同盟の攻守同盟化の要求が、現在鈴木内閣によつて進められている憲法改悪のもとになっていることも明白であります。この八月に開かれた日米安保セミナーで、元防衛庁長官の三原自民党安保調査会長が、安保改定を公然と打ち出し、アメリカ側から憲法改悪を要求する発言が相次いだことは周知のとおりであります。

鈴木内閣がこれらを容認する姿勢をとつて、ことは、奥野法相の改憲発言の容認と相まって、鈴木首相自身が、まさに安保改定、憲法改悪を巧妙に事実上進めていくものであると言わなければなりません。

自衛隊の増強を進める「防衛計画の大綱」、中期業務見積りも、国民生活を顧みずアメリカの要求で急ピッチに進められており、これは対米従属下の軍事大国への危険な道であります。特に中期業務見積りは、主要な内容を国会と国民にひた隠しにして防衛庁や自衛隊が思うがままに軍備増強ができるという、まさに伸縮自在の軍備増強計画であります。これを政府計画に格上げさせようとの主張は、屋上屋の軍備増強の論理であり、危険なものであります。

あわせて指摘しなければならないのは、こうした重大な内容を持つ本法案についての当委員会での審議についてであります。当初わが党は、三日間という短期間の審議ではなく、慎重に十分な時間をかけて徹底審議することを要求しました。審議の過程でも、E 2 C 対日売り込みをめぐるニクソン大統領副補佐官リチャード・アレン氏と京都産業大学教授高瀬保氏の新たな疑惑も明るみに出ましたが、いまだに究明されていません。こうした点から見ても、当委員会での審議は不十分であると言わなければなりません。

最後に、現在何よりもわが国に求められているのは、こうした軍備増強、軍拡競争による軍事大国への道をきっぱりと断ち切り、国民を戦争に引

きすり込む日米軍事同盟を廃棄し、非同盟中立の道を歩むことであるということを重ねて強調します。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に対する討論を終わります。(拍手)

○江藤委員長 次に「河野洋平君」。

○河野委員長 私は、新自由クラブを代表して、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に賛成の討論を行いたいと思います。

日米安保条約の維持と節度ある防衛力の整備は、わが党の基本的な考え方であります。基本的に考え方をそつ持つてゐるわが党であつても、しかし、実際は今回の本法案審議に当たつて賛成するにはかなり内心じくじたるものがあります。それは、先ほど來の質疑でも申し上げましたように、防衛力の整備計画が国民の理解、とりわけ基地周辺住民の理解を十分に得てゐるかどうか、あるいはアジアの国々の理解を十分に得られているかどうか、若干の懸念が存在をいたします。そうした点を十分に配慮した上で、今後の防衛力の整備に当たつては、それが本当のシリアンコントロールというものではないかといふことを、私は賛成討論の中で述べなければならぬことをきわめて残念に思います。

私は、今後の防衛力整備に当たつてそうした点を十分分配慮されることを特に加えて、本法案に対する賛成討論といたします。(拍手)

○江藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○江藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○江藤委員長 この際、防衛庁長官から発言を求めておりますので、これを許します。大村防衛庁長官。

○大村國務大臣 一言ございさつ申し上げます。ただいま防衛庁設置法等の一部を改正する法律案につきまして、慎重な御審議の結果、御可決をいただきましてまことにありがとうございます。私といたしましても、本委員会における審議の内容を十分に尊重いたしまして、防衛庁に与えられた任務の遂行に全力を尽くす所存でござります。

ありがとうございました。(拍手)

○江藤委員長 次回は、来る六日木曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時三十七分散会

本案に賛成の諸君の起立を求めて採決いたします。

〔賛成者起立〕

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○江藤委員長 これより採決に入ります。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

おり可決すべきものと決しました。

お詫びいたします。

ただいま決いたしました本案に関する委員会

